

平成25年9月定例会

横芝光町議会会議録

平成25年	9月4日	開会
平成25年	9月18日	閉会

横芝光町議会

平成25年9月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月4日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第17号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	9
休会の件	58
散会の宣告	58

第 2 号 (9月6日)

議事日程	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	61
欠席議員	61
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	61
職務のため出席した者の職氏名	62
開議の宣告	63
諸般の報告	63
一般質問	63
森 川 忠 君	63
齋 藤 順 一 君	80

浅野孝男君	97
山崎貞一君	114
川島富士子君	129
議案第18号の上程、説明	147
休会の件	149
散会の宣告	149

第 3 号 (9月18日)

議事日程	151
本日の会議に付した事件	152
出席議員	152
欠席議員	152
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	153
職務のため出席した者の職氏名	153
開議の宣告	154
諸般の報告	154
議案第1号の質疑、討論、採決	154
議案第2号の質疑、討論、採決	155
議案第3号の質疑、討論、採決	155
議案第4号の質疑、討論、採決	156
議案第5号の質疑、討論、採決	158
議案第6号の質疑、討論、採決	162
議案第7号の質疑、討論、採決	162
議案第8号の質疑、討論、採決	163
議案第9号の質疑、討論、採決	164
議案第10号の質疑、討論、採決	165
議案第11号の質疑、討論、採決	166
議案第12号の質疑、討論、採決	207
議案第13号の質疑、討論、採決	207
議案第14号の質疑、討論、採決	208

議案第15号の質疑、討論、採決	209
議案第16号の質疑、討論、採決	210
議案第17号の質疑、討論、採決	210
議案第18号の質疑、討論、採決	214
議員派遣の件	220
陳情の件	220
閉会の宣告	223
署名議員	225

9 月 定 例 会

(第 1 号)

平成25年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年9月4日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第17号、報告第1号ないし報告第3号について(町長提案理由説明)
日程第 5 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤圀樹君	15番	鈴木唯夫君
16番	八角健一君	17番	川島勝美君
18番	越川輝男君		

欠席議員(1名)

14番 川島透君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
総務課長	田鍋悦央君	企画財政課長	若梅操君
環境防災課長	堀越健一君	税務課長	鈴木健夫君
住民課長	早川裕明君	産業振興課長	伊橋秀和君
都市建設課長	五木田桂一君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	早川典男君	食肉センター長	加瀬盛久君
東陽病院事務長	大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	越川誠一君	監査委員	高橋俊夫君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	高 蝶 政 道	書 記	椎 名 圭 子
-----	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 久々の雨の朝ということでありますけれども、改めておはようございます。これより平成25年9月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時56分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤罔樹君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

7番 川 島 仁 議員

11番 野 村 和 好 議員

を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（伊藤罔樹君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から9月19日までの16日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月19日までの16日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤罔樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本定例会は各会計の平成24年度決算認定について審議することから、高橋俊夫代表監査委員に出席をいただいております。

次に、請願・陳情の付託について報告します。

今期定例会に受理しました陳情2件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、報告します。

次に、議員派遣結果報告について、山崎副議長から報告書の提出がありましたので、報告をいたします。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

次に、川島透議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、7月16日に開催された山武郡市環境衛生組合議会臨時会について。

杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

○4番（杉森幹男君） おはようございます。

去る7月16日に開催された平成25年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要を報告いたします。

本臨時会に提案された議案は2議案であります。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについては、国の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体においても国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があり、千葉県においても、国と同様の措置を講ずることとなりました。

また、構成団体である山武市及び横芝光町においても、給与等の減額措置を講ずることとなったことから、組合においても山武市と同様の減額率で7月から来年3月までの9カ月間、職員の給与の減額措置を講ずることとしましたが、これにかかわる山武郡市環境衛生組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に急施を要したため、地方自治法第292条の規定により、準用する同法第179条第1項の規定により、平成25年6月20日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第2号は、工事請負契約の締結についてであります。

本案は、基幹的設備改良工事の執行について、計画支援業務で必要とされる発注仕様及び実施設計書を作成し、工事の特殊性から、千葉県内において流動床で実績のある大手プラン

トメーカーに見積書の作成を依頼したところ、既設メーカー以外のメーカーからは、見積書の提出を辞退する旨回答がありました。また、この工事は性能保証させる特殊な工事であり、既設プラントメーカー以外のメーカーが実施することが困難であることから、競争入札に付することは適さないと判断し、随意契約といたしました。

去る6月27日に、既設メーカーである神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地、JFEエンジニアリング株式会社から、基幹的設備改良工事の見積書を徴取しましたところ、23億1,000万円の見積書の提出があり、予定価格内であったため、工事請負契約を締結したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、平成25年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔4番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、8月7日に開催された、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会定例会について。

鈴木唯夫議員。

〔15番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○15番（鈴木唯夫君） 去る8月7日に開催されました、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成25年9月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された議案は3議案であります。

議案第1号、専決処分を求めることについては、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、匝瑳市議会6月定例会において、匝瑳市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例が制定され、平成25年7月1日より施行されたことから、当組合においても匝瑳市の条例を準用しているため条例改正が必要となり、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、議案第2号は、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は7億8,709万8,355円で、内訳は、構成市町負担金5億2,002万4,000円、火葬場使用料2,504万5,840円、ごみ収集処理手数料1億3,676万4,300円、基金繰入金6,000万円、

その他財産収入・繰越金等であります。

一方、歳出は総額 7 億 1,403 万 5,557 円で、内訳は、人件費等総務費 1 億 1,345 万 7,782 円、火葬場及び清掃事業費 4 億 5,495 万 8,653 円、地方債償還金 1 億 4,552 万 6,046 円等であります。

この結果、歳入歳出差引額 7,306 万 2,798 円のうち 3,800 万円を財政調整基金に繰り入れ、3,506 万 2,798 円を平成 25 年度に繰り越すこととなりました。

続きまして、議案第 3 号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法第 58 条の 2 の規定に定められている人事行政の運営等の状況の公表について、本条例を制定し、公表するために提案したものであります。

以上、提案された 3 議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 25 年 9 月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 1 5 番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、8 月 9 日に開催された、八匠水道企業団議会定例会について。
山崎貞一議員。

〔 1 2 番議員 山崎貞一君登壇〕

○ 1 2 番（山崎貞一君） 去る 8 月 9 日に開催されました、八匠水道企業団議会 8 月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会には、副議長の選挙並びに報告 1 件及び 2 議案が提案されました。

初めに副議長の選挙が行われ、副議長には横芝光町選出の伊藤罔樹氏が選出されました。

次に、報告第 1 号の平成 24 年度八匠水道企業団資金不足比率についてであります。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条の第 1 項の規定により議会に報告し、公表するもので、八匠水道企業団水道事業会計にあつては、資金不足比率がない旨の報告がありました。

議案第 1 号は、平成 24 年度八匠水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収支については、水道事業収益 12 億 299 万 4,360 円に対し、水道事業費用 12 億 650 万 5,443 円で、差し引き 351 万 1,083 円の純損失となりました。

水道事業収益のうち営業収益の主な収入は、給水収益 8 億 6,380 万 1,450 円であり、また、営業外収益のうち主な収入は市町補助金 1 億 6,738 万 6,000 円、県補助金 1 億 6,290 万 6,000 円であります。

一方、支出の水道事業費用の内訳は、営業費用12億142万9,105円、営業外費用467万8,938円、特別損失39万7,400円であります。営業費用のうち主な費用は、九十九里地域水道企業団への受水費6億7,564万7,871円、減価償却費3億1,622万215円であり、営業外費用では企業債利息の458万8,313円であります。

また、資本的収支における主な収入は給水申込納付金であり、4,776万9,750円であります。

一方、支出は1億5,210万4,657円で、内訳は、建設改良費8,135万6,826円、給水工事費1,133万6,836円、企業債償還金5,941万995円であります。

この結果、収入額が支出額に対して不足する額1億340万8,907円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填いたしました。

議案第2号は、平成25年度八匝水道企業団水道事業会計補正予算第1号についてであります。本案は、収益的収支に計上していた匝瑳市学校給食センターの受託工事費を資本的収支に組み替えたこと、及び九十九里地域水道企業団光取水場配水管工事を資本的収支に計上したこと、並びに収益的収支において給料等に補正が生じたことによるものであります。

収益的収入及び支出のうち、収入にあつては、水道事業収益399万9,000円を減額し、12億5,727万3,000円とするもので、その内訳は、受託工事収益399万9,000円を減額するものであります。

一方、支出にあつては、営業費用708万9,000円を減額し、水道事業費用を12億6,970万9,000円とするものであります。

資本的収入及び支出では、匝瑳市学校給食センター工事費400万円、九十九里地域水道企業団光取水場配水管工事費970万円の計1,370万円をそれぞれ計上し、資本的収入を5,936万3,000円、資本的支出を2億4,857万2,000円とするものであります。

提案されました議案は、全て原案どおり可決、承認されました。

以上、平成25年8月八匝水道企業団議会定例会の概要を報告いたします。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、8月23日に開催された、山武郡市広域水道企業団議会定例会について。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） 去る8月23日に開催されました、平成25年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程されました案件は、1議案、2報告であります。

議案第1号は、平成24年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算の認定であります。収益的収入及び支出についてですが、収益的収入は48億3,188万1,512円で、内訳は、給水収益を主とする営業収益41億7,480万4,451円、構成市町及び県補助金を主とする営業外収益6億5,707万7,061円であります。

一方、支出は47億8,138万2,449円で、内訳は、九十九里水道企業団に支払った受水費、施設管理費並びに職員人件費を主とする営業費用47億3,845万7,458円、企業債利息や支払い消費税などの営業外費用2,604万3,286円、特別損失1,688万1,705円であります。この結果、5,049万9,063円の純利益が計上されました。

また、資本的収入及び支出における収入は、企業債や国庫補助金並びに工事負担金4,130万2,845円で、支出は10億2,540万9,248円で、内訳は、配水管布設工事や改良工事の建設改良費9億9,802万6,464円、企業債償還金2,738万2,784円であります。

なお、収入が支出額に対し不足する額9億8,410万6,403円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

報告第1号は、平成24年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、関連工事である大網白里市発注の大網駅東土地区画整理事業が遅延したことによる工事の延期及び九十九里町発注の道路災害復旧工事等が遅延したことによる工期の延期により生じた繰越額2億1,207万600円について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰り越した旨を報告するものであります。

報告第2号は、平成24年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本会計は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会に報告し公表するもので、山武郡市広域水道企業団水道事業会計にあつては、資金不足比率の発生はなく、経営健全化基準も十分に満たしており、経営状況は良好な状態である旨の報告であります。

提案された議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、平成25年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 最後に、山武郡市広域行政組合議会については、お手元に配付の資料

をもって報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第17号、報告第1号ないし報告第3号の上程、

説明

○議長（伊藤囀樹君） 日程第4、議案第1号ないし議案第17号、報告第1号ないし報告第3号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それではまず、政務報告から入らせていただきます。

本日ここに、平成25年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただきまことにありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ことしの夏は、全国各地で最高気温を更新するなど記録的な猛暑となり、議員各位を初め町民の皆様も熱中症の予防など体調管理に苦勞された夏であったと存じます。

一方、異常気象により山口県や島根県を初め全国各地でゲリラ豪雨が多発し、土砂崩れや河川の氾濫など、多くの災害が発生しており、被害を受けた皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。当町においては、幸いにも、このような被害はありませんでしたが、台風シーズンを前に改めて防災対策の重要性を再認識しているところであります。

また、間もなく東日本大震災から2年半がたとうとしております。町では、本年4月から1年間、被災地である宮城県亘理郡山元町へ職員を1名派遣しておりますが、派遣から4カ月が過ぎ、先月、山元町を訪問し、派遣した職員を激励するとともに現状を視察させていただきました。

被災地では、がれきの処理などが進み、災害公営住宅が設置され、新市街地の造成も始まっていましたが、震災から2年が経過した今でも多くの方が厳しい生活を余儀なくされており、復旧・復興のための支援を必要としていることを痛感いたしました。被災者の皆様が、一日も早く「ふるさと」を取り戻し、平常の生活が送れるように願うとともに、今後も、さ

さまざまな機会を活用し、被災地への支援活動を行ってまいりたいと考えております。

さて、去る7月21日に執行されました第23回参議院議員通常選挙では、与党である自民・公明両党が大勝し、参議院において過半数の議席を確保したことにより、国会でのねじれ現象が解消されました。これにより安倍内閣は安定した政治運営を進める基盤を得たわけですが、懸案となっている社会保障制度改革については、社会保障制度改革国民会議の報告書をもとに、改革の手順などを示したプログラム法案が8月21日に閣議決定されたものの、法案には70歳から74歳の医療費窓口負担を、来年度にも、凍結していた現行の1割から本来の2割に引き上げるものや、介護の必要度が低い要支援の方へのサービスを市町村事業に移す法案を来年の通常国会に提出するといった内容などが盛り込まれており、負担増につながるものではないかと懸念しております。ぜひとも中長期的に受益と負担のバランスのとれた持続可能な社会保障制度となるよう期待するものであります。

このほか、来年4月に予定されている消費税の増税問題、そして本年7月に参加したTPP交渉、さらには道州制と地方分権改革など、直接、地方や生活に大きく影響する課題が山積しており、今後も国の状況を注視するとともに、国民主体の国政となることを切に望むものであります。

9月に入りましてまだまだ暑い日が続いております。議員各位には、体調管理に十分ご留意くださるようお願い申し上げます。

それでは、議会9月定例会に当たりまして、平成24年度の各会計の決算状況及び町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、平成24年度における各会計の決算について、ご報告申し上げます。

一般会計についてであります。決算規模は、歳入総額が111億7,544万6,000円、歳出総額が107億3,208万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源8,103万5,000円を除いた実質収支額は、3億6,232万9,000円となりました。なお、この繰越金を財源として、本議会に1億9,000万円の財政調整基金の積み立てをすべく補正予算案を提出させていただきましたので、よろしくようお願い申し上げます。

一般会計における主な基金保有額の状況は、財政調整基金が20億3,796万1,000円、地域振興基金が4億88万2,000円、学校施設等整備基金が3億3,465万円などで、総額34億2,605万2,000円となっています。

一方、地方債残高につきましては、24年度において合併特例債12億1,740万円、臨時財政対策債4億9,000万円のほか、総額で18億6,330万円の借り入れをした結果、年度末残高は

118億696万8,000円となりました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに該当せず、実質公債費比率は9.2%、将来負担比率は47.5%となり、いずれも政令で定められている早期健全化基準を下回っている状況にあります。

決算の詳細につきましては、本議会において改めてご報告申し上げますが、今後も健全で安定した財政運営に当たる所存でございますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、国民健康保険特別会計についてであります。歳入総額が37億41万9,000円、歳出総額は35億1,790万8,000円となり、形式収支では1億8,251万1,000円の黒字となるものの、前年度繰越金や基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では、1億1,826万9,000円の赤字となりました。

歳出においては、国保会計の約3分の2を占める保険給付費の総額が22億1,009万1,000円で、前年度と比較して率で2.1%の伸びとなったほか、後期高齢者支援金が歳出の14.1%となる4億9,638万3,000円になりました。

これらについては、高齢化の進展や医療技術の高度化による医療費の増加が主な原因と考えられており、この傾向は、今後さらに大きくなるものと懸念されるところであります。

全国的に、国保を取り巻く財政状況は年々厳しさを増しており、当町においても国保税の減収や保険給付費の増加傾向が今後さらに続いた場合、国保財政運営は相当困難な状況に陥る可能性があり、平成25年度においては、積極的に財源の確保に努めるとともに、医療費の動向を的確に把握しながら、医療費抑制対策を着実に推進させてまいります。

続いて、後期高齢者医療特別会計についてであります。歳入総額は2億1,335万1,000円、歳出総額は2億1,203万3,000円で、収支差引は131万8,000円の黒字となりました。

歳入のうち、後期高齢者医療保険料については、低所得者層への軽減措置や、保険料の激変緩和策を前年度に引き続き講じた結果、現年分の収納率が、年金天引きによる特別徴収は100%、口座振替や窓口納付による普通徴収が97.9%で、合計1億3,693万7,000円の収入となりました。

このほか、一般会計からの繰入金、事務費繰入金と保険料軽減分の公費補填である保険基盤安定繰入金の合計で6,773万2,000円となりました。

一方、歳出の94.3%を占める広域連合納付金は、1億9,993万4,000円となりました。

今後も、町としては、広域連合を初め関係部局と連携をとりながら、高齢者の健康づくり事業を引き続き積極的に推進し、医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

続いて、介護保険特別会計についてであります。歳入総額19億6,752万5,000円、歳出総額は18億7,425万7,000円となり、形式収支では9,326万8,000円の黒字となりましたが、保険給付費に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金が、実績額に対し4,269万2,000円、地域支援事業の予防分、包括・任意事業分に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金からの交付金132万7,000円が、また、一般会計からの介護事業費、職員給与費、事務費等に対する繰出金567万8,000円が、それぞれ実績額を上回って交付されたことから、平成25年度において返還することとなりました。

つきましては、本議会に精算に伴う補正予算案を提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

歳入では、自主財源である介護保険料が、額で前年度比1億1,009万4,000円、率で42.8%の増となりました。大幅増の要因は、第5期の初年度で介護保険料の見直しを行ったことが理由であります。

歳出の90.8%を占める保険給付費は、前年度決算と比較すると額で9,176万5,000円、率で5.7%の伸びとなりました。

主な要因としては、新增設された特別養護老人ホーム及びグループホームの利用者の増加、居宅介護における個々の介護サービスの拡大が影響しているものであります。

平成25年8月1日現在で、65歳以上の高齢者数は7,614人、介護認定者数は1,119人、構成比で14.7%となっております。そのうち、居宅介護サービス利用者は653人、施設入所者数は248人となっております。また、町内の特別養護老人ホーム244床に対して、227人の入居で、町内入居者は122人となっております。

今後ますます、高齢化が進み、介護保険利用者も増加することから、介護保険運営は厳しい状況下となることが予想されます。

現在、国は社会保障と税の一体改革の中で、今後の介護保険制度の見直しを検討していることから、これら動向に注視してまいりたいと考えております。

続いて、農業集落排水事業特別会計についてであります。歳入総額が5,693万1,000円、歳出総額は5,421万円となり、実質収支額は272万1,000円の繰り越しとなりました。

平成24年度の歳入の主な項目については、施設使用料と一般会計からの繰入金であります。また、歳出の主な項目については、維持管理費と起債償還金であり、維持管理費は施設使

用料で賄える状況にあります。

今後も、引き続き維持管理の軽減と宅内工事の推進について普及啓蒙を図り、利用率の向上に努めたいと考えております。

続いて、東陽食肉センター特別会計についてであります。歳入総額が2億9,733万8,000円、歳出総額が2億3,328万9,000円で、実質収支額は6,404万9,000円の黒字となり、前年度からの繰越金等を差し引いた実質単年度収支でも、2,349万5,000円の黒字となりました。

屠畜頭数は、牛が一問屋の撤退により前年度と比較して624頭減少の3,429頭となりましたが、豚は451頭増加して17万314頭になりました。

歳出では、平成24年度は大規模改修等がなかったことから、3,500万円を積み立てることができました。

今後も、独立採算制を堅持し、長期にわたり安定したセンター経営に努めてまいりたいと考えています。

最後に、東陽病院事業会計についてであります。まず、病院運営に係る収益的収入は11億5,575万円で、前年度と比較して420万円の減、収益的支出は11億4,034万円で前年度と比較して335万円の減であり、一般会計からの繰り入れを行ったことから、収支差し引きでは1,541万円の黒字となりました。

次に、資本的収入は1億1,755万円で、医療機器購入等を主とした資本的支出は1億7,977万円となり、収支差し引きで不足する6,222万円は当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしました。

また、患者数であります。入院の延べ患者数は1万5,260人で、前年度と比較して5,548人減少いたしました。内訳は、一般病床で2,751人減の7,349人、療養病床で2,797人減の7,911人となりました。また、外来患者延べ人数は4万619人で、前年度と比較して473人の増となりました。

病院経営につきましては、依然厳しい状況が続いておりますが、東陽病院基本理念に基づき健全運営に努めるとともに、よりよい病院運営ができるよう、東陽病院運営検討委員会を初め、多くの方々の意見を聞きながら改善を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位にはご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、各種事業の進捗状況等についてご報告申し上げます。

初めに、企画財政課関係についてであります。平成22年度から検討をしてきました町内における今後の公共交通体系のあり方については、6月25日開催の第4回横芝光町地域公共

交通会議において、基本方針と今後の導入形態が決定いたしました。基本方針では将来像を、「より便利で、より公平で、より効率的な公共交通」と定め、導入形態は、循環バスについてはこれまでの利用状況から利用者の多い地域を中心に運行し、あわせて、自宅から町内の主要な施設等に直接利用できるデマンド交通を導入することとなりました。

続いて、環境防災課関係についてであります。今月1日の日曜日に、大雨洪水警報発令中、千葉県東方沖を震源地とする大規模地震が発生し、大津波警報が発令されたという想定で、陸上自衛隊習志野駐屯地第1空挺団を初め、消防組合、山武警察署、山武水道企業団、八匠水道企業団、町消防団の協力のもと、町全域を対象とした避難誘導訓練を実施いたしました。

当日海岸地域においては、津波による避難を想定した津波一時避難施設への避難訓練を実施いたしました。

当町における津波一時避難施設は、これまで上堺小学校、白浜小学校、テンダーヴィラ九十九里、セザールマンションの4カ所でありましたが、本年8月に新たに光楽園老人ホームを指定させていただき、5カ所となったところであります。避難訓練には、総勢1,838人の参加をいただきました。早朝から参加していただきました町民の皆様を初め、ご協力をいただきました関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、地域防災計画の改定についてであります。現在、素案の作成を行っており、町の各課並びに国、県及び関係機関において内容の確認と修正作業を進めております。今後、素案がまとまった段階で、各地区を対象とした説明及び意見聴取の場を設けてまいりたいと考えております。

津波避難対策についても、地域防災計画改定に合わせて検討しておりますが、緊急的に避難するために必要な施設及び設備の整備が求められており、津波一時避難施設である上堺小学校、白浜小学校、光楽園老人ホームへ屋外から屋上へ直接避難できる外階段と、東日本大震災の際にも浸水被害が発生した屋形海岸地域に津波避難タワーの建設について、今年度までの有利な事業である、緊急防災・減災事業の活用をめどが立ったことから、所要の補正予算を本会議に提案させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

続いて、産業振興課関係についてであります。平成25年産米の作況については、田植え後、天候に恵まれ梅雨明けも早く、本町での収穫作業は1週間ほど例年より早く始まりました。全国的な生育はおおむね順調で、全国の作況指数は100の平年並みになるものと予想されております。

次に、本町における平成25年産米放射性物質検査については、8月14日に採取を行い、8月16日に結果が判明し、放射性セシウムは検出されず、出荷自粛は既に解除されております。これにより円滑な米の出荷・流通・販売が行われております。

次に、農事組合法人新井営農組合が経営改善と産地強化のため取り組んでまいりましたライスセンター整備については、町農業用機械施設等共同化促進事業を利用して完成し、8月25日に竣工式が行われ、地域の活動拠点・核施設として稼働を開始したところであります。

次に、国が進める人と農地の問題を解決するための人・農地プランについては、当町においては経営再開マスタープランとして策定を進め、7月末までに町内小学校区7地区全てにおいて策定を完了いたしました。今後は地域の中心となる経営体と農地の出し手による調整を推進してまいる所存であります。

次に、観光事業については、7月13日から8月18日までの37日間、屋形海水浴場を開設させていただきました。天候にも恵まれ9,250人のお客様が訪れ、昨年より約17.2%増の入込数となりました。開設期間中は、交通安全協会や防犯協会の皆様のご協力とライフセーバーによる適切な監視業務により事故もなく、無事終了することができました。ご尽力いただいた皆様方に厚くお礼申し上げます。

続いて、福祉課関係についてであります。児童福祉では、本年4月から高校1年生まで対象を広げて実施しております児童医療費助成事業は、8月末現在で高校生の新規登録数が120人、申請件数が56件となっております。

障害福祉では、8月1日に山武郡市6市町と山武圏域内4法人、社会福祉法人ワーナーホーム、医療法人静和会、社会福祉法人緑海会、社会福祉法人翡翠会とで、障害者を対象とした災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しました。

続いて、教育課関係についてであります。7月13日から始まりました山武郡市中学校総合体育大会におきまして、横芝中学校・光中学校ともに、生徒たちはすばらしい成績をおさめました。

中でも、横芝中学校の卓球部は、女子団体と女子個人で県大会を勝ち抜き、8月19日から栃木県小山市で開催された関東大会へ出場し、大健闘いたしました。

ソフトテニス部は、男女団体と男女個人戦で県大会を勝ち抜き、8月6日から茨城県神栖市で開催された関東大会出場、男子団体はこの大会で優勝し、8月19日から愛知県一宮市で開催された全国中学校ソフトテニス大会へ出場し、第5位と大健闘いたしました。

また、光中学校の陸上部は、男子個人種目、走り幅跳びで県総合体育大会において、全日

本出場権の標準記録を超え優勝し、8月19日から愛知県名古屋市で開催された、全日本陸上競技選手権大会へ出場し、大健闘いたしました。

生徒たちの成績につきましては、今月の広報でお知らせしておりますが、熱心に指導に当たっていただいた先生方、そして生徒を支えた保護者の皆さんの苦勞に対して、ここで改めて敬意を表すものでございます。

次に、来年3月の完成予定である横芝小学校施設改修工事ではありますが、仮設トイレの設置が完了し、夏季休業中に既存校舎トイレの解体工事もほぼ完了するなど、順調に進捗しているところであります。

次に、本年4月から民間業者へ全面委託を実施しております学校給食センターの調理業務についてであります。当初は、提供すべき食材等の数量の間違いや、配送時間の遅延など軽微なトラブルが発生しておりましたが、改善策が講じられ、7月ころからはほぼ順調に業務が遂行されております。

また、食物アレルギー対策については、昨年、東京都調布市で発生した食物アレルギー事故に鑑み、当町で今まで実施しておりましたアレルギー対応給食の見直しを各小中学校とともに検討してまいりました。その検討結果に基づき、食物アレルギー調査を全ての児童・生徒を対象に実施し、対応給食を希望する保護者への個別面談により、さらに詳細な状況の把握に努めました。これらの情報により、今月から新たな対応給食を実施することといたしました。

今後も、引き続き安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

なお、調理室内の衛生面に配慮した補修を行うため、所要額を本議会に補正予算として提案させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、社会文化課関係についてであります。6月30日から8月18日までの8週間にわたり、第64回山武郡市民体育大会が開催され、グランドゴルフ、ソフトテニス女子の優勝を初め、剣道、バスケットボール男子が準優勝、このほか、野球、陸上女子、バレーボール女子、卓球男子、サッカー、ゲートボール、クレー射撃の部で3位に入り、総合成績で昨年につき第3位というすばらしい結果をおさめられました。

選手を初め、大会運営に当たっていただいた体育協会役員ほか、関係各位に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

次に、東陽食肉センター関係についてであります。牛のBSE検査については、本年4月から検査対象月齢が20カ月超から30カ月超へ、さらに本年7月からは48カ月超へ引き上げ

られました。これは、検査対象月齢を引き上げたとしても、人への健康影響は無視できるものであるとの内閣府食品安全委員会の見解が示されたことにより改正されたものであり、当センターにおいてもこれに倣い検査を行っているところであります。

また、本年度の施設改修の進捗状況であります。予冷室のレールポイントの改修につきましては本年7月に完了をしたところであり、引き続き懸肉室のレールポイントも改修すべく、8月に発注をさせていただいたところであります。

6月議会において承認いただきました自動搬送装置の改修につきましては、6月末の発注をさせていただき、装置の製作にとりかかっているところでございます。

いずれにいたしましても、食肉センターを取り巻く環境は厳しさを増していることから、より一層の経費節減に努め、独立採算制を堅持していくとともに、今後も安心安全な食肉の提供に努めていきたいと考えております。

以上、各会計の決算並びに現在の各種事業の進捗状況等について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案説明をご説明申し上げます。

お手元の平成25年9月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白色の表紙のものをごらんください。

議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年4月13日に施行されたことに伴い、同法第43条の規定により派遣された職員に係る新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給について規定するため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、また、同法により改正された地方税に関する事項のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、公的年金等の所得に係る町民税の特別徴収及び株式等の所得に対する町民税の課税について規定の整備を行う必要が生じたため、横芝光町税条例の一部を改正すべく提案したものであり

ます。

議案第3号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、また、同法により改正された地方税に関する事項のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、株式等の所得に対する課税について規定の整備を行う必要が生じたため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。本案は、町における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て会議を設置するに当たり、子ども・子育て支援法第77条の規定により、子ども・子育て会議の組織及び運営に関する事項を定める必要が生じたため、横芝光町子ども・子育て会議条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、財政調整基金積立金のほか、給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費、東陽病院事業会計繰出金、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託、県営土地改良区負担金事業、災害対策施設整備事業等に要する費用に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億8,470万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,114万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第6号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の調整、前年度繰入金の精算による一般会計繰出金の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ468万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,468万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第7号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の調整、前年度繰入金の精算による一般会計への返還等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ101万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,801万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第8号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、前年度における保険給付費、地域支援事業費の国、県、社会保険診療報酬支

払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算、給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の調整に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ4,838万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,438万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第9号 平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、給料減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の調整並びに臨時職員雇用に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ742万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,222万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第10号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、脳神経外科診療を行うための脳波計、ドリルシステム、バイポーラ凝固切開装置等、また、時間外診療時に検査を行うための多項目自動血球計数装置等それぞれ診療上必要な医療機器の整備を行うため、資本的収支予算に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ2,128万3,000円を追加し、資本的収入の総額を1億8,043万7,000円、支出の総額を2億5,221万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第11号 平成24年度横芝光町一般会計決算の認定について、議案第12号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第13号 平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第14号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について、議案第15号 平成24年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第16号 平成24年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について、議案第11号から議案第16号までは、各会計の平成24年度歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求め、監査委員の意見をつけて提案したものであります。

議案第17号 平成24年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてであります。本案は、平成24年度横芝光町病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求め、監査委員の意見をつけて提案したものであります。

報告第1号 継続費の継続年度終了による精算についてであります。本件は、平成23年度横芝光町一般会計予算で継続費を設定した、総合計画後期基本計画策定事業、防災行政無線更新事業及び学校給食センター改築事業について、平成24年度に事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第2号 平成24年度健全化判断比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度における健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第3号 平成24年度資金不足比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度における資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は午前11時20分といたします。

（午前11時09分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私から議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明を申し上げます。条例案につきましては、ピンク色のこちらの議案つづり3ページからの記載になります。また、説明につきましては黄色の表紙の議案関係資料がございますが、新旧対照表が1ページからありますので、こちらをごらんいただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

議案関係資料、黄色の資料の1ページからごらんをいただきたいと思っております。

まずは本条例の制定理由でございますが、冒頭町長の提案理由説明でございましたとおり、

新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴いまして、同法の規定によりまして派遣された職員があったときに、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給できるように、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。具体的には、新型インフルエンザ等感染症法に規定をされております、感染力の強い新しい感染症が流行し、それが全国的に急速に蔓延して、それにより当町が緊急事態措置を実施する地域に指定されるというような事態が発生したときに、国の機関や指定公共機関、あるいは他の地方公共団体等から応援の職員が派遣されてくるということがございます。仮にそのようなことになった場合には、派遣されてきた職員に対して新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給できるようにするために、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。改正内容につきましてご説明をいたします。

まず、目次の第5節、「災害派遣手当」を「災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改めるというものでございます。なお、ここで武力攻撃災害等派遣手当というものが出てまいります、これはどういうことかと申しますと、改正前の条例では災害派遣手当に武力攻撃災害等派遣手当が含まれているところでございますが、これを改めて災害派遣手当と別に表記し、さらに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新たに追加しようとするものでございます。

次に、2ページをごらんください。第2条でございます。第2条では給与の種類を規定しておりますが、先ほどの目次と同様に括弧書きで災害派遣手当に含めておりました武力攻撃災害等派遣手当を災害派遣手当と別に表記し、新たに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加しようというものであります。

続きまして、第5節の名称を変更するもので、これは先ほどご説明いたしました目次と同様でございます。

次に、第17条でございますが、第3項を第4項に繰り下げて、第2項の次に新たに第3項として、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて本庁の区域に滞在することを要するものに対して支給する。」という1項を加えるものでございます。

さらに、第3項を繰り下げた第4項には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加

し、別表第4に定めた額の手当を支給できるように改めます。

そして、第4項を第5項に繰り下げ、「前2項に定めるもののほか」を、項の追加に伴いまして、「前各項に定めるもののほか」と改めるようにするものでございます。

以上で、議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第2号及び議案第3号について説明願います。

税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

それでは、7ページをお開きください。

横芝光町税条例の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にございましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、また、同法により改正された地方税に関する事項のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、横芝光町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の改正が主なものでございます。ご存じのとおり65歳以上の公的年金受給者は、平成21年10月の年金支給分から個人住民税に特別徴収制度が実施されております。特別徴収制度とは、社会保険庁が年金を支給する際、住民税分を天引きする制度でございます。

それでは、関係資料つづりの黄色の表紙、新旧対照表の4ページをお開きいただきたいと思います。内容については非常にわかりづらいために、新旧対照表とあわせて別紙の付属資料の要旨、1枚ぺらでございますが、あわせてごらんいただきたいと思います。

第47条の2では、公的年金に係る特別徴収を規定しており、年6回の公的年金支給の都度、特別徴収をしておりますが、特別徴収されていた者が町外に転出した場合には特別徴収を停

止し、普通徴収、いわゆる納付書払いに切りかえることとされております。個人住民税は賦課期日、1月1日現在に住所のあった市町村に納付することとなっているため、転出しても納付先の市町村に変更はないことから、転出した場合も特別徴収を継続することとする規定の見直しでございます。

続いて、新旧対照表の5ページでございます。

第47条の5では、公的年金に係る仮特別徴収について規定をしており、4月、6月及び8月にはその年の2月、前年度分でございますが、それに徴収された額と同額が年金支給の際に特別徴収されます。これを仮徴収といいます。また、10月、12月及び翌2月には、その年度の決定した住民税額から4月、6月、8月に徴収された額を差し引いた残りの税額の3分の1ずつが徴収されます。これを本徴収といいます。現行の制度においては、年金支給額や所得控除の適用状況の変化に伴い、年税額が大きく変動した場合には、本徴収額と仮徴収額に差が生じることがございます。一旦、差が生じますと、翌年度の仮徴収額は前年度分の2月に徴収された額とされていることから、翌年度以降もこの不均衡を平準化することができず、本徴収額と仮徴収額の乖離が続くこととなります。特に不均衡が極端な場合には、仮徴収額が年税額を超えてしまい、還付の必要なケースが生じることもございます。そこで、地方税法の改正によりまして、仮徴収額を前年度の年税額の2分の1に相当する額とするものがございます。これにより、年税額が2年連続で同額の場合には、仮徴収額と本徴収額が一致し、年金支給の際に徴収される額が一定となります。

6ページをごらんください。

附則第16条の3では、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例に関する規定でございます。この課税の特例の対象に特定公社債の利子所得が追加されたことに伴い、「配当所得」の文字の次に「等」を加え、「配当所得等」に改めました。

8ページをごらんください。8ページの下から3行目でございます。

附則第19条関係では、株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定でございますが、株式等のうち、上場株式や特定公社債などを「上場株式等」と、未公開株式や一般公社債などを「一般株式等」に区分されたことに伴いまして、「株式等」を「一般株式等」に改め、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例として新たに規定をしたところでございます。これに伴い、不要となった規定の削除及び規定の繰り上げ等の整備をするものがございます。

議案つづりの、ピンクですが、10ページの中ほどより下の附則で、施行期日を定めてござ

います。本改正条例の施行期日は平成28年1月1日でございます。ただし、附則第1条1号として、公的年金等の所得に係る町民税の特別徴収に関する規定は平成28年10月1日から、それ以外の規定については第2号のとおり、平成29年1月1日施行で、平成29年度以降の個人町民税について適用となります。

以上、横芝光町税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号の横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙13ページでございます。

議案第3号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

15ページをお開きください。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、また、同法により改正された地方税に関する事項のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の26ページをごらんください。

附則第6項では、国民健康保険税、所得割の算定及び軽減世帯の判定において、総所得金額及び山林所得金額に加えて、配当所得を所得割の算定の基礎に含めることとなっておりますが、今回の改正によりまして、特定公社債の利子が対象に追加されたことにより、「配当所得」の文字の次に「等」を加えて、「配当所得等」に改めました。

また、国民健康保険税所得割算定方式には、当町で採用しております、総所得金額等から基礎控除額のみを控除した後の総所得金額等により算定する方式のほか、総所得金額等から各種控除額を控除した後の総所得金額等から算定する方式などがございます。今回の改正によりまして当町で採用しております、基礎控除のみを控除した後の総所得金額等により算定する方式に統一されたため、この読みかえ規定が不要となったことから削除するものでございます。

では、28ページでございます。

附則第9項、10項では、株式等についても所得割の算定や軽減判定の基礎となる所得金額

に含めるという規定でございますが、「株式等」を「一般株式等」に改め、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例として新たに規定をしました。これに伴いまして、不要となった規定の削除及び規定の繰り上げ等の整備をするものでございます。

議案つづり、ピンクの表紙に戻りまして、17ページでございます。

附則で、この条例の施行期日を規定しております。本改正条例の施行期日は平成29年1月1日です。ただし、附則第6項及び7項の国民健康保険税所得割算定方式が統一されたことによる不要となった読みかえ規定を削る改正については、公布の日から施行するものでございます。

以上、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第4号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第4号の詳細につきましてご説明を申し上げます。資料につきましては、議案つづりの19ページ。議案関係資料につきましては32ページ、最終ページをごらんいただきたいと存じます。

それでは議案つづりの19ページから、ご説明を申し上げます。

議案第4号 横芝光町子ども・子育て会議条例の制定について。

横芝光町子ども・子育て会議条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月4日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

21ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、先ほど町長が提案理由説明でご説明申し上げましたとおり、町における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て会議を設置するに当たり、子ども・子育て支援法第77条の規定により子ども・子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

それでは内容についてご説明申し上げます。

第1条、設置についてでございますが、これは子ども・子育て会議を置くことの規定でございます。

第2条の所掌事務は、会議の処理すべき事務を定めるものでございます。

第3条、組織は、会議を組織する委員の数及び性質区分を定めるものでございます。

22ページになりますが、第4条は委員の任期を、第5条では委員長、副委員長の選出及び職務を定めるものでございます。

第6条では会議の開催について、第7条は会議の庶務を福祉課において処理するものとし、第8条は会議の運営について定めるものでございます。

最後に附則でありますが、1で施行期日、2で任期の特例を、3で委員報酬の支弁に伴う、横芝光町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、議案関係資料の32ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございませう。

別表に子ども・子育て会議、委員長、委員の報酬額を加えるものでございます。

以上、簡単なご説明でありますが、議案第4号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第5号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第5号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。説明は別冊になっております平成25年度補正予算書（第2号）、このつづりをお手元にご用意いただきたいと思います。と存じます。

補正予算書の1ページからご説明申し上げます。

平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,470万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ104億9,114万2,000円とし、第2条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行おうとするものでございます。第3条では、地方債の追加及び変更を目的に地方債補正を行おうとするものであります。

2ページから5ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。内容は後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。

初めに、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託は、子ども・子育て支援法に係る市町村支援事業計画の策定業務委託を本年度から実施すべく、平成25年度から平成26年度までの期間、限度額502万1,000円で債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続いて、町立保育所給食外部搬入業務委託は、平成23年度から町立3保育所の給食につきまして外部搬入方式を採用し、業務委託により実施しているものでございますが、現委託期間が平成25年度末で終了することから、本年度中に契約更新事務を進める必要がありますので、平成26年度から平成28年度までの期間、限度額5,085万7,000円で債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正であります。

初めに、1の追加でございますが、防災基盤整備事業では、津波避難対策に係る施設整備事業として、避難タワー1基及び白浜、上塚、両小学校への外階段の設置、並びに光楽園老人ホーム外階段設置事業への補助を行うため、8,240万円の地方債を追加するもので、起債の方法は普通貸借または証券発行により、利率は年5.0%以内、ただし書きで利率見直し方式の場合を記載しております。償還の方法は、政府資金はその融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものとし、ただし書きで据置期間及び償還期限の短縮、または繰り上げ償還、低利への借りかえができるとしております。

続きまして、7ページの2、変更でございますが、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございませんが、合併特例事業では限度額を1,040万円増額し6億1,440万円に、道路橋梁整備事業では限度額を1,280万円減額し8,580万円に、臨時財政対策債では限度額を6,600万円増額し4億6,600万円に、それぞれ補正しようとするもので、内容につきましては歳入の21款町債で説明させていただきます。

続きまして、8ページから10ページは、事業別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。11ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、9款1項1目地方特例交付金は、住宅借入金等特別控除分の減収補てん特例交付金について、交付決定により13万6,000円増額し、853万6,000円とするものでございます。

14款2項3目土木費国庫補助金については、社会資本整備総合交付金事業として実施中の、町道I-8号線及びI-18号線に係る交付決定、さらには同交付金から防災・安全社会資本整備交付金事業へ変更する町道I-12号線や、橋梁長寿命化修繕計画策定等に係る調整でございます。社会資本整備総合交付金が2,712万9,000円の減額、防災・安全社会資本整備交付金が3,817万5,000円の増額であります。

3項2目民生費委託金は、基礎年金事務費交付金31万5,000円で、国民年金適用に係るシ

システム改修費に全額充当するものであります。

15款 2項 1目 総務費 県補助金は、東日本大震災の津波で被災した住宅の再建支援事業を行うための、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金1,028万1,000円で、本交付金は、歳出において横芝光町東日本大震災復興基金に積み立てを行い、被災住宅の再建支援金に充てようとするものであります。

2目 民生費 県補助金は、療育支援コーディネーター配置モデル事業に係る県の補助率が2分の1に減となったため、23万円減額するものであります。

4目 農林水産業費 県補助金は、45歳未満の新規就農者に対する、青年就農者確保・育成給付金事業の給付金112万5,000円の増額、交付決定による千葉県農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金216万5,000円の減額、人・農地プランに位置づけられた中心経営体に交付される千葉県経営体育成支援事業補助金300万円の増額であります。

16款 2項 1目 不動産売払収入は、津波被害住宅再建用地として払い下げ要望のあった、屋形字東雲の雑種地52平米に係る売払収入でございます。

17款 1項 2目 教育費 寄附金は、光ライオンズクラブからの教育寄附金20万円でございます。本寄附金につきましては、歳出において、青少年健全育成のための備品購入に充てようとするものであります。

18款 1項 1目 国民健康保険特別会計 繰入金332万5,000円及び12ページの同項 2目 後期高齢者医療特別会計 繰入金129万6,000円、並びに 3目 介護保険特別会計 繰入金1,849万9,000円は、平成24年度一般会計からの繰出金の精算に伴う繰入金でございます。

2項 6目 東日本大震災復興基金 繰入金は、防災活動の中心的役割を担う町消防団の防寒服購入費に493万8,000円を充てるものであります。

19款 1項 1目 繰越金は、本補正予算の財源手当のため、平成24年度からの繰越金のうち1億8,354万円を充てるものでございます。

20款 7項 1目 雑入は、千葉県町村会からの i J AMP 利用助成事業延長による24万円及び町道舗装復旧工事に係る八匠水道企業団からの受託金278万2,000円を、それぞれ増額補正するものであります。

21款 1項 1目 総務債は、町道 I - 8号線道路改良事業に係る補償費の増及び事業に充当する国の社会資本整備総合交付金の減により、合併特例事業債を1,040万円増額するものであります。

3目 土木債は、町道 I - 18号線及び II - 36号線について、地方特定道路整備事業が昨年度

で終了したことにより、平成25年度から社会資本整備総合交付金事業として実施することになったため、起債借り入れに当たって、地方道路等整備事業債から公共事業等債に変更するものであります。この結果、公共事業等債が1,820万円の増、地方道路等整備事業債が3,100万円の減で、土木債全体といたしましては1,280万円の減額であります。

4目臨時財政対策債は、普通交付税の算定により、本年度の臨時財政対策債発行可能額が決定したことから、6,600万円を増額するものであります。

5目消防債は、先ほど6ページの第3表、地方債補正でもご説明いたしましたとおり、津波避難対策事業といたしまして、避難タワー及び白浜、上塚、両小学校への外階段を設置するに当たり、緊急防災・減災事業債6,790万円を活用するものであります。

9目民生債につきましても、津波避難対策として実施する光楽園老人ホームの外階段設置事業に対し補助を行うに当たり、緊急防災・減災事業債1,450万円を活用するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

13ページをごらん願います。

なお、給与費関係につきましては本年4月1日の人事異動及び平成25年7月から平成26年3月までの職員の給与減額措置に伴う調整でございまして、共済費につきましては負担率の変更に伴うものでございます。職員の配置状況を基本に積算しておりますので、個別の説明は省略させていただきます。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

それでは、1款1項1目でございます。議会費でございますが、職員の増員及び給与減額措置等に伴う給与費の調整。

2款1項1目一般管理費は、特別職及び一般職職員に係る給与費の調整でございます。

3目文書管理費は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進に向けた第3次一括法の成立に伴う町例規への影響調査及び例規整備に係る支援業務委託料63万円であります。

14ページをお願いいたします。

5目財政管理費は、地方財政法の規定によりまして前年度繰越金3億6,232万9,244円のうち、1億9,000万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7目財産管理費は、旧横芝中学校跡地内の赤道566平米を財務省から購入するに当たり、財務省所管となった平成17年4月から、校舎を取り壊しました平成21年12月までの使用料31万円及び土地購入費322万7,000円のほか、同跡地内において近隣住民へご迷惑をかけないよう実施する高木・中木の枝伐採工事及び隣接民地との境界フェンスの再設置工事に係る費用

101万3,000円を計上するものであります。

8目企画費の企画調整事務費は、歳入の総務費県補助金でもご説明いたしましたように、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金1,028万1,000円を横芝光町東日本大震災復興基金に積み立て、東日本大震災の津波で被災した住宅の再建支援金に充てようとするものであり、広域行政事業は長生・山武地方拠点都市地域整備推進協議会の活動休止により、同協議会への負担金2万5,000円を減額するものであります。

11目空港対策費は、発着容量30万回により高まる成田空港のポテンシャルを有効活用するために設立される成田空港活用協議会に参加するに当たり、負担金15万円を補正計上するものであります。

12目情報管理費は財源振替でございまして、補正はございません。

15ページをお願いします。

2款2項1目税務総務費と、次の3項1目戸籍住民基本台帳費、さらに5項1目統計調査総務費は、いずれも人事異動及び減額措置に伴う給与費調整でございます。

16ページ、3款1項1目社会福祉総務費は、給与費調整のほか、国民健康保険特別会計操出事業では人事異動に伴う給与費調整のための繰出金を補正計上するものでございます。

2目老人福祉費では、全国健康福祉祭のグランドゴルフ大会に千葉県代表で参加する選手への経費助成3万1,000円のほか、歳入の21款町債でもご説明いたしました緊急防災・減災事業債を活用した光楽園老人ホームの津波避難用外階段設置事業への補助金1,459万5,000円、さらには人事異動に伴う介護保険特別会計繰出金の減額補正でございます。

17ページ、3目障害者福祉費は、平成24年度に受け入れた障害者や障害児に係る医療費、自立支援給付費、通所支援給付費等の国庫負担金について精算の結果、993万9,000円を返還するものであります。

4目国民年金事務費は、人事異動に伴う給与費の調整と、国民年金適用に係る届出書を電子媒体化するためのシステム改修費31万5,000円でございます。

5目後期高齢者医療費は、人事異動に伴う給与費調整のための特別会計への繰出金であります。

2項1目児童福祉総務費は、子ども・子育て会議の委員報酬等及び、18ページに移っていただきまして、先ほど第2表、債務負担行為補正でもご説明いたしましたとおり、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査委託料234万2,000円を補正措置するものであります。

4目保育所費は、給与費調整のほか、業務委託に係る債務負担行為を設定いたしました、町立保育所給食業務委託業者選定委員会の委員報酬等2万6,000円及び経年劣化による保育所園庭の遊具修繕料として、大総、横芝、上塚、3保育所を合わせまして202万2,000円を補正計上するものでございます。

19ページ、4款1項1目保健衛生総務費及び6目環境衛生費は、人事異動及び給与減額措置等に伴う給与費調整でございます。

2項1目塵芥処理費は、山武郡市環境衛生組合の負担金の算出基礎となる前年の処理量に修正があったことから、当町分の負担金84万3,000円を補正するものであります。

3項1目病院費は、脳神経外科の手術機材等整備に充てるため、東陽病院事業会計繰出金2,128万3,000円を追加補正するものであります。

20ページ、5款1項1目農業委員会費及び2目農業総務費は、いずれも給与費の調整でございます。

3目農業振興費は、県からの交付決定による農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金216万5,000円の減額、農業後継者の配偶者対策として農業振興会が実施する農婚事業への補助金15万円、県からの交付金による青年就農者確保・育成給付金112万5,000円の増額、さらに21ページの経営体育成支援事業といたしまして、人・農地プランに位置づけた中心経営体農業者の大型コンバインの購入補助金300万円でございます。

4目畜産振興費は、給与費調整のための東陽食肉センター特別会計への繰出金でございます。

5目農地費では、町単土地改良補助事業といたしまして、寺方地区施行の土地改良事業への資材支給468万8,000円のほか、鳥喰地区のパイプライン設置工事及び尾垂地区、木戸台地区の排水路改修工事への補助、合わせまして2,545万6,000円、県営土地改良負担金事業といたしまして、県営かんがい排水事業両総茂原南地区負担金の利息軽減のための繰上納入負担金2,157万7,000円、成田用水土地改良区負担金事業といたしまして、成田用水土地改良区の実施する老朽用水施設補修事業への負担金57万円、地域排水管理事業といたしまして、坂田池地先の農業用排水路整備工事及び本町地先の排水路擁壁整備工事の実施に752万9,000円、房総導水路補償施設管理事業といたしまして、盗難にあった木戸台及び富下排水機場のグレーチング購入設置費15万2,000円の、それぞれ補正計上でございます。

6目農道整備事業費87万2,000円は、広域農道新島地先の交通死亡事故発生箇所には注意喚起のための交通安全施設整備工事を実施するものであります。

22ページ、6款1項1目商工振興費につきましては、給与費調整のほか、マスコットキャラクターPRのためのグッズ制作経費41万7,000円を計上するものであります。

2目観光費は、貸出用乗用草刈り機の燃料費2万円及び傷害保険料2万8,000円、屋形海岸、マリンピアくりやまがわの防火フェンス付近に試験的に竹柵を設置し、砂の堆積を防ぐための原材料費10万4,000円、栗山川サケふ化場ブロワー取りかえ工事費49万4,000円、産直交流施設検討事業に係る食糧費4万1,000円でございます。

23ページにかけまして、7款1項1目土木総務費は給与費の調整でございます。

2項1目道路橋りょう総務費は、橋梁長寿命化修繕計画策定事業が国の交付金事業の変更により、交付金額が減額となったことによる財源振替でございます。

3目道路新設改良費は、給与費の調整のほか、舗装修繕事業では舗装の老朽化により通行に支障を来しておりますⅡ-46号線ほかの修繕工事500万円、その他町道整備事業では、道路改良工事に伴う登記事務委託及び道路排水施設設計業務委託料134万円、町道Ⅰ-8号線道路改良事業におきましては、事業の実施に伴う物件補償費1,650万円のそれぞれ補正計上でございます。

24ページ、4項1目都市計画総務費では給与費の調整、5項1目住宅管理費では栗山団地の経年劣化による修繕料100万円及び廃棄物処理委託料11万7,000円、小田部団地の経年劣化による修繕料15万5,000円の補正でございます。

8款1項2目非常備消防費では、東日本大震災復興基金を活用した消防団活動防寒服購入費に779万1,000円のほか、第3分団第1部消防機庫修繕工事補助金23万8,000円を補正計上するものでございます。

3目消防施設費168万円の補正は、転落防止のための防火水槽2基への蓋設置工事及び防火水槽1基の外壁改修工事を実施するものでございます。

25ページ、4目災害対策費は、歳入の21款町債でもご説明いたしましたとおり、緊急防災・減災事業債を活用した津波避難対策としての屋形地先への避難タワーの建設及び白浜、上堺小学校への外階段設置に係る設計管理、地質調査業務委託料1,019万6,000円及び工事請負費5,775万円を補正計上するものであります。

9款1項2目事務局費は、特別職及び一般職員に係る給与費の調整であります。

2項小学校費、1目学校管理費では、給与費の調整のほか、26ページで横芝小学校東側駐車場の舗装整備工事157万5,000円、東陽、南条、日吉小学校の高圧受変電設備、いわゆるキューピクルの改修工事539万4,000円に係る補正計上であります。

3項中学校費、1目学校管理費は、横芝中学校野球場改修工事の実績確定に伴う工事費の減額85万2,000円、経年劣化により亀裂した光中学校陸上競技場走路の改修工事費114万5,000円を補正計上するものであります。

5項1目社会教育総務費は、給与費の調整のほか、教育寄附金20万円を充当し、青少年健全育成のためのスナッグゴルフスクールセットを購入するものであります。

4目図書館費は、給与費の調整のほか、27ページで文化の森公園用地賃借料20万9,000円の減額、図書館玄関脇の旧滝の池を花壇等に転用するための埋め立て工事費20万円、入札による額の確定に伴う図書館カウンター業務委託料168万9,000円の減額でございます。

6項1目保健体育総務費は、11ページの歳入、17款教育費寄附金の充当先を調整するための財源振替であります。

2目体育施設費は、光しおさい公園プールの水温調整のための三方弁の点検調査委託料16万1,000円であります。

3目学校給食費は、給与費の調整のほか、28ページで学校給食センター調理場の壁について、山武保健所から指摘のあった箇所の補強を行うための修繕料10万円であります。

29ページから31ページは給与費明細書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、平成25度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

（午後 0時08分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（伊藤圀樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第6号及び議案第7号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第6号及び議案第7号につきまして、詳細説明を

させていただきます。資料につきましては別冊の補正予算書案にて説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。左の上に、議案第6号、第7号と書いてございます白色のつづりでございます。よろしくお願いたします。

初めに、議案第6号の平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正予算は第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,468万1,000円とするものでございます。補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入の内容からご説明を申し上げます。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金131万2,000円は、人事異動等に伴う職員給与費の増額調整分につきまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

11款1項繰越金、2目その他繰越金336万9,000円は、今回の補正の財源調整といたしまして、歳出における一般会計繰出金相当分を前年度繰越金により充当するものでございます。

以上、歳入総額は468万1,000円であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費131万2,000円は、歳入でもご説明しましたように、人事異動等に伴う職員給与費の調整増額分で、同額を一般会計から繰り入れ、歳出計上するものであります。

8款1項保健事業費、1目保健事業活動費4万4,000円は、健康づくり事業として実施している水中ウォーキング教室の傷害保険料に充てるため計上したものであります。

11款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金332万5,000円は、平成24年度に一般会計から繰り入れました給与費等を初めとする法定繰入金について、本年度予算にて精算し、一般会計に返還するものであります。

以上、歳出総額は歳入と同額468万1,000円でございます。

次の8ページ、9ページは給与費明細書ですので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第7号の平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。別冊の補正予算書案をごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。

今回の補正予算は第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,801万4,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、国保会計と同様に事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入の内容からご説明を申し上げます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、人事異動等に伴う職員給与費を調整した結果、一般会計からの事務費繰入金を28万2,000円減額するものでございます。

5款1項1目繰越金129万6,000円は、今回の補正の財源調整といたしまして、歳出における他会計繰出金相当分を前年度繰越金により充当するものでございます。

以上、歳入総額は101万4,000円であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、歳入でもご説明いたしましたように、人事異動等に伴う職員給与費の減額調整分でございます。

4款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金129万6,000円は、平成24年度の一般会計からの繰入金を本年度に清算し、一般会計に返還するものであります。

以上、歳出総額は歳入と同額の101万4,000円であります。

次の8ページ及び9ページは給与費明細書ですので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

議案第6号とあわせまして、慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続きまして、議案第8号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第8号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の第1ページをごらん願いたいと存じます。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,838万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億7,438万7,000円とするものでございます。

主な内容は、町長が先ほど提案理由説明で申し上げましたとおり、平成24年度分、国県社会保険診療報酬支払基金及び一般会計繰入金金の精算等に伴う関係費目について、補正を行おうとするものでございます。

それでは、事項別明細資料によりご説明を申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと存じます。歳入からご説明をいたします。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金131万円の減額は、7月給与分から給料減額支給措置に伴うものでございます。

9款繰越金、1項1目1節繰越金4,969万7,000円は、今回の補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

以上、歳入合計は4,838万7,000円であります。

続いて7ページ、歳出についてご説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の131万円の減額は、2節給料は歳入でもご説明いたしました給料減額支給措置分であり、3節職員手当、4節共済費は4月の人事異動に伴う人件費調整でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金、利子及び割引料3,119万8,000円は、平成24年度分の精算に基づき、平成25年度において国へ1,110万円、県へ1,627万円、支払基金へ382万8,000円をそれぞれ返還するものでございます。

4目一般会計繰出金、28節繰出金1,849万9,000円につきましても、平成24年度分の精算に基づき、平成25年度において町一般会計へ返還するものでございます。

以上、歳出補正総額は4,838万7,000円でございます。

以上をもちまして、平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続きまして、議案第9号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第9号 平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

別冊の議案第9号の1ページをごらんください。

このたびの補正予算は1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ742万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,222万1,000円とするものであります。

それでは6ページをごらんください。

まず歳入であります。4款1項1目繰越金の755万9,000円を減額し、4,606万円とし、6款1項1目一般会計繰入金に13万円を追加し43万円とするものであります。これは給料減額支給措置、並びに人事異動、また1名の職員の退職に伴っての減額でございます。

それでは7ページをごらんください。

歳出であります。1款1項1目一般管理費742万9,000円の減額補正であります。これは、今申し上げました給料減額支給措置、並びに人事異動、1名退職によりましての人件費を調整したものであります。

また7節の賃金120万円は、平成26年度いっぱい2名の職員が退職することから、特殊機器の修繕補修、そういったものをできる人材を早急に育成すべく、臨時職員を雇用するものであります。

8、9ページは給与明細でございますので、後ほどご確認くださいませようお願いいたします。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認くださいますようお願いいたします。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第10号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第10号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。資料につきましては、同じように議案第10号と書かれました補正予算書をごらんください。

1ページでございます。

資本的収入及び支出、第2条、平成25年度横芝光町病院事業会計予算第4条に定めた資本

的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、第1款資本的収入に2,128万3,000円を追加し、第1款の合計を1億8,043万7,000円に、支出では第1款資本的支出に収入と同額の2,128万3,000円を追加し、第1款の合計を2億5,221万7,000円とするものであります。

それでは、病院事業会計補正予算説明書に基づき説明いたしますので、予算書の3ページをお開きください。

資本的収入及び支出予算の収入、1款2項1目1節他会計出資金2,128万3,000円の追加でございますが、本補正予算の支出で計上いたしました器械備品購入費用につきまして、一般会計からの出資金を財源とするものでございます。

続きまして、支出の1款1項1目1節器械備品購入費2,128万3,000円の追加でございますが、これにつきましては脳神経外科で使用いたします検査、手術機器等のほか、夜間及び休日の救急対応時に医師や看護師でも操作可能な検査装置を購入しようとするものであります。

説明欄1行目に記載の脳波計506万1,000円でございますが、これは脳神経外科の診療には欠かすことのできない検査機器でありまして、これを導入することによりまして脳ドックを含めました全受診者のおよそ3割から5割程度の患者様に適用できるものと考えております。

次のドリルシステム375万9,000円につきましては、現在、硬膜下血腫等の手術に際し、手動ドリルにより開頭を行っておりますが、時間経過による患者様負担の軽減、あるいは緊急手術に対応するため購入をしようとするものでございます。

また、バイポーラ凝固切開装置491万6,000円、モノポーラ装置155万1,000円、バイポーラ鑷子116万3,000円等の器具につきましては、それぞれ開頭手術に際し使用するものであります。バイポーラは先端がピンセット状になっており、電流を流すことでピンポイントでの止血が可能です。モノポーラは電気メスで、メス先に電流を集中させることにより切開作用や止血作用が生じます。病院では現在、1セットを保有しておりますが、購入後10年以上経過していることから、経年劣化により電圧が安定せず、繊細な部分への使用が困難なことから購入をしようとするものであります。

消毒盤台27万6,000円は、医療器具を並べて置く昇降式の台です。

次の超音波洗浄装置143万3,000円、このほか洗浄用エアガン18万1,000円、洗浄用ウォーターガン19万2,000円につきましては、手術器械のメンテナンスのため使用するものであります。

ステンレスキャビネット27万3,000円は、現在、洗浄滅菌室、ここに設置してある棚が木

製のため、湿気が滅菌後の器具に悪影響を及ぼすことが予想されますことから、新たに購入するものであります。

また、手術用アクションパッド16万8,000円は、手術時の患者様の状態を安定、保護するためのものであります。

また、乾式臨床化学分析装置105万円及び多項目自動血球計数装置126万円でございますが、これにつきましては脳神経外科の診療に特化したものではなく、夜間及び休日の救急対応時におきまして臨床検査技師がいない場合でも、医師や看護師による簡易な検体検査や血液検査、これを行うことができますことから、より多くの傷病者の受け入れが可能となりますので計上させていただいたものであります。

以上、議案第10号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

今後見込まれます脳神経外科の医療機器につきましては、さきの議会全員協議会において説明をさせていただいたところでございますが、本補正予算には現時点での診療に支障を来しているものを計上させていただいておりますので、慎重審議の上、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続きまして、議案第11号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第11号 平成24年度横芝光町一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。議案につきましては、ピンクの表紙のつづり25ページに議案はつづっておりますが、今回の説明につきましては、説明資料別冊となっておりますこの平成24年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書、これによりましてご説明をさせていただきたいと存じますので、お手元にご用意願います。

それでは、この決算説明資料の3枚目の1ページをお開きいただきたいと思います。

会計別決算の状況のうち、この表の一番上段の一般会計でございます。

数字の表記は千円単位の表記となっておりますのでご留意いただきたいと思います。

では、一般会計、平成24年度の歳入決算額を申し上げます。歳入決算額111億7,544万6,000円、その右側、歳出決算額107億3,208万2,000円で、前年度と比較いたしまして、歳入では7,779万9,000円、率で0.7%の減、歳出では同じく7,819万4,000円、同じく0.7%の減となっております。

それでは、2ページを、次のページをお開きいただきたいと存じます。

2ページは一般会計歳入歳出款別・性質別決算額の前年度比較でございます。

まず、款別の歳入についてでございます。順に申し上げます。

1款町税は、決算額が23億9,404万7,000円で、前年度に比較して297万8,000円、0.1%の増となっております。内訳でございますが、現年分におきまして増額となったものが個人町民税、法人町民税、軽自動車税で、合計で5,827万円の増額でありました。一方、固定資産税につきましては、評価がえによる既存家屋の減価等によりまして6,600万円の減額となりました。徴収率は各税目とも前年を上回っております。町たばこ税は、ほぼ前年並みの1億8,754万円の収入済額で、徴収率は100%でございました。滞納繰り越し分につきましては、いずれの税目におきましても、徴収率、収入済額ともに前年度を上回り、前年対比では1,162万円の増額でありました。

2款、その下になります地方譲与税は、決算額が1億6,539万7,000円で、前年度に比較いたしまして1,173万9,000円、6.6%の減でございます。地方譲与税は、国が徴収いたしました揮発油税や自動車重量税を原資に、道路面積あるいは延長によりまして算定、交付されるものでございますが、自動車重量譲与税がエコカー減税等の影響によりまして、前年度に比較し大きく減少したことで、地方譲与税全体が減額となったところでございます。

その下、3款利子割交付金は、決算額が438万3,000円で、前年度に比較いたしまして81万5,000円、15.7%の減。

次の、4款配当割交付金は、決算額が492万3,000円で、前年度比較で117万8,000円、19.3%のこれも減。

その下、5款株式等譲渡所得割交付金は、決算額が143万2,000円で、前年度と比較で19万2,000円、15.5%の増。

その下、6款地方消費税交付金は、決算額が2億336万円で、前年度比較で657万6,000円、3.1%の減。

7款ゴルフ場利用税交付金は、決算額が2,251万6,000円で、前年度に比較して145万4,000円、6.9%の増。

8款自動車取得税交付金は、決算額が4,699万7,000円で、前年度に比較いたしまして455万9,000円、8.8%の減となっております。

以上、申し上げました交付金は、県からそれぞれの積算方法によって交付されるものでございます。

続きまして、9款地方特例交付金は、決算額が863万2,000円で、前年度比較では4,218万3,000円、83.0%の大幅減となっております。これは、平成24年度から児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車取得税特例交付金が廃止されたことによるもので、24年度の決算額は全て住宅借入金等特別税額控除分の減収補てん特例交付金でございます。

続きまして、10款地方交付税でございます。決算額が33億4,355万9,000円で、前年度に比較いたしまして2,133万5,000円、0.6%の減となっております。これは、前年度対比で普通交付税が1,967万円の増となったものの、特別交付税が2,014万8,000円、震災復興特別交付税が2,085万7,000円、それぞれ減となったことによるものであります。なお、普通交付税増額は算定基礎となる基準財政収入額の減少によるものと分析しております。

続きまして、11款交通安全対策特別交付金は、決算額が525万5,000円であります。交通反則金を原資として交付されるものですが、前年度に比較いたしまして9万4,000円、1.8%の減少となっております。

12款分担金及び負担金は、決算額1億2,424万7,000円で、前年度比で412万5,000円、3.4%の増となっております。防災行政無線個別受信機分担金の増による変動が主な要因でございます。

13款使用料及び手数料は、決算額4,731万円で、前年度比260万6,000円、5.8%の増となっております。昨年度から徴収を開始いたしました屋形海岸駐車場使用料、社会教育施設を中心とした教育使用料が主な増加要因でございます。

その下、14款国庫支出金でございます。決算額9億5,867万1,000円、前年比で3億2,280万5,000円、25.2%の減となっております。これは、市町村合併推進体制整備費補助金や地域活性化交付金事業の終了に伴う減のほか、道路事業の進捗によりまして、道整備交付金が減額になったこと等によるものでございます。

15款県支出金は、決算額6億8,609万6,000円で、前年比5,501万9,000円、8.7%の増でございます。主な増額の要因は、東日本大震災からの復興のため昨年度に交付された「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金や社会福祉費負担金の増によるものでございます。

16款財産収入は、決算額1,201万6,000円、前年比で76万2,000円、6.8%の増となっております。土地の賃貸料や基金利子、土地売り払いなどの収入でございます。

17款寄附金につきましては、39万円の決算額であります。ふるさと納税のほか、教育寄附金などの収入であり、平成23年度は震災後の学校安全対策を目的とした寄附金があったことから、前年比でほぼ半減となったところでございます。

18款繰入金は、決算額2億1,877万5,000円、対前年比で9,665万3,000円、30.6%の減であります。平成24年度に創設いたしました東日本大震災復興基金繰入金が増となったものの、財政調整基金繰入金の減により、繰入金決算が減額となったものであります。

19款繰越金は、決算額4億4,296万9,000円、前年比で1億64万9,000円、18.5%の減であります。

20款諸収入は、決算額6億2,117万1,000円で、前年比3,605万5,000円、5.5%の減であります。主な減額要因は、東日本大震災に係る災害義援金、支援金の皆減のほか、千葉県市町村振興協会からの震災復興交付金の減などによるものであります。

21款町債は、決算額18億6,330万円で、農業基盤整備事業や道路整備事業のほか、合併特例債による防災行政無線更新事業や白浜小学校屋内運動場改築事業及び施設改修事業等により、前年比5億10万円、率で36.7%の増となりました。

3ページをお願いします。

続いて、目的別の歳出でございます。

1款議会費は、決算額1億574万1,000円で、前年度に比較いたしまして837万1,000円、7.3%の減となりました。主な減額要因は議員共済会負担金の減によるものでございます。

2款総務費は、決算額15億6,113万1,000円で、前年度に比較して4億5,657万5,000円、22.6%の減となりました。主な減額要因は財政調整基金積立額の差でございまして、平成24年度では2億1,000万円を積み立てたところでございます。

3款民生費は、決算額26億2,593万5,000円で、前年度比較では2,814万円、1.1%の増となっております。主な要因といたしましては、児童手当費が支給制度の変更により減額となったものの、災害時要援護者台帳システム整備に係る経費のほか、介護給付、訓練等給付事業、自立支援医療費給付事業、障害児通所支援事業など、各扶助費が増加傾向にあることによるものでございます。

4款衛生費は、決算額13億3,197万7,000円で、前年比較では5,032万1,000円、3.9%の増であります。上水道、じんかい処理、し尿処理に係る各一部事務組合の負担金の減額要因があるものの、東陽病院事業会計への繰り出し、子ども医療費助成事業、住宅用太陽光発電設備導入事業補助等に係る費用の増加によりまして、衛生費全体では増となったところであります。

5款農林水産業費は、決算額3億9,800万4,000円で、前年比較では7,320万4,000円、15.5%の減でありました。農業振興策としての事業補助金額が増加したものの、農業基盤整

備事業負担金の減額や排水機場更新事業の完了等による農地費の減及び事業進捗に伴う事業費負担金の減額による農道整備事業費の減により、農林水産業費全体では減額となったところであります。

6 款の商工費は、決算額6,287万円で、商工会が実施いたしましたプレミアム付商品券発行事業や、国の臨時交付金を活用いたしました屋形海岸駐車場整備事業などの終了により、前年度と比較して1,795万2,000円、22.2%の減でありました。

7 款土木費は、決算額9億9,064万9,000円で、国の交付金による各種道路橋梁事業の事業量が前年と比較して減少したことにより、1億2,631万円、11.3%の減となったところであります。

8 款消防費は、決算額9億4,678万7,000円で、平成23年度から2カ年継続事業で実施しました防災行政無線デジタル化工事及び消防車両の購入等により、前年と比較いたしまして2億7,650万2,000円、41.3%の増となりました。

9 款教育費は、決算額16億8,635万6,000円で、図書館ハイビジョンホール改修工事や横芝B&G海洋センター体育館改修工事の終了などの減額要因があるものの、白浜小学校屋内運動場改築及び施設改修事業や光しおさい公園テニスコート改修工事を執行したこと等から、前年度と比較して1億7,985万8,000円、11.9%の増となりました。

10 款災害復旧費は、決算額451万5,000円で、東日本大震災に係る復旧事業が平成23年度にほぼ終了したことから、前年度と比較して5,628万2,000円、92.6%の減となったところであります。

11 款公債費は、決算額10億1,811万7,000円で、前年比較では1億2,567万9,000円、14.1%の増となっております。これは横芝中学校移転改築事業や地域振興基金積立事業など、合併特例事業債に係る元金償還金がふえたことが主な要因でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

性質別の歳出でございます。

1 の人件費でございます。決算額が16億3,430万5,000円で、前年度と比較いたしまして5,711万8,000円、3.4%の減であります。人件費は合併以来年々減額となっておりますが、平成22年度を境に共済負担金の増により増加傾向にありました。しかし、昨年度は特別職の不在期間や退職職員の補充抑制等によりまして、対前年比で減額となったものであります。

続いて、2 の扶助費でございます。決算額が12億8,152万7,000円で、前年度比較で1,640万7,000円、1.3%の増となっております。平成24年度に児童手当と名称が変更されました子

どものための手当支給額が支給制度の変更により減額となりましたが、その他の扶助費は年々増加傾向にあります。

3の公債費でございます。決算額が10億1,811万7,000円で、前年度比較で1億2,567万9,000円、14.1%の増であります。合併特例事業債に係る元金償還金の増が主な増加要因でございますが、公債費はさきの財政推計でもご説明申し上げましたとおり、当面増加傾向にあると予測しているところでございます。

4の物件費は、決算額が12億4,328万7,000円で、前年度に比較して1,138万9,000円、0.9%の増となっております。

5の維持補修費でございます。決算額が4,065万6,000円で、前年度比較で981万円、31.8%の増であります。道路維持事業における、町道側溝の清掃汚泥処理方法の変更などにより増加したところでございます。

6の補助費等は、決算額が20億79万4,000円で、前年度比較3,037万6,000円、1.5%の増であります。一部事務組合や制度による事業補助金が主なところでございまして、各年度によって増減にばらつきがございしますが、平成24年度におきましては、医師不足に伴う東陽病院事業会計への繰り出しや、成田空港騒音防止対策維持管理費等補助金の増などが主な増額要因となっているところであります。

7、投資及び出資・貸付金は、決算額が1,374万1,000円で、前年比較282万8,000円、17.1%の減であります。なお、九十九里水道企業団への出資金は400万円程度減額となったところでございます。

8の繰出金は、決算額が8億9,120万7,000円で、前年度に比較いたしまして3,277万5,000円、3.8%の増となっております。繰出金は、繰り出し先の事業や財政状況によりまして年度ごとに増減しておりますが、前年度比で国民健康保険特別会計への繰り出しが約2,000万円、介護保険特別会計への繰り出しが約1,600万円増加したところでございます。

9、積立金は、決算額が2億4,058万9,000円で、前年度に比較いたしまして4億1,087万9,000円、63.1%の減となっております。「がんばろう！千葉」市町村復興交付金を財源といたしました東日本大震災復興基金の創設等の増額要因はあるものの、財政調整基金の積立額が約4億4,000万円減額となったことによるものであります。

10の投資的経費は、決算額が23億6,785万9,000円で、前年度と比較いたしまして1億6,619万5,000円、7.5%の増であります。普通建設事業費においては、合併特例事業として継続的に実施しております防災行政無線更新事業や白浜小学校屋内運動場等改築及び施設改

修事業などによりまして、前年度対比で約2億3,000万円増加したところであります。また、災害復旧事業は、事業の終了によりまして増減率において大幅に減少したところであります。

続く5ページから29ページにかけましては、平成24年度の主な事業の実施状況が記載されております。表の一番左に行数を、次に決算書の対応ページ、款、項、目と続きまして、事業名、決算額とその財源内訳、一番右側にその説明という構成となっております。

また、30ページ以降は特別会計の状況を含めまして各種の決算資料を添付しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

以上、平成24年度一般会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議を賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第12号及び議案第13号について、住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） それでは、議案第12号及び議案第13号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

初めに、議案第12号の平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明を申し上げます。資料につきましては、一般会計と同じく、平成24年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明をさせていただきます。

資料の39ページをお願いいたします。

ページの上段が国民健康保険特別会計になります。資料の文字が小さくて見づらく大変申しわけございませんが、ご容赦いただきますようよろしくをお願いいたします。

左側の表が歳入、右側の表が歳出となっておりますが、この中から主な区分につきましてご説明をさせていただきます。

まずは、歳入であります。一番上段の1款国民健康保険税ですが、これは国保会計歳入の約4分の1を占める主要財源でございます。長引く景気の低迷などによる所得の落ち込みなどによりまして、合併以降毎年のように減収となっておりますが、平成24年度については微増ではございますが、前年度と比較し率で1%、額にして878万1,000円の8億5,275万2,000円でありました。

次に、4行目の、4款国庫支出金であります。前年度と比較して率で7.5%、額にして7,369万円の減となってしまいました。減額となった要因としては、医療給付費等に対する国庫負担割合が平成23年度までは34%でございましたが、国の財政状況が厳しいことなどか

ら、平成24年度からその率が32%に変更されたことが大きく影響しております。また、この項目の中には、特別調整交付金である特特調も含まれており、平成24年度はこの特特調を受けることができなかったことも、国庫支出金が大きく減額してしまった原因と考えております。現在、前年度に特特調が受けられなかった要因等を詳細に分析いたしまして、住民課職員を初め、税務課や健康管理課など関係する各課とも協力をいたしながら、国保資格者を適正適用するための事務改善、国保税徴収率向上のための対策、特定健診受診率向上のための啓発活動など、平成25年度の特特調復活交付に向けまして努力しているところでございます。

次に、5款療養給付費等交付金ですが、これはいわゆるサラリーマンOBである退職被保険者に係る医療費の保険者負担分を従前に加入していた被用保険が負担するもので、平成24年度は精算による過年度分の交付があったため、前年度対比22.1%増の1億7,104万3,000円となりました。

次に、6款前期高齢者交付金ですが、これは国保と被用保険者間の年齢構成の不均衡を調整するため、65歳以上75歳未満の前期高齢者数の多い国民健康保険者に交付されるもので、前年度対比5.9%増の6億14万6,000円となりました。

次に、1行飛ばし、8款共同事業交付金であります。これは高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、一定基準を超える部分の高額医療給付費について、一種の互助事業といたしまして、各保険者の拠出に応じ国保連合会から交付されるもので、前年度より若干は少なくなっておりますが、3億9,730万2,000円が交付されました。

続きまして、1行飛ばし、10款繰入金ですが、前年度対比0.5%増の3億193万6,000円で、その内訳といたしましては、国保税軽減による減収分として国県及び町一般会計から補填される基盤安定繰入金が1億2,187万9,000円、職員給与費や出産育児一時金に係る法定繰入金が7,852万4,000円、さらに国保税減収の財政補填措置といたしまして、一般会計法定外繰入金が5,000万円、財政調整基金の取り崩しによる繰り入れが5,153万3,000円であります。

これらを合計いたしまして、平成24年度の歳入総額は37億41万9,000円となりました。

次に、歳出ですが、右側の表をごらんいただきたいと存じます。

まず、1行目の、1款総務費ですが、これは職員の人件費や事務費、国保連合会負担金などで、前年度と比較いたしまして1.1%増の6,615万1,000円でありました。

次に、2行目の、2款保険給付費であります。これは国保の保険者である町が平成24年度に医療機関に支払った医療費の総額で、支払い総額は22億1,009万1,000円と、国保会計歳出の3分の2近くを占めております。前年度と比較いたしますと、率で2.1%、額で4,472万

9,000円ふえており、今後も高齢被保険者を中心といたしました受診機会の増加、医療の高度化、長期化等の要因によりまして増加していくものと予測されております。町といたしましては、短期人間ドック受診への助成による病気の早期発見や水中ウォーキング教室など、健康づくり事業などをさらに強化するとともに、今年度からはジェネリック医薬品に変えた場合の医療費の差額等を被保険者に通知などいたしまして、医療費の抑制を図ってまいり所存でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等ですが、これは後期高齢者医療制度の財源に充てるため、現役世代からの支援金として支出するもので、平成24年度は前年度対比10.4%増の4億9,638万3,000円でありました。国保医療費が増加傾向にある中で、後期高齢者の医療費はこれを上回る伸びを示しており、今後もさらに支出の増加が懸念されているところであります。

次に、2行飛ばし、6款介護納付金であります。これは介護保険2号被保険者、40歳から65歳の方々ですが、これらの皆さんの分の支払い基金への納付金で、介護給付費の伸びを反映いたしまして、前年度対比7.1%増の2億4,380万5,000円でありました。

次に、7款共同事業拠出金ですが、この事業は歳入の8款でもご説明いたしましたように、一定基準を超える高額な医療費を対象として各保険者が互助事業として拠出金を出し合い、負担の均一化を図るもので、平成24年度の拠出金は前年度対比4%増の3億8,921万4,000円でありました。

次に、8款保健事業費ですが、これは短期人間ドック委託費や水中ウォーキング教室運営費及び特定健診、特定保健指導に係る経費で、前年度対比1.2%減の3,499万8,000円でありました。この事業につきましては医療費抑制につながる経費であると考えておりまして、厳しい財政状況のもとではあります。今後なお一層充実させてまいりたいと考えております。

これらを合計いたしまして、平成24年度の歳出総額は35億1,790万8,000円となりました。

以上、平成24年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額が37億41万9,000円、歳出総額が35億1,790万8,000円で、差引収支額は1億8,251万1,000円でありました。

引き続きまして、議案第13号の平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

資料につきましては、同じく決算書の39ページをごらんいただきたいと存じます。下の段の後期高齢者医療特別会計の表でございます。

平成20年度の後期高齢者医療制度のスタートと同時に設けられました本会計につきましては、町の分担事務といたしまして、保険料の徴収及び広域連合への納付、保険証の引き渡し

や諸届等の窓口事務などに関する収支を賄うものでございます。

まずは歳入であります、左側の表をごらんいただきたいと存じます。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、前年度に引き続き、低所得者層への軽減措置や保険料の激変緩和策を講じた結果、現年度分の保険料収納率が年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で97.9%、全体では99.3%となりましたが、決算額は前年度と比較いたしまして0.3%減の1億3,693万7,000円でございます。

次に、4 款繰入金ですが、一般会計からの事務費繰入金と保険料軽減分の公費補填である保険基盤安定繰入金の合計で、前年度対比0.1%減の6,773万2,000円でありました。歳入の大半を占めます医療保険料収入と繰入金につきましては、前年度と比較いたしまして若干少なくなっておりますが、他の項目で増収となったことから、歳入総額は前年度対比0.2%増の2億1,335万1,000円となりました。

次に、歳出ですが、右の表をごらんいただきたいと存じます。

まずは、1 行目の1 款総務費であります、これは職員の人件費や事務費で、前年度と比較いたしまして23.8%減の546万1,000円でありました。

次に、歳出の94.3%を占める、2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、これは収納済みの保険料納付金と国県及び町一般会計から補填された基盤安定納付金の合計で、前年度と比較いたしまして1.1%増の1億9,993万4,000円でありました。

次に、3 款保健事業費ですが、これは後期高齢者の健康診査に係る経費といたしまして、広域連合からの委託により町が実施しているもので、前年度対比5.5%増の481万6,000円でありました。

これらを合計いたしまして、平成24年度の歳出総額は2億1,203万3,000円となりました。平成24年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入が2億1,335万1,000円、歳出が2億1,203万3,000円で、差引収支額は131万8,000円でありました。

以上で、議案第12号及び議案第13号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（伊藤園樹君） 提案理由説明の途中ではありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午後2時15分といたします。

（午後 1時59分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

○議長（伊藤罔樹君） 提案理由説明を続けます。

議案第14号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第14号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計決算の詳細につきましてご説明を申し上げます。平成24年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明を申し上げます。

40ページをごらんいただきたいと存じます。

ページの上段部分が介護保険特別会計の決算の内訳でございます。

左側の表が歳入でございます。歳入からご説明を申し上げます。

1 款保険料の決算額は3億6,717万7,000円でございます。平成23年度と比較いたしまして42.8ポイント、1億1,009万4,000円の大幅な増となりました。これは、平成24年度を初年度としてスタートしました第5期介護保険事業計画において、第1号被保険者の介護保険料の見直しを行ったことが理由でございます。なお、全体の徴収率は95.8%でございます。

続きまして、2 款使用料及び手数料は202万1,000円で、任意事業として紙おむつの支給や配食サービスなどを実施いたしましたが、その際の手数料がこの科目でございます。任意事業は312人の方が利用されております。

続きまして、3 款国庫支出金は4億3,871万円で、主なものは施設サービス給付費の15%相当額及び居宅サービス給付費の20%相当額3億1,042万7,000円、財政調整のための調整交付金1億1,681万9,000円等でございます。

続きまして、4 款支払基金交付金は4億9,951万円で、介護給付費の29%相当額となります4億9,624万7,000円、介護予防事業に要する経費の29%相当額326万3,000円でございます。

続きまして、5 款県支出金は2億9,260万6,000円で、施設サービス給付費の17.5%相当額及び居宅サービス給付費の12.5%相当額及び平成23年度の過年度分追加交付等でございます。

6 款財産収入は4万1,000円で、介護給付費準備基金の利子でございます。なお、本年3月末現在の介護給付費準備基金は1億2,100万円でございます。

続いて、8 款繰入金は3億1,709万3,000円で、制度に基づきまして一般会計から繰り入れたものでございます。

9 款繰越金は5,034万3,000円で、平成23年度からの繰越金でございます。

続いて、11 款諸収入は2 万4,000円で、交通事故等の第三者納付金及び雑入でございます。

以上、歳入合計は19億6,752万5,000円でございます。

次に、右側の表の歳出についてご説明をいたします。

1 款総務費、7,825万3,000円でございますが、職員7 名分の給与、保険料の賦課徴収に関する電算処理や印刷費用、郵送料といった事務費用、認定調査費、医師意見書委託料、共同事務として実施しております介護認定審査に係る行政組合の負担金が主なものでございます。

続きまして、2 款保険給付費は17億145万円で、歳出全体の90.8%を占めるものでございます。介護サービスの内訳といたしましては、居宅介護サービスが延べ1 万8,888件で、保険給付費額は7 億8,981万7,000円、施設介護サービスは延べ5,703人で8 億3,301万4,000円、介護予防サービスは延べ2,727人で4,234万8,000円が主な保険給付費でございます。その他、国保連合会に委託しております審査支払手数料146万1,000円及び高額介護サービス費3,215万9,000円等を支出したものでございます。

1 つ飛びまして、4 款積立金は3,546万5,000円で、決算見込みから判断いたしまして積み立てを行ったものでございます。

5 款地域支援事業費は3,554万5,000円で、平成18年度から始めました介護予防事業のための支出であります。内訳といたしましては、第2 次予防事業、これは介護予防教室でございますが349万6,000円、健康管理課で実施しております1 次予防事業費、高齢者生きがいと健康づくり事業113万円、介護予防事業、生活機能評価事業として333万7,000円、包括的支援事業、任意事業といたしまして2,758万2,000円であります。

続きまして、7 款諸支出金、2,354万4,000円は、第1 号被保険者保険料の還付40万8,000円及び平成23年度分を精算した結果、超過分を国に361万8,000円、支払基金に585万円、県に302万1,000円、介護処遇改善交付金147万2,000円、災害臨時特例交付金16万3,000円及び町一般会計に901万2,000円を、それぞれ返還したものでございます。

以上、歳出合計は18億7,425万7,000円でございます。この結果、歳入歳出差引残高は9,326万8,000円となりました。

以上で、平成24年度横芝光町介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第15号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、議案第15号 平成24年度農業集落排水事業特別会計決算について補足説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料につきましては決算資料の40ページ、ただいまの介護保険特別会計の下になりますのでごらんをいただきたいと思っています。

初めに、歳入であります。1款の分担金及び負担金は、3件の新規加入がありましたことから、決算額は60万円となりました。

2款の使用料及び手数料では決算額891万9,000円で、前年度に比較いたしまして2万6,000円の減、率で0.3%の減となっております。

3款繰入金は一般会計からの繰入金でございます。決算額は4,564万9,000円で、前年度に比較いたしまして239万1,000円の増、率で5.5%の増となっております。これは中台処理施設の修繕工事を計画したことから、それに要する経費がふえたためでございます。

4款繰越金は前年度繰越金で、決算額171万1,000円でございます。

5款諸収入は浄化槽汚泥の放射能検査2回分に対しまして、東京電力からの補償費用として支払われた金額でございます。

歳入合計は5,693万1,000円で、前年度に比較いたしまして333万1,000円の増、率で6.2%の増となりました。

続きまして、歳出でございます。総務費が決算額836万1,000円で、前年度に比較いたしまして52万2,000円の増、率で6.7%の増でございます。これは職員給与費や教材費の増が原因となったためでございます。

2款事業費は決算額1,061万5,000円で、前年度に比較いたしますと179万8,000円の増、率で20.4%の増となっております。先ほどお話ししましたように、中台処理施設の浄化槽工事や電気料金値上げによります光熱水費の増加によるものでございます。

3款公債費は決算額3,523万4,000円で、前年度と同額でございます。

4款予備費の支出はございません。

以上、歳出合計は決算額5,421万円で、前年度に比較いたしまして232万円の増、率で4.5%の増となっております。実質収支では272万1,000円の繰り越しとなりました。

次に、未収金の状況についてご説明させていただきます。

51ページをごらんください。51ページの一番下の表になります。

農業集落排水の施設使用料の現年度分で3万2,550円が未納額として24年度に発生してお

ります。件数は4件でございます。その後、ことしの6月末までに3件が納付をいただきまして、現在1件6,300円が未納となっております。引き続き完納に向けて対応していきたいというふうに思っております。

以上、平成24年度の農業集落排水事業特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、議案第16号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第16号 平成24年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についての説明をさせていただきます。

41ページ左上をごらんください。

まず、歳入でございます。

1款事業収入は2億1,811万1,000円で、前年と比較しまして93万3,000円増のプラス0.4%でありました。内容は、センター使用料のほか、冷蔵庫、カット室、ボイル等の使用料でございます。

次に、2款県支出金295万2,000円は、1頭につき17円の屠畜検印押印委託料でございます。

3款財産収入11万3,000円は、基金の利子でございます。

4款繰入金32万円は、国から支給される子ども手当を一般会計から食肉センター特別会計に繰り入れたものであります。

5款繰越金7,555万4,000円は、前年度からの繰越金であります。

6款諸収入28万8,000円、これは牛の枝肉確認票発行業務受託費というものであります。市場へ引き渡す証明書を屠畜証明書と言いますが、1枚20円、それと事務手数料ということで、日本畜産物協会より納入されたものであります。

以上、歳入合計2億9,733万8,000円で、前年と比較して2,020万9,000円増のプラス7.3%でありました。

次に、歳出であります。

1款総務費は、決算額9,085万6,000円でございます。前年と比較すると121万7,000円減のマイナス1.3%であります。減額の主な要因は、平成23年度の確定申告に伴いましての消費税が減額になったためであります。

2款施設管理費は、決算額8,767万6,000円でございます。前年と比較すると1,121万7,000

円の増、プラス14.7%であります。増額の主な要因は、電気料の大幅な値上げのほか、各種機械設備の補修修理であります。

次に、3款公債費は決算額1,975万7,000円でございます。前年と比較すると328万6,000円減のマイナス14.3%であります。これは、平成13年度の借入金の返済が終了したため減額となったものであります。なお、24年度末の起債現在高は1億3,465万円であります。

4款積立金は3,500万円でございます。

以上、歳出合計は2億3,328万9,000円で、前年と比較いたしまして3,171万4,000円増のプラス15.7%でありました。

なお、歳入歳出差引残高は6,404万9,000円の黒字となりました。

以上、まことに簡単ですが、議案第16号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認くださいますようお願いいたします。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第17号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第17号 平成24年度横芝光町病院事業会計決算について補足説明をいたします。資料につきましては、引き続き決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書、この41ページをお開きください。ただいま説明がございました食肉センター特別会計の下の表、2つの表になります。

最初に上段の表、収益的収入及び支出の収入についてであります。病院事業収益は1億5,575万円で、前年度と比較しますと金額で419万7,000円の減額、率では0.4%の減となりました。内訳としましては、医業収益が5億8,071万3,000円で、前年度と比較し金額で6,925万1,000円の減額、率で10.7%の減となっています。医業外収益につきましては5億7,503万7,000円で、前年度と比較して金額で6,505万4,000円の増額、率で12.8%の増となっています。なお、特別利益につきましては収入はございませんでした。医業収益が減額となりました要因でございますが、常勤内科医師が前年度の4名体制から2名体制となりましたことが大きく影響しております。結果といたしまして、内科の一般及び療養入院に加えまして、訪問看護収入が前年度を大きく下回ることとなりました。また、医業外収益につきましては赤字決算回避のため、医業収益の不足分を一般会計からの繰入金により対応したため増額となっております。

続きまして、右の表になります。

支出の病院事業費用は11億4,034万5,000円で、前年度と比較し金額で334万1,000円の減額、率では0.3%の減となりました。内訳としましては、医業費用が10億8,401万6,000円で、前年度と比較し金額で2,765万6,000円の減額、率で2.5%の減、医業外費用につきましては2,765万7,000円で、前年度と比較し金額で435万7,000円の減額、率で13.6%の減となりました。また、特別損失につきましては2,867万2,000円で、前年度の計上がございませんでしたので、皆増となっております。医業費用では、医師等の給与費、医業外費用では繰延勘定償却費の減少が主な要因となっております。また、特別損失につきましては、地方公営企業会計制度の制度改正に伴い、固定資産台帳と現物の確認を行い、再評価を行いましたところ、過年度におきます減価償却の修正損等が生じておりましたのでこれを特別損失として計上したものであります。

次に、下段の表の資本的収入及び支出の左の表になります。収入をごらんください。

資本的収入は1億1,755万6,000円で、前年度と比較しますと金額で2億9,778万5,000円の減額、率では71.7%の減となりました。内訳でございますが、本年度の企業債の発行はなく、前年度と比較し金額で2億1,890万円の減額となりました。出資金につきましては1億1,493万1,000円で、前年度と比較して金額で652万3,000円の増額、率で6.0%の増、補助金につきましては262万5,000円で、前年度と比較して金額で8,540万8,000円の減額、率で97.0%の減となりました。この要因といたしましては、前年度は空調給湯設備改修工事等に伴います企業債発行と補助金の収入がございましたが、本年度につきましては大きな工事の発注がなかったことによるものでございます。

続きまして、右側の支出でございます。

資本的支出は1億7,977万3,000円で、前年度と比較しますと金額で3億1,504万7,000円の減額、率では63.7%の減となりました。内訳としましては、建設改良費が2,428万2,000円で、前年度と比較し金額で3億1,263万7,000円の減額、率で92.8%の減となっております。前年度は空調給湯設備改修工事等を実施しておりますが、本年度では内視鏡システム等の医療機器の購入を行いましたものの、大きな工事の発注はなかったため、大幅な減となっております。企業債償還金につきましては1億5,549万1,000円で、前年度と比較し金額で241万円の減額、率では1.5%の減となっております。

以上、議案第17号 平成24年度横芝光町病院事業会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 議案第11号から議案第17号までの平成24年度各会計決算の説明が終了いたしました。

ここで、代表監査委員から平成24年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

高橋俊夫代表監査委員。

○監査委員（高橋俊夫君） 指名を受けました、監査委員の高橋俊夫でございます。

ご一同の皆様は、それぞれの立場でよりよいまちづくりに日々ご尽力をされておりますことを、敬意を持って賞する次第でございます。

さて、野村委員のご了承を得まして、私より平成24年度決算にかかわる審査についてのご報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

去る8月19日、21日、22日の3日間にわたり、平成24年度の横芝光町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに東陽病院にかかわる病院事業会計決算について審査を実施いたしました。

まず、初めに、一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告させていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計となります。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また、財務に関する事務は関係法令に適合しているかなどに留意し、関係帳簿その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施しました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われたかを審査しました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、限られた財源で効率的、効果的に各種施策を執行するよう要望いたしました。

報告書のほうと重複するかもしれませんが、3点ほどあえて取り上げさせていただきます。

社会保障はいや応なく増大しております。年間増加額は国においては1兆円、当町においても1億円を超えております。したがって、政策経費は減少せざるを得ません。よって、次の諸点は今後ともますます重要度を増してくるものと思います。1つには、住民の自助努力

と受益者負担意識の醸成による協働のまちづくりの推進。2つとしまして、補助金、助成金の選択と集中による適正な配分。3つ目は、公正公平の見地より町税を初めとする公金債権の収納率の向上であります。以上の3点、強調させていただきました。

次に、東陽病院の事業会計について報告させていただきます。

病院事業会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどに留意し、関係帳簿その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などはいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。事業運営は公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行とあわせて、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、病院経営を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあることから、効率的な経営を図るとともに、町民から信頼される地域医療の拠点となるよう要望いたしました。

24年度の経営状況は、依然、大変厳しい状況にありましたが、直近の状況において大変いい変化が見られていることを、あわせてご報告をさせていただきます。先ほど事務長のほうから報告がありましたように、脳神経外科医師2名の常勤による体制の充実、千葉大よりの派遣医師の入れかえ、増員による変化等に加えて、町長を初めとする関係者の経営改革の努力が実効性を発揮し、病室の稼働率は40%台から、今60%台に上昇、来院患者数も増加傾向を示しておりますことを、あわせてご報告をいたしておきます。

詳しい決算の概要及び審査結果に対する意見ですが、報告書に記載いたしましたので省略させていただきます。

以上、雑駁ではございますが、決算審査に関する意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（伊藤圀樹君） ご苦労さまです。

次に、報告第1号ないし報告第3号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、報告第1号から報告第3号につきましてご説明申し上げます。資料につきましては、ピンク色の表紙、議案つづりになります。

29ページをお開き願いたいと存じます。29ページ、横長になっております。

それでは、初めに、報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号 継続費の継続年度終了による精算について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、平成24年度に終了した継続費の精算について、次のとおり報告する。

そのページ、24年度横芝光町継続費精算報告書をごらん願いたいと存じます。

2款総務費、1項総務管理費、総合計画後期基本計画策定事業であります。本事業は平成23、24年度の2カ年継続事業で、全体計画額が609万円、実績額も同額の609万円であります。

続きまして、8款消防費、1項消防費、防災行政無線更新事業であります。本事業につきましても平成23、24年度の2カ年継続事業で、全体計画額が6億5,222万9,000円、実績額は6億5,222万8,500円であります。

続きまして、次の30ページをお開き願います。

9款教育費、6項保健体育費、学校給食センター改築事業であります。平成23、24年度の2カ年継続事業で、全体計画額が3,006万8,000円、実績額は2,741万6,550円あります。

なお、防災行政無線更新事業及び学校給食センター改築事業における年割額と支出済額の差につきましては、各事業の当該年度における執行残額でございます。総合計画後期基本計画策定事業は、入札の結果により継続費の補正を行ったため、その差はゼロとなっております。

続きまして、31ページをごらん願います。

報告第2号 平成24年度健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度における健全化判断比率を次のとおり報告する。

この下の表をごらん願います。

左から、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては一般会計、特別会計とも赤字がございませんでしたので、比率は表示されておられません。次の実質公債費比率は9.2%で、前年度と比較いたしますと1.1ポイント下がっております。将来負担比率は47.5%で、前年度と比較いたしますと1.3ポイント下がっております。

表の中、括弧書きとなっております数値が、横芝光町における早期健全化基準でございますが、いずれの数値も基準値を下回っており、健全な財政運営がなされているものと考えております。

なお、参考までに、財政再建団体となります財政再生基準は、実質赤字比率が20.0、連結実質赤字比率が30.0、実質公債費比率は35.0であります。将来負担比率につきましては早期健全化基準のみが設定されておるところであります。

続きまして、33ページをごらんいただきたいと存じます。

報告第3号 平成24年度資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度における資金不足比率を次のとおり報告する。

表をごらんいただいたとおりでございますが、この報告第3号につきましては、財政健全化法に基づきまして公営企業分の資金不足比率をご報告申し上げるものでございますが、この報告書のとおり、病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の3会計ともに資金不足がございませんので、資金不足比率の表示はございません。

以上、報告第1号から報告第3号のご説明とさせていただきます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

報告第1号 継続費の継続年度終了による精算について、報告第2号 平成24年度健全化判断比率の報告について、報告第3号 平成24年度資金不足比率の報告については、ただいま説明のとおりでございますのでご了承願います。

◎休会の件

○議長（伊藤圀樹君） 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

9月5日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、9月5日は休会と決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

なお、9月6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時54分)

9 月 定 例 会

(第 2 号)

平成25年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年9月6日(金曜日)午前9時57分開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第18号について(町長提案理由説明)
日程第 4 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	5番	森川忠君
6番	五木田平和君	7番	川島仁君
8番	若梅喜作君	9番	川島富士子君
10番	鈴木克征君	11番	野村和好君
12番	山崎貞一君	13番	伊藤圀樹君
14番	川島透君	15番	鈴木唯夫君
16番	八角健一君	17番	川島勝美君
18番	越川輝男君		

欠席議員(1名)

4番 杉森幹男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤晴彦君 副町長 久本修君

総務課長	田鍋悦央君	企画財政課長	若梅操君
環境防災課長	堀越健一君	税務課長	鈴木健夫君
住民課長	早川裕明君	産業振興課長	伊橋秀和君
都市建設課長	五木田桂一君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	早川典男君	食肉センター長	加瀬盛久君
東陽病院事務長	大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	越川誠一君	監査委員	高橋俊夫君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	高蝶政道	書	記	椎名圭子
---	---	------	---	---	------

◎開議の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 定刻前ではございますが、全員おそろいのようにございます。二、三日前の暑さは何だろうという、そんな朝ではありますけれども、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時57分）

◎諸般の報告

○議長（伊藤罔樹君） これより日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、本日町長から追加議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

次に、杉森幹男議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（伊藤罔樹君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 森 川 忠 君

○議長（伊藤罔樹君） 通告順に発言を許します。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱は2点です。それぞれ環境関係、教育関係についてお尋ねをいたします。

まず初めに、環境対策の取り組みについてですが、残念ながら町内でも不法投棄が多く見ることがあります。見た目にも、衛生的にも決してよいことではありません。この不法投棄に対して当町ではどのような対策をとっているのかお伺いいたします。

次に、当町のごみ排出量についてですが、過去3年程度の推移について伺います。

さらに、横芝、光地区それぞれについて伺います。

また、減量に関してはどのような対応・対策、また啓蒙をとっているのか伺います。

小型家電リサイクル法が本年4月1日に施行されました。

使用済みの電子機器類を回収し、貴金属、レアメタルなど再資源化を目指しています。これは国の制度ですが、自治体が主体となり回収するとしています。当町での回収方法はどのようなになっているのかお伺いいたします。

太陽光発電の推進についてですが、近年、近隣自治体では野立て、また建物の屋上等に設置されているのを散見することが多くあります。原発事故後、各自治体で住宅用太陽光発電システム設置に補助金をつけています。もちろん当町でも1キロワット当たり3万円、上限を10万と5,000円の補助金がありますが、発足時からの実績をお伺いいたします。

続いて、大綱2点目、教育関係について。

教育委員会の現況についてお伺いいたします。

近年、いじめ問題や教員の不祥事などがマスコミに取り上げられ、住民も興味を持っているところでもあります。そこで、教育委員会についてですが、現状余り情報が公開されていないように感じています。具体的な開催時期、方法などお教えてください。

次に、全国学力テストについてお伺いいたします。

2007年から始まり、小学校6年生、中学校3年生を対象とし実施されている全国学力テストですが、都道府県または地域別に差が生じている気がしています。問題も多くあるとお聞きしますが、結果の公表についてどのようにされているのか、またその理由についてお伺いいたします。

学校給食についてお伺いいたします。

不幸にも生まれながらにして食物アレルギーのある児童・生徒がおります。これに対して当町学校給食センターはどのような対応をとっているのか伺います。

また、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインについては、活用が十分であるか、さらには学校関係者の対応はどのようなになっているのか伺います。

最後になりますが、租税教育についてです。

税金は非常に大事なことは皆さんご存じのとおりかと思いますが、学校ではどのような教育をされているのかお伺いします。

また、提言させていただきますが、税務署関係者等の出前講座等を利用されてはいかがでしょうか。あわせて以前行いました子供議会も実施し、税を含む行政に興味を持っていただく子

供さんたちがふえていくことを願い、壇上からの質問とさせていただきます。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 森川議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 改めまして、おはようございます。教育委員会の齋藤でございます。

例年の定例議会ですと、一般質問に対する答弁のトップバターというのが町長、次に、教育委員会並びに各課の課長という形で続いておったというふうに思っております。今議会では、5人の議員の先生方から通告質問が48本ほどあったんじゃないかというふうに思いますけれども、その中から18本ほど教育委員会が出されておまして、最も多く出されているから、そのようなことから私が一番をいただいたというようなことじゃないかなというふうに思いますので、答弁をさせていただきます。光栄に思うと同時に緊張しておりますけれども、最後まで頑張りますのでよろしくお願いいたします。

さて、森川忠議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは教育関係の、全国学力テストについて、結果の公表はすべきと考えるが、現状は、並びに租税教育について、小学校から教育すべきと考えるが、現状は、についてお答えし、教育委員会会議報告等はどうのようなものか、食物アレルギーのある児童への対応は、についてでございますが、教育課長から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

初めに、全国学力テスト、つまり全国学力・学習状況調査は、文部科学省が2007年に43年ぶりに小学校6年生と中学校3年生に限って、算数・数学と国語の2教科の全員調査を開始いたしました。

2010年には抽出校による約3割調査、2011年には東日本大震災の影響で調査は中止、2012年は理科が加わりまして、3教科の調査となり、今年度は4月24日第4水曜日に行いました。小学校調査は、国語・算数の教科と学校に対する質問紙、中学校の調査は、国語・数学の教科と生徒に対する質問紙、全員が実施したわけでございます。

文部科学省は、全国調査をするに当たっての目的を3点挙げております。

第1は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から各地域における児童・生徒の学力・学習状況調査を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。第2は、各教育委員会、学校が全国的な状況との関連においてみずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ること。第3は、

各学校が児童・生徒一人一人の学力・学習状況調査を把握し、教育指導や学習の改善等に役立てることとしております。

また、学校間の序列化、過度な競争につながるおそれがある。公表しなくても指導方法の改善に役立てることができる。小学校は6年生、中学校は3年生と限られた学年が母体であり、実施教科も限られております、等々、測定できるものは小・中学校における学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることから、人間にとってこの一部分で評価されるものではなく、公表に当たっての大きな懸念と、ないしは意見というふうになっております。

このため、文部科学省は市町村・学校の公表については、慎重の上にも慎重を期することが必要であるということとしてきました。

したがって、横芝光町教育委員会は義務教育が全国均等であるか、水準が維持されているかを目的とし、該当の児童・生徒を対象に実施することに意義があるというふうに考えまして、文部科学省の調査目的を重要視すべきであるというふうに考察いたします。

したがって、公表が調査結果の目的ではないというふうに考えますので、昨年度までの結果は公表しておりませんし、今年度も公表する予定は現在のところありません。

しかしながら、単なる状況把握をするための調査ではなく、結果をもとに各学校・教職員が児童・生徒の学習意欲の向上、学習指導法の改善に生かし、学力向上に結びつけるものであることを再認識するよう、指導をさらに強化していきたいというふうに考えております。

次に、租税教育についてでございますが、小学生から教育すべきと考えるが、現状は、のご質問にお答えします。

小・中学校の教育は、各種教育法令はもちろんですけれども、特に学校教育法施行規則の規定に従いまして、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領、これに沿って実施されるものであります。

実施するに当たって、租税教育の目的は、税について、法律の定めに従って納税し、税の意義、役割、機能、仕組み等々、ないしは税立法のあり方について正しい知識を持つという教育の理念に沿った国民の育成を図ることと捉えております。

その目的を達成するために、学校差や学年差は多少あるものの小・中学校とも教科の中で横芝光町は学習を進めております。

取り組み状況ですが、小学校は6年生の社会科で指導を進めております。単元教材としましては、日本国憲法、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務から、国民とし

での権利及び義務の中で納税の義務を取り上げて学習を進めている、というところでございます。

中学校におきましては、3年生の社会科の中の公民分野、その中で学習を進めているというところでございます。単元教材としましては、私たちと経済—国民の生活と政府の役割の中で財源の確保と配分という観点から、財政の役割について考えさせております。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について学習し理解をさせておるところでございます。

学習内容としましては、小学校では、先ほども一部申し上げましたが、税金の仕組み、税金の使い道、その決め方等でございます。中学校では、税とのかかわり、税金の使われ方、教育に使われる税金、公共事業等に使われる税金、社会保障に使われる税金及びその財政の現状と今後の課題等についてでございます。いずれも教科書はもちろんですが、パンフレットや補助教材等を参考資料として使用しております。

また、山武郡市内では、独自に東金税務署管内におけるそれぞれの税務関係者、それから教育行政関係者、それから学校関係、これは管理職に限られているわけですが、が、一堂に会しまして山武郡市租税教育推進協議会、これを組織しまして、租税教育、租税教室、税金の啓発運動、税の作文等についてやっております。以前、県下の模範になってきたというところでございます。

さらには、この山武郡市租税教育推進協議会と学校等が共催で実施する租税教室、これは森川議員の中にもありますが、租税教室は税務関係職員等を講師として依頼をして開催しており、その効果は非常に高いと考えております。今年度は横芝光町内小学校7校、この7校全てが2学期、現在もう2学期に入ったわけですが、この後開催をするという予定で進んでおります。学習内容とか使われる資料等につきましては、租税教育等とほとんど同様でありまして、効果は高いというふうに考えております。

これらの租税教育・教室を通しまして、税に関する興味関心は高くなっているということは言うまでもありません。したがって、税に関する子供議会を行い、税に関する興味を持たせたら、のご提案でございますが、現時点では行う予定は委員会としては組んでおりません。

今後も心身ともに健康な国民の育成をするためには、租税に関する教育は大切でございます。児童・生徒が税への興味関心をより深めることへの努力はもちろんのこと、関係機関と連携を図りながら重要性を認識させ、社会生活をする上で必要な負担としての親近感を育ててまいりたいというふうに考えております。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、私からは森川忠議員の教育関係のご質問のうち、教育委員会の現況についての、教育委員会会議報告とはどのようなものかと、学校給食についての食物アレルギーのある児童への対応は、についてお答えをさせていただきます。

初めに、教育委員会の現況について、教育委員会会議報告とはどのようなものでございますが、教育委員会は議員ご存じのように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定によりまして設置されておるもので、同法第3条の規定によりまして、5名の教育委員さんにより組織をされているものでございます。

会議の開催につきましては、法の規定により教育委員会規則で定めることとなっておりますことから、当町では横芝光町教育委員会会議規則を定めまして、同規則第3条の規定により、原則的に定例会を毎月1回、また必要に応じ臨時会を開催することができまして、会期はいずれも1日となっております。

平成24年度の会議開催実績を申し上げますと、定例会が12回、臨時会を1回開催をいたしました。

基本的な会議の日程でございますが、前回は会議録の承認、各委員・教育長・各課からの前回教育委員会以降の現況の報告、続いて、教育長専決処分事項などの報告承認、それから横芝光町教育委員会行政組織規則に規定された議決事項の審議決定の順に会議が進められます。

いじめ問題や教員の不祥事などについても、教育委員会に報告をすることとなっておりますが、今まで深刻な事案発生がないことから、定例会の際にはアンケート調査結果などについて、必要に応じ報告をし、意見を求めているところでございます。

続きまして、学校給食についての食物アレルギーのある児童への対応は、とのご質問についてお答えをいたします。

町長からの政務報告でも触れましたが、昨年、東京都調布市で発生しました学校給食での事故以来、当町では各学校関係者とともアレルギー対応給食の見直し検討を行ってまいりました。

その検討結果に基づき、当面の対応方法を決定し、この2学期から新たな対応を開始した

ところでございます。

今までもアレルギー対応給食を実施してきたところですが、新たな対応方針や手法を定めた上で、最初に現状を再確認すべく食物アレルギー調査を小・中学校合わせまして約1,900名全ての児童・生徒を対象に本年6月に実施をいたしました。集計結果の内訳としましては、食物アレルギーがあると回答した児童・生徒は75名でした。

今回から、対応給食の対象品目については、食品衛生法に定められている25品目を基準としまして、その25品目に該当する児童・生徒は75名中66名です。食品衛生法に定められた25品目以外の品目に該当する児童・生徒は9名、25品目に該当する66名のうちには、その他の品目にも重複して該当する児童・生徒が10名という調査結果でございました。

食品衛生法に規定される25品目に該当する66名中に、対応給食希望者が20名あり、その20名を対象に保護者・学校・給食センターの3者による個別面談により、さらに詳細な状況把握と対応内容の確認に努めてまいりました。

また、2学期当初から始めましたアレルギー対応の運用面についてですが、原則としまして食物アレルギーがある75名全員へ、アレルギー物質が判別できる食品一覧と配合表を準備し、前月15日までに保護者に送付し、物質の有無を確認していただきます。

特に対応給食希望者には、保護者・学校・給食センターの3者が綿密な連携を図りながら対応することといたしました。

いずれにいたしましても、全ての児童・生徒に安全・安心な給食を提供しなければならないと、現在までも学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを参考に行ってまいりましたが、この9月からの対応にあっては、養護教諭、栄養士など関係者により数カ月間の検討を重ね、このガイドラインを基本とした町独自の給食に関する食物アレルギー対応マニュアルを策定し、そのマニュアルに沿って実施をすることといたしました。

今後も実情に合わせてこのマニュアルを改訂しながら、より安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私から森川忠議員の環境対策の取り組みについてお答え申し上げます。

初めに、不法投棄の対策はどのようになっているのかについてお答えいたします。

ごみの不法投棄は地域の景観を損なうばかりでなく、自然環境の破壊にもつながりますので、絶対に許すことのできない行為でございます。

町では、町内の各地域における廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の防止を図り、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的といたしまして、不法投棄監視員を委嘱しております。

不法投棄監視員の皆様には、担当地区の定期的な巡回をお願いしているほか、町職員との合同パトロールも月1回のペースで行っていただいております。

また、不法投棄は、管理が行き届いていないところで行われる傾向にありますので、横芝光町「ごみポイ捨て防止に関する条例」及び「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づきまして土地所有者へ草刈りや防護柵の設置など、土地管理の強化要請、また不法投棄看板の設置など不法投棄対策を実施しております。

不法投棄を、しない、させない、許さないという意識を醸成するため、町民の皆様にご参加をいただき、町内一斉清掃、また栗山川周辺環境ボランティア活動を実施しているところでございます。

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する犯罪でございます。特に悪質なケースにつきましては、警察と協議して投棄物から投棄者を割り出し、摘発に努めております。

次に、ごみ排出量についてお答えいたします。

町全体のごみ排出量につきましては、平成22年度が横芝地区4,004トン、光地区2,209トン、合計6,213トンでございます。平成23年度が横芝地区3,759トン、光地区2,186トン、合計5,945トン、平成24年度が横芝地区3,804トン、光地区2,244トン、合計6,048トンとなっております。

次に、町の減量対策といたしましては、家庭から排出される生ごみの自己処理を推進し、生ごみの減量化及び再資源化を図るため、電動生ごみ処理機設置費補助金を交付しております。補助金の額は、処理機購入価格の3分の1で、限度額を2万円としているところでございます。

また、紙類・繊維類・アルミ缶その他の廃棄物を回収し、ごみの減量化と再資源化を行うPTA等の各種団体に対しまして、1キログラム当たり3円の資源再生利用促進奨励金を交付し、ごみの再利用に対する意識の高揚を図っているところでございます。

次に、小型家電リサイクル法の対応での回収方法は、についてお答えいたします。

平成25年4月から使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が施行されました。この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済み小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用を図ることで、循環型社会の形成を推進することとしております。

現在の横芝光町の体制といたしましては、山武郡市環境衛生組合及び匝瑳市ほか二町環境衛生組合で回収を行っておりまして、両組合とも不燃ごみの小型家電品として分別収集し、金属リサイクル業者へ処理を委託しております。

最後になりますが、太陽光発電の推進についてお答えいたします。

地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、平成23年10月に、横芝光町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱を定め、みずから居住する住宅に太陽光発電システムを設置するものに対しまして補助金を交付しております。

実績といたしましては、平成23年度が10件で、補助額が97万1,000円、24年度が52件で補助額523万7,000円、平成25年度の現状でございますが、当初予算で525万円をいただきまして、8月末現在43件、438万5,000円の申請があり、残り86万5,000円という状況でございます。

今後も地球温暖化対策及び低炭素社会の形成を図るため、太陽光発電システムの導入を促進してまいります。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、再質問させていただきます。

教育長には当初からお答えいただきまして、ありがとうございました。

最初に、順番どおりに質問させていただきますけれども、教育委員会というのは5名で運営をされている。月1回の定例会、そして臨時会が昨年度は1回あったということですが、いじめとか不祥事は当町ではなかったということで、それを取り上げてではなく、アンケートでやったというお答えでしたが、その結果をできれば、こういう時代ですので、ホームページ等で支障のない程度に私はやるべきだと思っております。それに関しましてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 現在ですと、教育委員会会議の議事録というものを公開できる、要は、議事録の承認後になりますが、承認、署名後、閲覧をすることは可能となっております。

す。ということで、町の体制で要は情報公開しておりますが、今度は積極的にというお話でございまして、その辺につきましては今後検討させていただきます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） わかりました。情報はできるだけ、保護者の方を含め、興味を持っておられる方が多いことですので、積極的にお願いしたいと思います。

全国学力テストについては教育長が詳細にお答えいただきました。

ただ、考えますと確かにいろいろな序列化とかさまざまな問題があるのも、私は認識しております。しかし、中学校を出たり高校を出たり大学を出たりすると、もちろん競争もある社会に人間は出されます。そんな中、このように全国一斉に基礎的といいたいでしょうか、そのような試験をやった結果を自分がどのような位置にいるかというのは把握する必要があると思うんですね。この結果は、教育長、教育関係者の方は、先生方のご存じでしょうけれども、私個人的にはある程度望む保護者とか生徒には、それは当然公開すべきだと思うんですね。

ということは、皆さんご存じのとおり、常連の上位県といいたいでしょうか、ある程度県ですね、都道府県、ご存じのとおり秋田県、福井県、富山県。千葉県においては大体中間ですか。過去には非常に下位のほうにいた沖縄、高知が躍起になりまして、教育関係者でやった結果は、ほぼ中ごろまでになったという、教育関係者、先生方のご努力には敬意を表するとともに、我が町もごみの排出量の少ないのが上のほうじゃなくて、成績もぜひ横芝光町の学校はこのようにすばらしいということで、私は公開は、と思いますが、教育長、それに関しては、最後に聞きしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） まず初めに、秋田が断トツで、6年連続でトップという状況下にあります。と同時に東北、北陸地方が上位にあるということはマスコミ等でご存じなわけですが、このことは一つの調査結果の例として記録されているものですが、子供を町の宝と考えている、これは横芝光町も当然考えているわけですが、全ての住民が一人一人の子供を育てるという考え方が十分に浸透しているのではないかと、特に東北、秋田。横芝光がそれが欠けているということではございませんけれども、そういうことが言えるのではないかと、ということが考えられます。

具体的にそれを考えますと、第1点は、学校と地域、家庭の連携が非常にうまくいっているんだらうということ、調査した結果、そういうことが言われています。当然のように図られているということでございます。2点は、地域を挙げての指導・協力体制が十分にでき

ているのではないかということでございます。第3は、家庭内のコミュニケーション。これは全く、2も3も横芝光にはないのかというと、そうではないんですけども、それが十分に図られて万全であるというような捉え方ができるのじゃないかという一部調査結果も出ております。それから、第4は、秋田県では少子高齢化が非常に進んでいるわけですね。少子高齢化が想定以上に進んでいる一方、教職員数はそれに比例して減っているということではないということが言えると思うんです。これは国の考え方、各県の考え方があるわけですけども、そういうような状況下があるだろう。

したがって、少人数指導の個別化が実施されている部分があるだろう。ですから、細部にわたっての目が行き届く指導環境にあるということが言えるのではないかと。

ですので、このように地域と家庭、学校の体制が盤石にでき上がっているということが言えるだろう。つまり家庭力といいますか、家庭の力、要するに例えば3世代とか、それからこれは都会で問題になるんですが、持ち家だとか、それから共働き、共働きといいますが、東北については夫婦3世代が一緒に働いている現状があるわけですね。その中での家庭力が築かれているのではないかとということが考えられます。そういうことから、東北が上位県にあるということが言えるのではないかとことが言われています。

そのために、横芝光といいますか千葉県も、先ほど森川議員が言われたように、前回よりは多少上がって、21位と26位という結果が出ていると思いますが、全国的にトップと、それから下位、沖縄が断トツで今まで最下位だったわけですけども、北海道、沖縄が最下位なんですけど、5ポイント以上開いているというのが非常に少なくなりました。以前は7ポイント、8ポイント、10ポイントと開いていたわけですけども、平均的には5ポイント前後になっているという状況下にあります。

横芝光もそういう状況下は否定できないわけですけども、そういう状況にあるということをご理解いただきたいことと、先ほど言いましたが、じゃ、それについては横芝光は公開したらどうですかということになるわけですけども、これは先ほど一部申し上げたわけですが、結果の公表については先ほど申し上げたのが原則として考えておるところでございますが、一応、実施主体は国であります。しかし、市町村が基本的な参加主体であるということが、これは。

ですので、市町村教育委員会も保護者に対して、先ほども話がありましたが、説明責任を果たすということについては非常に大切だろうというふうに考えております。

したがって、今後文部科学省、それから千葉県教育委員会、近隣市町村等々の動向を注視

しながら、情報公開条例との関連をしっかりと押さえながら、公表に対応をして考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 確かに、公開については文科省は禁じてはいるんですね。ただ、現状、公開を希望しているという自治体はかなり多く出ているというのも事実です。

学力低下批判をきっかけに、せっかく、先ほど教育長おっしゃられた5ポイントですか、上下の、それは私も聞いておりますが、底上げた学力がそのような批判で同じ轍を踏まないという保証がないということも理由かと思いますが、ぜひぜひ3世代等々の理由ではないかという教育長の分析を、そういうすばらしい分析はぜひ保護者の方にもご公表願えればと思います。

続いて、給食ですね。驚いたことにすばらしい対応をしているということで、非常にありがたく思っております。

ただ、現状、課長、栄養士さんですか、平均的には大体1,000に対して2名とか2,000に対して幾つかというある程度の基準ありますが、当町のセンターで今何名の栄養士さんがいらっしゃいますか。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 県費負担の栄養士が2名配属されております。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ある給食関係者のコラム、コラムといったら恐縮ですが、見ますと、やっぱりちょっとその栄養士の数が少ないんじゃないかというような意見があるんですが、センター方式では現状ですと、児童が、大体幅がありますよね、大体当町ではその基準かと思いますが、この専門家はもうちょっとアレルギー対応にはある程度栄養士を置いてほしいということがあるので、一応頭には置いてください。

それと、議長、すみません、ちょっと所管する課長が違うんですが、給食で保育所の給食なんで福祉課長に質問してよろしいでしょうか。関連しますが。

○議長（伊藤圀樹君） 通告外だということ、結構ですよ。

○5番（森川 忠君） よろしいですか。

○議長（伊藤圀樹君） はい。

○5番（森川 忠君） じゃ、福祉課長にお聞きしたいんですが、ご存じのとおり、本来自園

給食というのが基本ですが、町立の保育所は、早く言えば給食ですね、やっていますが、それに関してアレルギーの問題はあるのかないのか。また対応を福祉課長にお願いしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私のほうからは公立保育所の対応についてお答えをいたします。

公立保育所の食物アレルギーの対応につきましては、入所時の保護者との面接時に食物アレルギーについての聞き取りを行って対応をしているところでございます。現在の入所時には食物アレルギーの児童はおりませんが、給食を行う委託業者との協議の中で、食物アレルギーの対応は代替食、別の献立で対応するというところでしております。

いずれにいたしましても、安全・安心な給食の提供につきましては、最大限の注意を払ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、現状、保育所のほうも当町の当然経営というか運営ですので、注意してお願いしたいと思います。

戻りますが、教育課長、給食センターはこのようなアレルギー対応をしていくということで、人的な不足といいたいでしょうか、その辺は現状で大丈夫なんでしょうか、つくるに当たりますか。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 今、全面的に民間委託にしたところでございますが、協議をしながら進めておりますので、現状は大丈夫だと思っております。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） はい、わかりました。普通の給食に逆に手を抜くというか、そういうことがないように、よくよく注意をしていただきたいと思います。

最後に、租税教育ですね、本当に重要な税金、国民の三大義務と位置づけられております勤労・納税・教育を受ける義務ですね、教育を受ける義務を勘違いしている人も中にはいると思いますが、義務ですので、それは果たさなければなりません。逆に権利として参政権、それと生存権、教育を受ける権利という3つの権利がありますので、その辺も租税教育にあわせてよく教えていただきたいと思います。

今回は決算の議会ですので、決算書をももちろん拝見しましたが、非常に国民健康保険費に特に集中して滞納が上がってしまっている。これは現状、いろいろな要因があろうかと思えますけれども、まず、税金は、かつての、昔の人は、それこそ自分が飯を食わなくても税金を納めて、給食費等は必ずというような、そういう意識があったかと思うんですね。

やはりそれには小さいときからの税の重要性、例えばこの公立なんかそうですが、この本は、これも税金から、例えば学校も税金でできているというような、先ほど教育長、小学校では公民の時間にそういう基礎的な教育をなさっている。そして小6では社会科の授業でもなさっている。ただ、それが数年後、数十年後になると、意識がなくなるんだか、払わないと払えないというのは基本的に違うと思いますので、やはり義務は果たすというのは大変重要なことですので、ぜひぜひ税務署関係、例えば社団法人の法人会なんかでも、そういう出前教室をやっておりますので、ぜひご利用いただきまして、租税の教育をきっちり、総合の学習等々でも私はやっていただければありがたいと思います。

続いて、環境関係。不法投棄には不法投棄監視員の方が見ていただいていることは重々知っておりますが、先ほど課長の答弁にありましたけれども、かつては、例えば重要なものとか、継続してなかなかというものについては、袋であれば中をあけて、警察立ち会いのもとにということをやって、今はやっていますか。私実は、近くでそれがあつたときは、ちょっと冷たいなと思ったのが、じゃ、その地区で利用している人がやっってくださいよというのがすばつとした答えだったので、ああ、そうですかというのは聞きました。そのような問い合わせがあつたときはどのように対応していますか。

○議長（伊藤圀樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 不法投棄、実際に年間、道路とか私有地を含めまして、おおむね40から50件くらい。これは不法投棄監視員のパトロールと、それから住民の方からご連絡いただくことがございます。

基本的に、今議員がおっしゃいました重大なものにつきましては、町と県が立ち会いまして、中から要は不法投棄者を確認できるものを探して、その方を基本的には呼びつけて撤去させているという状況にございます。そのほかの、道路等に通常散らばっているくらいのごみについては町で対応して撤去しております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 今町で対応して下さっているということですが、具体的な話で恐縮

になりますけれども、例えば今、行政組合の袋ありますね、有料。あれが有料で、例えば市原市あたりでは有料にした途端に非常に不法投棄がふえたということで、常連の場所には防犯カメラの予算をつけて始めるということがありますので、それぐらい意識をしていただきたいと思いますが、町長はきょう何もしゃべらずに寂しそうなんですので、ちょっとお尋ねしますけれども、ごみは非常に大事なことだと思うんですね。

私が今市原市でやっていることを提案させていただきましたけれども、そのようなことに関して町長どのように思われますか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 市原市の取り組みについては、詳細にはまだ承知しているわけではございませんが、確かに私どもも栗山川環境ボランティアの作業の中で、本当に悪質な不法投棄をよく目にして、心を痛めている一人でございます。

そうした中で防犯カメラの設置ですとか、ただ、一番思うのはやはり防犯カメラの設置というのはある意味大きな一つであろう、対策の一つであろうかというふうには考えます。ただ、その中で多分不法投棄をしている人たちというのは近隣の住民ではない、よそから来た人だろうというふうに考えておりますし、その辺、今後積極的にやはり警察関係者とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 町長も視察に行かれた関係で、ちょっとお話聞きましたけれども、非常にきれいな町を、それには感動したと。また友好都市の光市ではある課長が行政視察に行ったときには感動したと。横芝光町もきれいで感動するような町にしましょう。よろしく願います。

あわせて、ごみというのは捨てるからごみでありまして、教育長にもぜひごみを捨てない教育をぜひぜひ子供さんたちに、捨てなければきれいな、捨てる必要はないわけですから、私も常々海岸清掃等で、何でこんなにごみが出るのかなと、中には外国から来た文字の違うのもありますけれども、やはり捨てるからなんですね、それは当然、言う必要もないことなんですけど、捨てるような、そういう租税教育にあわせてぜひぜひ教育を願いたいと思います。

じゃ、ごみについては町長をトップとして、本当にきれいな町を目指してよろしく願いたいと思います。

続いて、ごみの排出量ですが、すばらしいんですね、これ見るとね。いつかの新聞に出て

いました。ただ、悲しいかな、南房総地区の観光地というカリゾート地、銚子が断トツなんですね。銚子はよくわかりません。鴨川とか御宿のほうは非常に多いんですよ、館山。だから、それには観光客が、先ほど町長じゃないけれども、自分のところはきれいにしたいんだけど、よそへ行ってごみ、というような、心ない人がかなりいるとは私も思っています。ただ、多古町がトップ、続いて睦沢、長南、で、横芝光となっております。上は3つしかありませんのでぜひ目指してほしい、トップに。いろいろな注意喚起、啓蒙、ぜひぜひ課長のほうでもよく、いろいろ知恵を出して、工夫をされて、比較的この町はそれが少ないんですよ。そういう啓蒙方法もよく考えてお願いしたいと思います。

小型家電のリサイクル、特に最近は電子機器類の発展、当然それは数年、経年劣化しますと、ごみとして出されるわけです。当町の小型家電のリサイクルの方法は、課長、何種類かありますよね。

〔環境防災課長「あります」と発言〕

○5番（森川 忠君） ボックスとかステーションとか。

〔環境防災課長「はい」と発言〕

○5番（森川 忠君） 先ほどのお話ですと、ごみステーション回収ということでよろしいんですか。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 今現在の状況といたしましては、要はステーション回収ということになります。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ステーション回収というのは、今現在月に2回、不燃ごみの回収のときに一緒に出しましょうということですが、それは余り積極的ではないと私は思います。例えば庁舎の入り口、主だった公共施設に、ご存じだと思いますけれども、その専用の回収ボックスを置くというような手法もあります。ほかにも、大体7パターン程度ありますね。

ご存じのとおり、よく車で回収されているのを目の当たりにしますけれども、あれは実は違法な方法なんですね。ですから、そういうことの防止という意味も含めて、もうちょっと積極的に回収箱の設置とかほかの方法を研究なされて、お願いしたいと思います。なぜしないかという理由がありますか、それは、どのようにお考えですか。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 議員がおっしゃるとおりでございまして、実際今、山武郡市

の環境衛生組合につきましては、今集めている方法に加えまして、今ボックス回収について検討を行っております。町の場合には町独自のごみ処理を行っておりませんので、2つの環境衛生組合と協議をしながら進めるということになっておりまして、実は匝瑳郡市の、要は環境衛生組合のほうについては、そういった動きがございませんでしたので、7月の課長会議の席でこの家電リサイクル法に沿った回収方法、それから処理の方法について検討を早急に行ってはどうかという提案をさせていただきます、先日の9月4日に第1回の会議を開いております。山武郡市につきましては、今の回収方法の中で12月から家電法に沿った形の許可業者に委託をする。そのほかにはボックス回収についても今検討を加えているという状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それはそれで積極的にぜひぜひお願いしたいと思います。

日本は資源のない国で、お隣の中国が主な輸入先ですが、近年、都市鉱山と言われるぐらい携帯電話とかパソコンとかには非常に眠っているんですね、レアメタルね。そういうことを町民の皆様にも重要なんだと、これからもうレアメタルは日本では採れませんので、ぜひぜひその辺はお願いしたいと思います。

それでは、最後に太陽光発電についてご質問いたします。

近年、先ほど言いましたように、山武市とか匝瑳市、車で通りますと非常に目に入ってきます。当町は公的なところには今ないというような認識ですが、町長その辺、設置の考え、いかがですか。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、積極的にというよりも前向きに方法論を今検討している最中でございます。

方法としては大きく2つあって、町が直接運営をする場合、それとまた、公共用地を第三者に、業者に借地で対応してもらおうというその2種類があるわけでございますけれども、行政がやるとなりますと、いろいろと特別会計をつくらなければいけないだとか、いろいろございまして、今検討で練っているところでございますので、近く、ある程度の方向性が出せるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、時間がもう押し迫ってまいりましたので、最後にしたいと思います。

町内では1キロ3万円、上限が10万5,000円、それを見ますと大体これが標準的といいたいでしょうか、高いところだと上限で16万とかありますけれども、その辺は余り影響しないかと思っておりますけれども、積極的にはお願いしたいと思っております。

それと、以前からもいろいろ問題視されておりますけれども、町内には遊休の、遊んでいける公有地がありますね。そういうところに当然、町長も頭の中にあると思っておりますけれども、やっぱり日本は3.11以来、電気に対する考え方がまるっきり変わってきています。残念ながら原発がないということで、電気料の値上げ、またCO₂がどんどん燃料を燃やすことで出てしまっておりますけれども、自然エネルギーはそのような公害には全く影響がないので、お調べいただいて検討しているということですので、第一義的に、本当に積極的に、町長、このせめて役場のあれはうちでつくったんだと、それぐらいなるまで積極的にお願いしたいと思います。

南房総市はたしか民間にということでしたね、借地で。ですから、そのようなこともよく研究なされて、積極的な運営を願ひまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は午前11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

◇ 齋藤 順一 君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） ただいまご指名をいただきました横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。

朝夕、秋を予感させる風が感じられるきょうこのごろでございます。しかし、まだまだ残暑厳しき季節でございます。

7月、8月の山口、島根、秋田、岩手の集中豪雨等により被災されました方々に、この場をおかりいたしまして、衷心よりお見舞いを申し上げます。

ことしの夏は各地で、今まで経験のない雨量、気温等が記録されました。そして、気象庁は8月30日、特別警報の運用を開始いたしました。重大な災害の危険性が高まっている場合に、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけるそうです。特別警戒は十数年に一度しかないような大雨、居住地域に影響が及ぶ噴火、内陸までに及ぶ3メートル超の津波といったおそれが大きいときに発表されるそうです。気象、津波、火山噴火、地震の場合に分けてとる行動を私ども日ごろ十分にチェックしておきたいものでございます。

また、去る7月21日の参議院議員選挙に話題を移しますが、予想に反せず全くつまらない、盛り上がりのない選挙結果になりました。投票率52.61%、前回の参議院選挙を5ポイントも下回る結果でした。自民・公明が76議席、過半数を獲得して、民主党は大幅に議席を減少させて、全野党のふがいなさが結果にあらわれました。野党の主な敗因は、私的に言わせますと、反原発は唱えるものの具体的な代替エネルギー等の筋道を示さなかったことや、アベノミクスの財政赤字増大の問題点を追及しなかったことなどが考えられます。共産党と東京都選出の山本太郎氏の躍進がそれを示しているように思えるのですが、ここで質問の前に、9月定例議会におきまして、登壇のお許しをいただきました伊藤園樹議長を初め先輩、同僚議員の皆様方に感謝を申し上げます。

それでは、通告順に従いまして、元気に質問をいたします。町長を初め執行部の皆様には明朗簡潔で、横芝光町町民が明るく希望が持てる答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、私の目指すものの一つ、行政改革より質問をいたします。

大綱1としまして、横芝光町のインフラ管理状況についてお伺いをしたいと存じます。

あ、横芝光町の道路、河川、公共施設等のインフラはどのように管理をしているのでしょうか、お伺いいたします。

い、町インフラを総点検する計画はありますか。

う、町インフラを補修、改修する基準はどのようなもので行っておりますか。

え、町インフラの設計図、補修記録等のその他資料の保存方法はどのようにされているのでしょうか、お伺いをいたします。

お、町インフラについて将来的な管理計画があるのか、いわゆる管理体制の将来像につい

てお伺いしたいと存じます。

次に、大綱2といたしまして、私の目指すものの一つ、安心・安全なまちづくりの町防災対策についてお伺いをいたします。

あ、軍事的危機、大規模自然災害等の有事の際の横芝光町の対策組織あるいは体制はどのようなものとなっておりますのでしょうか、お伺いいたします。

い、具体的事例として、台風時の町の対策組織・体制などはどのようにして今まで対応しているのかお聞かせください。

う、有事対応に当たり、国、県、町、消防署、警察署、消防団、その他の団体間の指揮命令系統、役割の分担はどのようなものであるか、詳細をお教えてください。

え、災害時備蓄食料の保存量はどのぐらいあるか、また、原子力事故に備えたヨウ素剤等の備蓄の計画はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

お、有事のための自治防災組織の立ち上げを支援する計画はあるのか、お伺いいたします。

か、災害時の救出や安否確認等が困難となりやすい障害者、独居老人、社会的弱者の情報を町がどのように把握しているかお願い申し上げます。

き、小・中学校の児童・生徒の通学路上の不審者対策はどのように管理をしているか、お伺いをしたいと思います。

大綱3としまして、私の目指すものの一つ、人に優しいまちづくりより、横芝光町の健康管理及び増進活動についてお伺いしたいと存じます。

あ、横芝光の健康管理、健康増進活動の状況についてお伺いいたします。

い、健康管理、健康増進活動の具体的成果と今後の課題についてお伺いしたいと思います。

う、健康管理、健康増進活動のさらなる計画についてお聞かせください。

以上、大綱3点について、壇上よりの質問といたします。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、齋藤順一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私のほうからは、町防災対策についてのご質問のうち、軍事的危機、大規模自然災害等の有事の際の横芝光町の対策組織・体制は。そして、具体的事例として、台風時の町の対策組織・体制はどのようなものか及び有事対応に当たり、国、県、町、消防署、警察署、

消防団、その他の団体間の指揮命令関係等、役割分担はどのようなものかについてお答えし、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、軍事的危機、大規模自然災害等の有事の際の横芝光町の対策組織・体制は、及び具体的事例として、台風時の町の対策組織・体制はどのようなものかについてお答えをいたします。

有事の際の体制についての、軍事的危機については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づき、国の定める国民の保護に関する基本指針及び千葉県国民保護計画を踏まえて、横芝光町国民保護計画を平成19年3月に策定しております。

この計画で想定しております武力攻撃事態とは、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型を対象と想定しております。

町は、武力攻撃事態等認定可能性事案の事態認定前において、事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるときの通報または通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるときに、町初動体制の警戒配備体制をとります。この際の配備内容は環境防災課職員と必要に応じて指名された職員となります。

さらに、第3配備体制では、全職員を動員した体制をとります。

国において武力攻撃等の事態が認定され、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知を受けた場合は、町国民保護対策本部を設置いたします。

対策本部の組織は、本部長を町長とし、副本部長は副町長となります。

本部員は、教育長、病院長、各課長、消防団長及び横芝光署長となります。

次に、大規模自然災害等の体制については、災害対策基本法42条に基づき横芝光町地域防災計画を平成20年3月に策定しており、現在見直し作業を行っているところでございます。

この計画の中で、地震や風水害など大規模自然災害についての防災対策を定めております。

風水害を例にとりますと、警戒配備として大雨注意報、高潮注意報及び洪水注意報の1つ以上が発令され、災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めるときは第1配備体制をとります。

気象情報などの情報収集を主に行うもので、配備体制は環境防災課で必要な職員となります。

さらに、大雨警報、暴風警報、高潮警報及び洪水警報の1つ以上が発令され、災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めるときは第2配備体制をとります。

第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制をとります。

配備体制は、環境防災課5名、産業振興課5名、都市建設課5名、福祉課5名及び必要に応じて指名された職員となります。

局地的または大規模な災害が発生した場合もしくは発生するおそれがある場合で、町長が必要があると認めたときに災害対策本部を設置し、第3配備体制をとります。

情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、庁内各課長、班長、指定された課員及び必要に応じて指名された職員となります。

さらに、第3配備体制を強化する必要がある場合は、第4配備体制をとり、最終的には町の組織の全てを挙げて対処する必要がある場合に第5配備体制をとります。

対策本部の組織は、本部長は町長、副本部長は副町長及び教育長となります。

本部員は、各課長、消防団長及び横芝光署長となります。

地震の場合も同様の体制をとることとしております。

地震の場合は、震度5強の地震が発生した場合や気象庁が千葉県九十九里・外房に大津波警報を発令した場合及び内閣総理大臣が東海地震に関する警戒宣言を発した場合に災害対策本部を設置いたします。

次に、有事に当たり、国、県、町、消防署、警察署、消防団、その他の団体間の指揮命令関係等、役割分担はどのようなものかについてであります。武力攻撃等における有事の際には、国、県、町がそれぞれ対策本部を立ち上げ、国からの警報発令や避難指示が県を通じて町に伝達され、町対策本部にて住民へ警報の伝達や避難指示の伝達を行うとともに必要な対策を関係機関と連携してとることとしております。

自然災害時には、町災害対策本部を中心に関係機関と連携し対策を講じることとなります。

なお、災害救助法が適用された場合は、町は知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施または知事が行う救助を補助することとなっております。

以上で、私からの壇上の答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、齋藤議員よりご質問の大綱 1 点目の横芝光町のインフラ管理状況についてのうち、私のほうからは道路、河川についてお答えをいたします。

初めに、道路管理についてであります。町で管理を行っている町道は2,232路線で、総延長は約764キロメートルであり、町道に係る橋梁は263橋であります。

この管理に当たり、道路法の規定に基づき路線ごとの道路台帳や橋梁台帳を整備し、毎年、道路事業に伴う修正等を加えるとともに、職員による日常的な道路パトロールや、災害時のパトロール等を実施し、損壊箇所の早期発見に努めるなど、適正な管理に努めているところであります。

次に、点検計画についてであります。これまで橋梁の長寿命化計画に伴う点検を行っており、今年度はその点検結果をもとに橋梁長寿命化修繕計画を策定することとしております。

また、町道の舗装につきましても、今年度、幹線の1、2級町道を中心とした舗装路面の状況調査を専門業者へ委託し実施しているところであります。

次に、道路の補修、改修に関する基準についてであります。特に基準としては定めておらず、職員による道路パトロールや、住民の皆さんからの情報提供などにより確認された町道舗装の穴埋めなどの簡易的な補修については職員で随時対応しており、職員で対応し切れない緊急性の高い補修については、業者へ維持工事として発注し、順次対応しているところでございます。

次に、インフラの設計図、補修記録等その他の資料の保存方法についてであります。各種書類については、町文書管理規程に基づいて保存年限等を定めた上で適正な管理を行っております。

最後に、将来的な管理計画についてであります。これまでと同様に計画的な施設点検や道路事業に関する補助事業を有効に活用しながら計画的に修繕工事等を進め、快適で安全な住環境づくりと町道の適正管理を目指してまいります。

なお、河川についてであります。町内の栗山川・高谷川は千葉県が管理をしておりますので、出先機関の山武・成田の両土木事務所に対し、随時、適正管理を要望しているところであります。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） 横芝光町のインフラ管理状況についてのうち、私からは、社

会文化課が所管する施設についてお答えいたします。

該当する施設は、社会教育及び社会体育施設、合わせて18施設ございます。そのうち、光しおさい公園光B&G海洋センター及びその附帯施設が指定管理者による管理が行われております。

その他、文化会館・町民会館・ふれあい坂田池公園・光スポーツ公園・横芝B&G海洋センターなどを含む17施設におきましては、業務委託契約を締結して管理を行っております。

次に、点検等に関しましては、建築基準法に基づく維持・保全に努めており、定期的に有資格者による点検を行っております。

次に、補修・改修の基準はというご質問であります。特に基準は定めておりませんが、今年度、施設台帳をもとに維持管理計画書を作成することとしております。

なお、職員で対応できる軽微な修繕については職員で処理しますが、以外のものにつきましては業者への請負工事として発注しております。

次に、設計図・補修記録等の保存についてはのご質問ですが、文書管理規程により行っております。

最後に、将来的な管理計画については、先ほどのご回答のとおり、維持管理計画書を作成中でございます。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） 齋藤順一議員の横芝光町のインフラ管理状況についてのうち、私からは学校施設についてと、町防災対策についての小・中学校の児童・生徒の通学路上の不審者対策は、これについてお答えをさせていただきます。

全国で4万3,000校ほどの公立学校施設の現状把握と公立学校施設整備の促進に資する目的で、文部科学省が統一した公立学校施設台帳による管理を定めておりますことから、当町においても、その施設台帳により管理を行っております。

また、点検等に関しましては、児童・生徒の安全性の確保が重要であることから、建築基準法の規定による昇降機、建築設備の定期点検、これは毎年1回でございます。それと、建築物等の定期調査、これが3年に一度、これらを行いまして、ふぐあい等につきましては適宜に改善措置を講じているところでございます。

記録や資料等の保存は、横芝光町文書管理規程による保存といたしております。

学校施設における将来的な計画でございますが、文部科学省は国の厳しい財政状況のもとで、今後も増加する膨大な老朽施設を効率的かつ効果的に再生していくため、施設の劣化状況や環境性能、教育内容への適応状況など、総合的かつ客観的な評価により、改築より安価な長寿命化改修への転換を推進しているところでございます。

多額の費用を要する老朽化対策は、国としても喫緊の課題としており、当町の学校施設においても同様のものと考えております。

計画としましては、第1次横芝光町総合計画により、安全で快適な教育施設の整備として、施設の耐震化を順次進めておりますとともに、老朽化している給排水設備及び空調設備を重点的に改修すべく、国の動向を注視し、関係機関と施設整備計画の調整を図りながら、快適な教育施設環境の実現に向け、計画的に整備を行っているところでございます。

続きまして、防災対策のうち、小・中学校の児童・生徒の通学路上の不審者対策は、とのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、みずからの安全を守る能力を養う観点から、学校では、担任から不審者に対する安全対策のお話しをし、町からは小学校・中学校ともに入学時全員に防犯ブザーを配付しまして、学校で使用方法を教えながら、いざという場合に活用するよう、みずからの安全を守る指導を実施しております。

学校職員は、子供たちに安全教育を行うほか、周囲の大人が子供たちの安全を守ろうとする立場から、登下校時に通学路を巡回し、かつ主要箇所立ち、交通安全指導とともに不審者対策を実施し、さらには小学校では入学直後や、各学期の初めには、下校時に地区ごとの下校集団に途中まで付き添い、安全確保を実施しております。

住民活動としては、各小学校区にボランティアによる「子ども見守り隊」などの活動が展開されており、学校もこの活動が効果的に実施されるよう連携を密にするため、活動いただいている方々に下校時刻などを文書にて連絡をしているところでございます。

また、町職員も犯罪抑止効果を目的に、専門講習修了者が運転する場合がありますが、青色回転灯を搭載した町庁用車は、町内を走行する際には回転灯を稼働することとしております。そのほか、学校職員・教育課職員がこの車両を使用し、下校時や近隣からの不審者情報を察知した場合に、巡回パトロールを実施しております。

さらには、町内では通学路に隣接した一般家庭や農協などの事業所、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどの店舗がこども110番の家として子供の安全対策に協力をしてくださっております。現在、こども110番の家は町内200カ所を超えております。

このように、子供の安全に目を配る協力体制が整備されておりますが、不審者対策には親御さんへのスピーディーな情報伝達を欠くことはできません。

そこで、町内のみならず、近隣教育委員会とも連携し、不審者情報を連携伝達することとしており、当教育委員会では不審者情報を察知した場合に、各学校へ速やかに配信し、学校ではその情報を必要に応じ、メール配信により保護者へ伝達し、注意を喚起しているところでございます。

いずれにいたしましても、子供たちの安全、不審者対策向上のため、地域の協力はもとより、家庭、学校、行政機関が連携しながら対策を講じてまいりたいと考えております。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私から、齋藤順一議員の町防災対策についての災害時備蓄食料の保存量は、また、原子力事故に備え、ヨウ素剤等の備蓄の計画はあるのか、についてお答えいたします。

町における災害備蓄食料は、飲料水が500ミリリットルのペットボトルで2万8,656本、食料は乾パン2,736食、マジックライス2,500食、クラッカー576食及びコッペパン1,100食で、合計6,912食を備蓄しております。

原子力事故に備え、ヨウ素剤等の備蓄計画についてでございますが、千葉県及び本町には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所はございません。したがって、本町は原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域、原子力施設からおおむね半径5キロのものでございます。及び緊急時防護措置を準備する区域、これは原子力施設からおおむね30キロ、どちらにも該当しておりませんので、現在のところヨウ素剤等の備蓄計画はございません。

次に、有事のための自治防災組織の立ち上げを支援する計画はあるのか、についてお答えいたします。

大規模な自然災害においては、発災直後において公助が間に合わない状況があり、地域において自主的な対応が求められていることとなります。

東日本大震災の際も大規模被災した地域では、3日から1週間程度、公助が期待できない地域も存在したと伺っております。

そのような状況下では、隣近所のおつき合いや地域のつながりが大変重要であり、特に自

助、共助が必要だと思われます。

自治防災組織の立ち上げには、地域の自治会組織が中心になると思われますので、住民意識の醸成のため、後援会などを開催するとともに、自主的な組織の立ち上げに取り組む地域に対しましては、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私からは、町防災対策についての、災害時の救出や安否確認等が困難となりやすい障害者、独居老人等の社会的弱者の情報を町として把握しているかについてお答えをさせていただきます。

町では、昨年度、災害時における安否確認や避難誘導の迅速化を図るべく、災害時要援護者台帳システムを整備いたしました。ひとり暮らし高齢者や障害者等、現在、1,208件の登録があり、緊急時の家族等への連絡先、居住建物の構造やかかりつけ病院等の情報が登録されております。

今後も本システムの充実に努め、有事に備えてまいりたいと考えております。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、健康管理課長。

〔健康管理課長 早川典男君登壇〕

○健康管理課長（早川典男君） 齋藤順一議員の大綱3点目、横芝光町の健康管理及び増進活動についてお答えいたします。

まず、横芝光町の健康管理、健康増進活動の状況についてであります。第1次横芝光町総合計画で、まちづくりの目標として掲げられている「健康で笑顔が輝くまちづくり」の中に、子供から高齢者までの誰もが安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉が連携を図りながら、施策を推進すると示されております。

この施策の健康管理、健康増進活動の実施状況につきましては、住民課・福祉課と連携し実施しております特定健康診査・後期高齢者健康審査・介護予防健診などのほか、疾病の早期発見のため、貧血検査・腎機能検査・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診、成人歯科検診や各種がん検診を行っているところでございます。

そのほか、定期健康相談、各種健康教育、健康手帳の配布、家庭訪問指導や乳幼児の健康診査事業などを実施しております。

次に、健康管理、健康増進活動の具体的成果と今後の課題についてであります。具体的成果につきましては、健康審査などの結果から、集団説明会や個別の食生活改善指導を実施することにより、生活習慣病の改善や予防に成果を上げているほか、がん検診では毎年数名の方にがんが発見されており、早期の治療につながっております。また、健康相談や健康教育などにより、健康への意識向上が図られているものと思います。

今後の課題であります。特定健康診査やがん検診などの受診率が低いことから、受診率向上に向け、町がかかわるさまざまな団体の会議などで啓発活動を行っているところであります。

最後に、健康管理、健康増進活動のさらなる計画は、とのご質問であります。先ほど申し上げました第1次横芝光町総合計画のまちづくりの目標となっております「健康で笑顔が輝くまちづくり」を目指し、各種健診の充実、受診率の向上はもとより、今後ますます進む高齢化社会に向け、介護予防健康教室やウォーキングなどの運動教室を積極的に実施し、長寿で生き生きとした生活が送れるような事業を計画し、実施してまいります。

〔健康管理課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 大綱3点なんですけれども、ちょっと詳細にわたる、多岐にわたる質問で、懇切丁寧に答弁いただきまして感謝申し上げます。時間もちょっとなくて、大綱3点の中で順序逆になりますけれども。

健康管理、増進活動についてということなんですけれども、ちょっと住民課さんと福祉課さん、皆さんクロスしていろいろな形なんですけれども、あれしたんですけれども、3ページの町長の政務報告にあったんですけれども、医療費の抑制という形で、4ページか、高齢者の健康づくり事業を引き続き積極的に推進し、医療費の抑制につなげたいと思いますという形で、国保、後期高齢者と、あと介護保険のいわゆる3Kの部分についての経費を削減して、少しでもこれから町の予算、これから、先ほどの何でしたっけ、前の町財政推計という形で資料をいただいて、平成34年度までの資料があつて推計なんですけれども、相当な財政的な負担があるとのことで、あくまでも財政の推計なんですけれども、なるという形で、非常にこういう形でも微々たる努力でありますけれども、少しでも病院にかからないで、医療費の抑制等、あるいは介護保険の病気にかからなければ、そういう形で保険の費用も軽減されるということで、さらなる計画という形なんですけれども、そういった形で、私ちょっと思ったんですけれども、B&Gのプールに私健康増進で、町の住民課さんの推進する水中ウォーキングにも行っ

ているんですけれども、横芝光町外の人もちろん利用はいいんですけれども、町内の人が少なく、男性は1人2人という形、非常にそういう形で、むしろもう少し住民課さんのところでおやりになっている健康増進の活動は、もう少し町内の方にもアピールする方法はないのでしょうか、住民課長いかがですか。

○議長（伊藤圀樹君） 早川住民課長。

○住民課長（早川裕明君） それでは、その件につきまして、住民課のほうからご答弁をさせていただきます。

今、水中ウォーキングの件で齋藤議員からお話があったと思いますけれども、水中ウォーキングにつきましては、合併前の旧光町の時代から実施をしております、非常に、こんなことを言ったらあれなんですけれども、病院にかかるよりも水中ウォーキングをやってよくなったとか、そういうことのかかなり好評を得ているのが実態でございます。

それで、齋藤議員、今、町内の方を中心にとということでもございましたけれども、基本的には町内の方を対象にやっております、町外の方は対象外とさせていただいております。

それと、人数でございますけれども、これは1年間に4期やっております、1期から4期それぞれ定員を45名でやっております。前々から続いている方もかなりおまして、資料を見ますと、昨年、その前につきましては、45名の参加なんですけれども、30名前後というのが実態でございました。30名、ただそれで休んでいる方がおりますので、20名から25名というのが去年までの実態でございましたが、今年度につきましては非常に多くの方が、全て定員を超えておまして、ただ、いらっしゃる方は30名から35名というような、実際に来る方はそういう形になっておりますけれども、非常に多くの方が来ております。

一応、水中ウォーキングにつきましては町内の方を対象にやっておるといようなところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。私ちょっと言葉足らずで申しわけなかったんですけれども、水中ウォーキングはもちろん町の事業ですので、町内の人対象なんですけれども、それ以降、また施設で募集している部分については、それが大体無料のやつが終わってから次に移行しますので、そのときの比率が非常に男女比の比率とか町内・町外という形がバランスが悪いなど、もう少しせっかくいいもので、啓蒙されてそういう活動に、運動に臨んだ方もすぐやめてしまうというような状況もありますので、そんなところの話です。

いずれにしても、町民の健康管理、健康増進には今後とも力を入れていっていただきたいと思います。

次に、また再質問に移りますので、町のインフラ管理の状況について、1番の分についてあれなんですけれども、インフラって具体的にいうとなかなか、私も漠然とインフラということで非常に答弁にとまどっていると思いますけれども、今大別して道路、河川とか施設、教育施設とか、あと学校施設の3つに大別していただいて、非常にわかりやすい形だったんですけれども、私の今回の質問の意図するところは、昭和20年8月の戦後から、戦後68年たちまして、日本のインフラ整備は、私の持論ですけれども、朝鮮戦争あるいはベトナム戦争、経済的な特需の影響で、それとまた日本的な国民の勤勉さで、おかげで、世界に類を見ない、こういうインフラ整備がなされておるんですけれども、残念なことに公共施設等も老朽化という部分にはかないませんので、ここで国民、国の借金が1,000兆円で、おぎゃあと産まると792万円も借金させられるような時代ですので、インフラ管理をして、1年でも2年でも少しでも長くその公共物をもたせていったらどうかなという観点で、インフラ整備という形で、今回、入札の案内の中で橋梁の云々という形で計画があるようなんですけれども、具体的にそういった推計もあれなんですけれども、例えば全部という形では無理なんでしょうけれども、例えば今横芝中学校が一番新しい大きい施設ですよ。

今後、じゃ20年、30年で取り壊しするまでどのぐらいの経費がかかって、どのぐらいの修繕費だとか、そういうものの予算がかかっていくのか、インフラの管理維持費の部分について、一つだけモデルケースをつくって、今後それを町全体のインフラの管理する、道路でもそうです。

ただつくって、学校施設でも、一体、10年もして設計図がなくて、もう管理以外です所以说、またそれで経費をかけて調査をしながらという形じゃなくて、今、一番ビックデータを町は持っているんです、ビックデータを集積しながら、情報開示の部分もあるんでしょうけれども、ビックデータを集積しながら情報公開できるものはして、知恵のある者は、じゃそのインフラ管理をどうするかという、町民の一人一人の意見もあるでしょう。そういういったトータルのインフラ管理という考え方についてはどうお考えになりますか。

○議長（伊藤園樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 以前、山武市さんでこういう情報がありまして、町が管理しているインフラを全て、文化施設、教育施設、また社会教育施設にしろ、一括して管理をするという部署をつくってみようかというような思惑もあったようですが、その後ちょっと情報がない

ので、それについてはどうなったかわかりませんが、確かに山武市さんもそうですが、私どもも合併して同じような施設が2つずつあるという状況にあります。なかなかそれも減らしていくこともちょっと大変なところなので、実際苦慮していることについては間違いないところではありますが、そういうような状況もこれから検討していかなければならないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ありがとうございます。つくれば、国から県から予算をもらってつくればいいという時代はもう終わりましたというふうに私は思います。どうかせっかくの施設です。道路でも河川でも、インフラ、病院、公園なども入るんでしょうけれども、そういう公共施設をこれからどのぐらい経費がかかって、少しでも長く、後世の人に負担にならないような形を、知恵を使って対策するのも今の時期できる、我々ができることじゃないかなというふうに思っています。インフラ管理の状況についてはちょっと時間がないので、第2の、最後の町防災対策について再度質問させていただきます。

一朝有事の際という形で質問をして、同僚議員にたしなめられたんですけども、軍事、戦争ねという話だったんですけども、事実、戦争ねという話じゃなくて、町長の答弁で心を強くしたんですけども、今回の議案報告に町職員の給与に関する、何ですか、一朝有事の第1号議案の中にはインフルを含めた有事の際の戦争とかという形の派遣の手当まで決まるんですから、当然として組織体制は、管理体制ができていますのかなと思ったんですけども、案の定できております。

ただし、こういう有事の対応に当たり国、県、町、消防署、警察署と、今わかったんですけども、よく教えていただいたんですけども、もっと具体的な事例で、屋形海岸で台風と満潮時が重なりました。指示が、団のほうで指示を、どこの指示かわからない、私どももあつたんです。土のうを積みまして、積んだところ、満水であれですけども、波は防げたんですけども、ここ5軒、10軒が雨量によって床上浸水になってしまったということで、そんな事態が、じゃ、誰がそれを責任を持って、誰が解決、責任を持って命令指示するんだという形で、もっと極端な話ですと、じゃ、大規模災害が起きて、東町なら東町が火の海になって、じゃ、破壊消防だといって、家を10軒、20軒、誰の指示でここを、普通の家を排除するんだという形の辺まで、この有事の際というのは、そういう組織の中で十分認識しなければいけないなという観点からこういう質問をさせてもらったんですけども、幸い、

町の国民保護法計画についてという形の、ぴしっとした佐藤町長の答弁をいただきましたものですので、安心をしたんですけれども、人は異常事態に直面しても、すぐは大変な異常事態だというふうな認識はしないだそうです。

このことを専門家は災害の偏見というんだそうですけれども、大したことはないと思う平常心の惰性なんだそうですけれども、東日本大震災の津波にもこの心理が働いて、多くの犠牲者が出たというふうに言われております。これはすぐには大変なことだというふうに、常に平常心を人間は持っていますので、災害の偏見ということで、すぐ危ないという形で、まず行政だとか我々はスイッチが入らない限りは、町民はもっとおそくなりますんで、危機的、ヨウ素安定剤というのはもちろん医師の指導でやって、ウリというのはわかっているんですけれども、その辺のどの辺までの認識があるかということでお伺いしたわけなんですけれども、安心・安全なまちづくりは、もう一度徹底した管理をして、ただ感覚としては町長の答弁でその対策の組織的なものはよくできているのかなという形ですけれども、まだまだもう少し強化をしてもらって、安心・安全のまちづくりに励んでいただきたいと思ひまして、もう時間が……

○議長（伊藤罔樹君） いや、ありますよ。

○2番（齋藤順一君） ありますか。

○議長（伊藤罔樹君） 十分ございます。

○2番（齋藤順一君） 10分でしたっけ。

○議長（伊藤罔樹君） はい、10分までありますので、余裕十分です。

○2番（齋藤順一君） 勘違いしました。どうも失礼しました。

じゃ、また前後しますけれども、小・中学校の児童・生徒の通学上の不審者対策という形で、安全教育を徹底していることで、防犯ブザーを渡してありますよという形で、見守り隊ですよという話なんですけれども、その部分については私どもの子供のときですと、今、子育て支援という形で佐藤晴彦町長、他町村の子育てママに聞きますと、横芝光町は飛行機うるさいけれども、あれだよねと、医療費無料だ、高校1年生まで無料だから住みたいよねという話ですんで、そういう話もちらほら聞こえていまして、なおかつ、じゃボランティアとかそういう組織が他町村より、子供、通学路上でそういう不審者が出ないような形で、そういう安心・安全な児童・生徒に対してはこの町は非常にやるんだよという形で、まして少子化社会においてこれからどんどん町も人口減少になると思ひますけれども、個性あるまちづくりという形で、そういう形のもう少し、ただ防犯ブザー渡して、安全教育を徹底していま

す、見回り隊ありますよじゃなくて、もう少し、もう一步踏み込んで、佐藤晴彦町長の、高校1年生まで無料化ぐらいの形のインパクトのある、教育課長、何かないですか。

○議長（伊藤罔樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 学校等と意見を求めまして、何かいい方策があれば、取り入れたいというふうに考えております。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） どうもありがとうございました。

もう一つ、有事のための自治防災組織の立ち上げという形で、希望があれば応援するよという話を聞きたくはなかったんですけども、どんどんやりますよという話をちょっと欲しかったんですけども、今、消防団員が不足という形で、団員の中で地元で勤務されている、農家ですとか、勤務されている方ほとんどいません。他町村に仕事に出られているということで、一朝有事の際は団員数はそろっていても、じゃ、その中の実質、有事の際の、夜は別として、昼間等の災害時にどれだけいるかということと考えますと、町としてもただこれからのいろいろな流れで、消防団だけに頼らず、自治組織を、希望があればつくるんじゃなくて、希望を、こういう形でというか、もう少し前に推し進めることはできませんでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 実は、旧横芝時代、ご存じだと思いますが、各行政区に自治防災組織ということでいろいろ防災備品とか、そういったものを配らせていただいてつくった経過があると思います。

しかしながら、今実際にその中で活動されているところが何件あるかということと考えますと、こういったものはやはり自分たちが必要性を感じて初めて実効性のある活動ができるということですので、我々といたしましては、そういう意識の醸成を積極的に行って、その中で手を挙げていただけたところについては、一生懸命ご支援をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ちょっと解釈的に、もちろんそうです、自分の命は自分たちで守らなきゃいけないので、行政だけに頼るとするのはよくないんですけども、そういう観点でひとつよろしくをお願いします。

次に、防災対策なんですけれども、今町長から具体的な組織について、町の国民保護計画についてのあれをしたんですけども、実際、もう少し聞きたかったのは、町の、じゃ秋口

これから10月、11月に台風が来て、じゃどんな対応をとっているんですかと話をちょっと聞きたかったんですけれども。

それで今回は避難場所が5カ所、6カ所って、一時ふえたというのは災害協定についてどんなふうな対応をされているんでしょうか。

私、ここに議員になったときに、横芝建設協会さんに働きかけて、要するに建設業はダークなイメージがあるので、会長さんにも〇〇建設の社長さんだったんですけれども、ダークなイメージがあるので、そういう形で災害対策の協力の会を、協定を結んで申し入れてくれませんかという形で、入札の結果をもらうんですけれども、そういう協定を結んだという報告のほうが、むしろ私どもは非常に安心・安全なまちづくりで安心するんですけれども、その災害協定を結んだという、その協定の報告をいただいておりますので、せっかく業界に働きかけて、実は山武市も災害対策、私、山武市で会社をやっていた関係で、災害対策協力会というのを市長と何回も話し合っ、災害対策協力会というのをつくって、その当時私副会長で、その協定を結ばせてもらって、その資料が横芝と大体同じようなものだというふうに聞いているんですけれども、そういう形で、私の具体的な事例を話しますと、こんな形になっていまして、今はどうかわかんないんです。

山武土木事務所が山武支部の建設業協会というのがありまして、夜でも昼でも電話がかかってきます。台風災害のときですよ。私どもは、24時間山武管内中のエリアにおいてどこどこ、じゃ倒木があった、あるいは道路が、崖が崩れたという形で、そのエリアの業者に電話して、もちろん待機していることもあると思うんですけれども、そういう待機をして、処理をして、また山武土木事務所に連絡をして、また今度どこどこが増水したという形で、またそれを台風が解除されるまで、そういう状況で組織対策を、防災対策を整えていまして、できれば、そういう形も、もしそういう協定を私も一生懸命あれして、その協定を結んで、ただ単に仕事を、仕事だって営利の団体でいただいているという建設業協会さんだけじゃないでしょうから、そういう協力もしているんだよという協定を結ぶなら、あるかなしで結構ですので、ちょっとお知らせください。

○議長（伊藤罔樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） ただいまの齋藤議員のほうのご質問でございますけれども、災害協力会と昨年8月、ちょっと日付のほうは今記憶しておりませんが、締結をいたしまして、今齋藤議員おっしゃったような山武土木事務所のほうで実施しているような例で、現在町のほうでも対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そういう対応で、ひとつダーティーなイメージじゃなくて、そういう災害時には重機を持ったところを、まさか県外の業者、町外の業者に頼んでも、まさか災害に来てくれるとは思いませんので、その辺のところ、安全・安心な町の部分で、またそういう形で入札の結果も大切かもしれませんが、こういう形の協定を結んだということも、我々にひとつお知らせいただければ、こういうふうに私みたいな、陰で努力している人間もおりますので、よろしくお願い申し上げます。

私の質問を終わります。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午後 0時10分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

◇ 浅野孝男君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

浅野孝男議員。

〔3番議員 浅野孝男君登壇〕

○3番（浅野孝男君） 議席番号3番の浅野孝男です。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

少し眠くなる時間かと思いますが、元気を出してやっていきたいと思います。ひとつご協力をお願いいたします。

今回の質問は、これまで何度か取り上げさせていただきましたテーマではありますが、一つの区切りとしまして、一定の成果を得るべく執行部の誠意ある真剣な答弁をお願いいたします。

まず1つ目は、6月議会においても取り上げさせていただきました、町内美化運動についてです。その際、産業振興課長より、山口県光市のすばらしい美化運動の取り組みを紹介して

いただきました。そこで私は、観光立町横芝光を目指すため、千葉県一きれいな横芝光をと訴えました。課長の答弁でも、光市の取り組みも参考にして、積極的に取り組んでまいりますという答弁をいただきました。

そこで1点目ですが、町内美化運動を推進するために、地域住民の意識の問題が問われると思います。高い意識を持てるためには、小さいころよりの実践教育が必要であると考えます。そこで、小学生、中学生を対象に町内ごみ拾いを制度化したらと思いますが、いかがでしょうか。

2点目ですが、現在、町内美化の取り組みは行政各課や、多くの団体が海岸域、栗山川、町道等の美化運動に参加していただいております。しかしながら、活動は大いに評価できるものの、成果的には不十分でないかと思っております。

多くの方の取り組みを大きな成果にしていくためには、行政各課の一本化と各ボランティア団体の活動をより効率的に統括、調整する必要があると思います。したがって、担当部署のいずれかに、町内美化推進班を設置し、千葉県一きれいな横芝光実現のため、官民一致協力体制を構築していただけますよう要望いたします。

3点目は、町内美化ボランティア活動に支援するためも含め、高性能草刈り機をこの厳しい町財政の中、新規購入していただきましてありがとうございます。私たちも有効に活用させていただきたいと思っております。そこで、安全とより有効な活用方法の貸し出し使用マニュアルを整備することが必要かと思っておりますが、いかがでしょうか。

2つ目のテーマですが、これも3月議会に取り上げさせていただきました。地域コミュニティの充実と町の活性化についてであります。今、地域コミュニティは少子高齢化等の要因と財政的な要因により、地域住民間のコミュニティはますます気薄になっているように感じます。このことが、その地域の非活力状態となってしまっているように思います。例えば、お祭りや盆踊り、神楽等の伝統行事ですが、参加者やそのリーダーが少ない中、ややもすれば義務的パフォーマンスになってしまっているようなケースがあるようであります。

そこで1点目ですが、当町内各地域にて実施されている主なお祭り、盆踊り、神楽等の伝統芸能行事の実情はどのようなものでしょうか。

そして2点目は、お祭りや伝統芸能行事、各種イベントに町からの経済的支援、もしくは町機関が関与しているものの主なものにはどのようなものがあるでしょうか。

3点目は、地域コミュニティを活性するため、お祭りや各イベントを限定して、町も積極的にかかわり、地域おこしにとどまらず、町経済にも波及するような全町的企画を、具体的

には祇園祭とか伝統芸能行事、ミニ産業祭等々があると思いますが、を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また1つの手法として、経済産業省も推進している地域コミュニティビジネスといった考え方があります。そういったものも検討し、取り組んでみたらと思いますが、いかがでしょうか。

これによりまして、このことは今起きている地域の中の諸問題あるいは行政施策に効果的な考え方と言われておりまして、官民一体となって、さまざまな地域で取り組みが行われるようであります。

最後に、町内美化運動と地域コミュニティのテーマは、私たちのふるさと横芝光が、将来にわたって住みよい誇れる町、そして、住み続けたい我がふるさと、さらには行きたい町と思えるためのキーワードであると思います。

冒頭にも述べさせていただきましたが、町執行部の皆様方にはすばらしい活力ある我がふるさとづくりのため、その責務遂行を切にお願いを申し上げまして、壇上よりの一般質問を終わらせていただきます。

〔3番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 早速、浅野孝男議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私のほうからは町内美化運動について、町内美化推進班の設置を、のご質問のうち、海岸域、栗山川、町内道路、主に町道の美化対策、行政内各課の一本化とボランティア活動との調整と制度化は、についてお答えをさせていただき、その他のご質問については各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それでは、海岸域、栗山川、町内道路の美化対策は、についてお答えをいたします。

海岸清掃・栗山川周辺環境ボランティア・町内一日清掃などの町内美化運動につきましては、毎年、各種団体や多くの町民の皆様の参加をいただき、この場をおかりして改めて感謝申し上げます。

私たちの住む横芝光町を美しくきれいな町にしていくためには、今後も町民・事業者・千葉県・町がおのの責務を認識するとともに、それぞれの役割を分担しながらも連携して、積極的に環境美化に取り組んでいくことが大事なことでと考えております。

さて、海岸、栗山川、町道などの環境美化活動は、美化対象に応じて、所管する課あるいは関係のある課がそれぞれ担当をしております。

各施設等の管理は申し上げるまでもなく、環境美化だけでなく、安全対策や機能維持など、各般に及び、環境美化とそれ以外の管理を分離するのは困難なため、管理全般を各担当課が一括して所管するのが合理的であり、「町内美化推進班」の建設には、なお、検討を要すると考えております。

ただ、「行政各課と各ボランティア団体の活動をより効率的に統括・調整する必要がある」とのご意見は、的を得たご指摘だと思います。行政各課間の連絡を密にし、またボランティアなど、美化活動に関する情報などを共有することで、今まで以上に成果の上がる美化活動を推進できるのではないかと考えておりますので、今後も十分な検討を積み重ねていきたいと考えております。

以上で、私からの壇上の答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、私から、浅野孝男議員の小学生、中学生を対象にした町内ごみ拾いの実践教育の制度化を、とのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、質問の趣旨を、教育課程内における教育活動としての勤労生産・奉仕的活動として捉え、答弁をさせていただきますことをご了解いただきたいと思います。

さて、小中学校の教育活動は、関係法令はもちろん、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領に沿って実施されているものであり、各教科と教科外の年間授業時数が規定されております。

美化活動は、教科外の特別活動における年間35時間と規定されている中で実施をしておるものでございます。特別活動の領域といたしましては、学校行事を含む3から4領域、実施内容としましては、勤労生産・奉仕的行事を含む5行事から内容が構成され、勤労のとうとさや社会奉仕の精神を養う体験が得られるよう、各学校が特色を持って実施することを求めています。

このように規定されている中で、各学校は特色を持って美化活動を実施しているところがございますが、現況は大きく3点を捉えることができます。

1点目は、児童生徒が行う学期1回程度、年3回から4回実施する学校挙げての大掃除活

動でございます。内容は、学校内の教室・廊下・トイレ・体育館・運動場はもちろんのこと、普段届かない場所などの美化が中心でございます。

また、学校の特色を生かし、内容によっては福祉関係団体などなど他団体と協力し合った、学校周辺や通学路、公園、海岸清掃等も実施しております。

2点目は、保護者または保護者と児童生徒を交えての美化活動であります。これは近年特に児童生徒が減少し、校内美化もままならない部分を中心にした作業活動となっております。内容は、校内美化を中心にして、学校周辺まで広げた美化活動でございます。

3点目は、部活動における美化活動であります。週時程の中で曜日を決めて短時間でのごみ拾いを、運動部を中心にして実施をしておるものでございます。

これらの実施活動時間は、学校内では1時間から1時間30分程度、学校外での活動時間は3時間から4時間を費やしております。全体集計としましては、7時間から10時間程度、学校差はありますが、学校挙げて真剣に取り組んでおるのが現在の実施状況でございます。

今後も、効果の高い美化活動の継続・推進は各学校が自主的に重点施策として、学校経営方針に取り入れるとともに、年間を通して計画・実践・評価のサイクルで実践されることを大切にしたいと考えております。

実践の基本は、「学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、各活動の種類ごとに、行事及びその内容を重点化すること、行事間の関連や統合を図るなど、精選して実施をすること」などを十分に踏まえつつ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てることであり、このことが、活動の資質向上、ひいては、学校ごとの特色ある充実した美化活動が展開されることになると考えております。

したがいまして、現在、教育委員会としての美化活動の制度化については考えてはおりませんが、活動そのものは、日本の次の世代を担っていく児童生徒にとって非常に大切なことであり、各学校・保護者・地域などとも連絡調整しながら、さらなる推進をしてまいりたいと考えておるところでございます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、浅野孝男議員のご質問の大綱1点目、町内美化運動について、町内美化推進班の設置をの、その中のハになります、新規購入草刈り機の活用法と貸し出し及び使用マニュアルは、についてお答えをさせていただきます。

町では、今年度、7月下旬に乗用草刈り機を購入いたしました。その活用についてですが、協働のまちづくりを推進するため、町内にある公共的な土地、いわゆる道路、河川、海岸、観光資源等ではありますが、及び耕作放棄地等の管理をしようとする団体などに、町が保有する草刈り機を貸し出しをし、広く活用していただければと考えております。

また、草刈り機の貸し出しの対象についてでございますが、町内の行政区、ボランティア団体及び農業関係団体等に活用していただければと考えております。

貸し出し期間は1回につき5日ほどを考えております。

次に、貸し出し及び使用マニュアルについてですが、誰もが簡単に使えるよう操作の順番を機械に明示したり、簡単な操作マニュアルを作成したり、初回につきましては、担当職員が実際に機械の使い方やメンテナンスについてご説明をさせていただくというふうに考えております。

なお、草刈り機の貸し出し要綱については現在作成中でございます。

次に、大綱2点目、地域コミュニティの充実と町の活性化について、コミュニティビジネスの検討をの祭りや伝統芸能行事、イベントを限定して、町も積極的にかかわり、地域おこしにとどまらず、町経済にも波及するような全町的な企画、先ほど言われましたように、祇園祭、伝統芸能大会、ミニ産業祭等々についてお答えをさせていただきます。

町では、観光資源を生かしたイベントとして、初日の出イベント、坂田城跡の梅まつり、海水浴場開設など、町観光協会を中心とする事業を展開するとともに、祇園祭にも観光協会より支援をしているところでございます。

これらは、観光ガイドマップやホームページ等で観光PRを行い、数多くの観光客が訪れているところでございます。

また、町経済に波及するような全町的な企画につきましては、現在、検討しておりませんが、町の基盤としては、住民みずからが町の魅力を認識してもらうとともに、地域ぐるみで観光・交流客を誘客して、まちづくりの一体型の観光づくりを基本に、地域産業相互の連携強化や観光推進の体制強化など、観光振興をする基盤の充実を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） 浅野議員の地域コミュニティの充実と町の活性化についてのご質問で、私からは、1つ目の町内各地区にて実施されている主なお祭り、盆踊り、神楽等、伝統芸能行事等の実情はと、2つ目のお祭りや伝統芸能行事、各イベントで町からの経済的支援、もしくは町機関が関与しているものは、についてお答えさせていただきます。

初めに、各地区において実施されているお祭り、盆踊り、神楽等、伝統芸能行事などの実情ですが、お祭りは、新島地区が7月最終土曜日に、白浜地区、橋場地区が7月最終日曜日に、入地区が8月第一土曜日に、上町、本町、東町の各地区の祇園祭が8月第一土曜日、日曜日にそれぞれ開催されております。

次に、盆踊りですが、栗山南部一地区が8月上旬の土曜日に、芝崎地区、栗山地区が8月14日にそれぞれ開催されております。

神楽等、伝統芸能については、鳥喰下地区の大神楽が1月13日に、屋形地区の里神楽が1月第3日曜日に、宮内地区の熊野神社神楽が3月第2日曜日に、虫生地区の鬼来迎が8月16日に、中台地区のはしご獅子が8月最終日曜日にそれぞれ実施されております。

また、光地域では、旧村ごとの4地区で実施してございましたふるさと祭りは、現在、白浜地区のみ実施で、横芝地域におきましては、北清水地区で実施してございましたお祭りも、現在は納涼会として実施している状況であります。

町からの経済的支援もしくは町が関与しているものでありますが、お祭りに関しては、現在、白浜地区のみ補助金を交付しており、そのほかお祭りに必要な机、椅子等の備品に関してはその都度無償で貸し出しております。

伝統芸能行事に関しましては、各保存会へ補助金を交付しておりまして、その内容については、鬼来迎保存会へ9万5,000円、屋形里神楽保存会へ7万5,000円、中台神楽保存会へ7万5,000円、鳥喰下大神楽保存会へ7万5,000円、宮内神楽保存会へ7万5,000円で、合計39万5,000円であります。

私からの回答は以上であります。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

それでは改めまして、本席より再質問をさせていただきます。

若干順番は違いますが、最初に小中学生を対象にしたごみ拾いの実践教育についてであります。

ただいま教育課長より、詳細な学習指導要領、活動状況を説明していただきました。ただ、あくまでも指導要領、あるいは教育課程の基準に沿っての建前的な説明であったように感じます。

確かに、校内活動におきましては、先生方の指導もあり、教育課程に沿った活動をしっかりされているように思います。ただ、校外活動につきましては、一部、白浜小学校がこの前社協の皆様と一緒に海岸清掃やったりとか幾つかはありますが、それはごく一部でありまして、現実問題、多くの人たちが小中学生が校外のごみ拾いに参加しているような認識はほとんど私も含めてですが、ないように思います。

そういった中で私が指摘したいのは、学習要領いろいろあると思いますが、文部省のほうからの。町独自の何かしらの制度か指針のようなものを策定できないだろうか。あくまでもしゃくし定規の法律的なものではなく、町美化という観点から小中学生にも何らかの町独自の指導要綱をつくっていただきたい。公式でなくても何でも、要は子供たちに掃除をしてもらおう、清掃をしてもらおう、そういう習慣をつけるということが私は大事だろう。

確かに今、おかげさまでというか皆さんの努力で、横芝光の小中学校は挨拶は極めてよくできていると思います。それにゴミ拾いがちゃんとできたら、社会に出ても立派な社会人になるんじゃないかなというふうに私は思っています。

そこでですけれども、ちょっとそれるかもしれませんが、子供たちのごみ拾いに関して、先ほどというか、この夏の甲子園大会、野球の甲子園大会で優勝した前橋育英高校の記事が載っていました。前橋育英の野球部の監督さんは、いつも日常的に部員の人たちにごみ拾いをさせていたそうです。甲子園の大会中も本当は練習したほうがいいのに、いいだろうという人もいたみたいですが、ごみ拾いをしていた。何でそんなことをしていたかって、新聞に書いてあるのを拾いますと、2つ言っていました、監督さんが。「ごみ拾いが習慣になるといろんなことに気がつくようになって、人の動きがよく見えるようになる」。もう一点は、これ一番多分大事なことだと思うんですが、「ごみを拾う子はごみを捨てる人にはならない」。私はこのことが極めて大事だろう。

実は私も会社で入ってくる、会社の従業員には常々、口うるさく同じようなことを言っています。「挨拶とごみ拾いだけはちゃんとやってくれ」と。そうすれば一人前だと。社会人として通用するためにも、さっきも森川議員が小さいころの教育が必要だと言っていましたけれども、まさに基本中の基本ではないだろうかというように思っています。

そこで、先ほどの説明で、いろいろやっているとは説明いただきましたけれども、教育課

長としてはいろいろ行政的にのっかっていろんなことをしなくちゃいけないと思いますので、もうちょっと大きな目で、教育長いかがでしょうかね。町独自の施策というのを何か講じることはできませんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 浅野議員の言われていることについては十分承知をしておりますし、その方向性が見えればやりたいというのは、私自身も考えているところがございますが、学校経営という中でやはり考えていった場合に、法的な根拠を持って行動していかないと、子供たちの全ての保証ができなくなっていく。

例えば、先ほど申し上げておりましたけれども、例えば校外の活動については、年間行事、要するに教育課程という中で、その年間行事組むわけですけれども、その年間行事の中に、例えば上堺小とか白浜小は、その教育課程内でそういう行事を組んでいるわけですね。それで、その校外行事として学校行事として組んで、子供たちと一緒に行って海岸清掃をするということになっておるわけです。ですので、それは地域の特性等に応じて、そういうことが現状はなされている。

今後もそういうことが、地域の特性に応じてなされることが一番大事だろうと思いますし、学校経営というのは学校長が中心として行うものですから、先ほどちょっと課長の答弁の中で申し上げましたけれども、学校の特色というのもあるんです。先ほど地域性というのは申し上げましたが。その学校の特色、地域性を生かした活動。そういうような美化活動、清掃活動がやはり中心であるべきだろうと。

現実に横芝光に住んでいる子供たち、小中学生については、先ほど申し上げましたそういう活動が十分になされているというふうに思っていますし、今後そのようなことが、子供たちがそういうことが育成できないということが、現時点では申しわけないんですが、育成はできているというふうには感じていますし、大人になってもそれ以上のことはしてくれるだろう、現時点で、そういうふうに信じておりますので、ぜひとも大人の人たちが子供たちの姿を見て、それを真似していただけたら非常にありがたい、そういうふうに感じております。

よろしくお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと多少ずれるんですけども、ちょっと一言。

毎年、今、年に2回、敬愛高等学校の1年生と2年生の生徒が、坂田池公園を1年生がやるときは1年生が全員で、2年生がやるときは2年生全員でやったださっている、ボラン

ティアでやっていただいている、それに対してほうきだとか掃除道具を、去年1回補正予算で出させてもらってご承認いただいているわけでありますが、敬愛高校ではそのようにやっていただいていることを、この場でちょっとご報告させていただきまして、以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 町長の弁はさしておきまして、教育長の言われたことですけれども、実は私もアンケートじゃないんですけれども、何人の方に、それも教育関係に携わるといっていいか、子供教育にかかわっている人に聞きました。小中学校でどれぐらい校外活動やっているのと。

ほとんどがうーんという形で、一生懸命やっているふうな回答はいただけません。多分教育長は一部を見て、そう言っているのかなというふうに私は感じております。ですから、もう一遍というか、改めまして、本当に十分に、そういった教育がなされているかどうか調べていただきたいというふうに思います。

それと、これは公務員といいますか、お役人さんのどうしても価値観になってしまうと思うんですが、やはり物事を考えるとしゃくし定規というか、決まり事に沿って、というのは常に仕方ないと思うんですが、あると思います。

これからの世の中というか時代は、余り決まり事にこだわらず、法律的な学習指導要領が合わなければ変えればいいし、それをいちいち国や県にお伺い立ててからやらなくちゃできないんだということじゃなくて、我が横芝光町を千葉県一きれいな町にするためには何が必要かという観点で、ぜひ私は子供教育についても考えていただきたい。

本当にさっきも言いましたけれども、しつこいようですが、挨拶は非常によくできていると思います。それと同じようにごみ拾いもよくできるようにしていただきたい。改めて強く要望させていただきたいと思います。宿題としてまたいつか取り上げさせていただきたいと思いますけれども、よくなったというふうに言ってみたいと思います。

それでは2点目の町内美化に関してですが、さっき町長、敬愛高校のことを言いましたけれども、私が今回一番言いたかったことの中では、本当に町の人もいろんな人たちが今、町美化ということに取り組んでいると思います。本当に不十分ですが、私らも仲間と二、三回ごみ拾いやったり草刈りやったりさせてもらっていますけれども、多くの人が関心を持ってやってくれています。

つくづく感じるんですが、町でも環境防災課あるいは産業振興課、都市建設課、社会文化

課、いろんな施設の中でいろんな対象に美化活動していただいているんですけども、どうも一部不手際とかふぐあいとか、フォローしきれない部分がどうしても出ているような気がするんです。

ボランティア活動もそうなんですけれども、春と秋にやっているんですが、これは環境防災課でやっている、栗山川ごみ拾いとかやっているのも、いろんなこの動きとマッチしていない、ミスマッチのところはどうしてもあるように感じていて、私も草刈りやるのに、いつのタイミングでやろうとか、そんなことを常日ごろ考えているんですね。

具体的な例を、ちょっと何でミスマッチかって挙げますと、例えば道路、県道は県のほうの仕事、町道は町のほうの仕事、農道は農家組合さんがやるのかい、ということがあって、何かその辺がいまいちしっかり区分けがされていない。あるいは、栗山川の堤防の草刈り、ごみ拾いも、そのボランティアがどこまでやるのか。町の環境防災のほうでどこまでやるのか、建設課のほうでどこまでやるのかというのはいまいちはっきりしていない。だから、やっているところはきれいになっているんだけど、一部私たちのほうではないよというものもどうしても出てきている。

一番がっかりというかショックだったのが、この前海岸のごみ掃除やっていたんですが、海岸というのは県の多分管理だと思うんですけども、その河口域のところもごみだらけになって、一部ごみためになっている。1人や2人じゃやり切れないようなごみためになっている。あるいは防風林の中、遊歩道というのがあるんですけども、遊歩道のところはまだいい。ちょっと入ると、それこそごみ捨て場と化している。見ていて本当に悲しいようです。

これを県の責任だ、国の責任だと言っているけども、横芝光町はごみ捨て場かいという話になっちゃうんで、そういう意味でいろんな課にとらわれず、いろんな団体にとらわれず、どこか1カ所で、町長が全部管理してくれればいいんですけども、司令塔になって。例えば環境防災課の中に1人か2人、全体的にその美化運動を見る係、私はその班と言ったんですけども、推進班ということで設けてもらえればと言ったんですが、行政的にそこまで無理であれば、あるならば、どなたのどこかの箇所が一本化してきちんと整理整頓する必要があるだろう。このことを私はぜひ一本化して、推進班をつくってくださいというようなお願いだったわけです。

で、そういうことをすることによって、観光立町横芝光、千葉県一きれいな横芝光の実現がなされるように思うんですが、これは各課にお願いしてもしょうがないので、町長、その思いとか覚悟とか、ぜひ私としてはそういったものをきちんとつくっていただきたい

いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、先ほど壇上で答弁させていただきましたが、各美化活動にしろ云々にしろ、その施設、特に栗山川だったら都市建設課、また坂田の公園であれば社会文化課だとか、そういうように分けて管理をしている。その美化だけでできていないという状況を、先ほど壇上で言わせていただいたわけなんですけど、今後、私も思いは一緒でございます。そうした中で方法論を検討させてもらって、どのような方法があるのか、ちょっと先ほどの齋藤議員の一般質問の中の設備のこれからのケアをどうしていくかという問題も含めて、何かしら美化とケアと、全体的な一つにしていくというような行政上でのポジションをどうつくっていくかということについて、少しお時間いただいて検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ぜひ横芝光町にはごみが落ちていない。いつもきれいになってすばらしい。千葉県一のきれいな町と言われるようにひとつ、お願いをしたいと思います。これはずっと追求というか、テーマにしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

私はくどいほうなんで念のためにもう1点、今のことに関連しまして、突然ではありますが、久本副町長にも連帯責任ということでちょっと考えていただきたいというふうに。

今、アダプトプログラム、これは実は子供のごみ拾いの件で、齋藤教育長にちょっとヒントをいただいたものなんですけれども、非常にいい制度だそうできて、住民と行政が協働で進める清掃活動をベースとした町美化プログラムというものだそうです。

一つ参考のためにいい例がありますので、我が町も栗山川は町のよりどころというかあれなんで、アダプトプログラム吉野川というものがあります。吉野川というのはご存知でしょうけれども、四国の徳島に流れる日本三大河川の一つであります。

内容は、吉野川流域の地域住民グループや地域企業などが、吉野川の土手や河川敷を自分たちの子供に見立て、養子縁組をするそうなんです、子供に見立てて。その一定区間、吉野川の一定区間と養子縁組をする、そういう契約だそうです。

その自分たちの息子、子供、息子という子供をみんなでかわいがろうというような趣旨の制度だそうです。このことによって、吉野川流域の100以上の企業団体が参加して、総延長90キロぐらいだそうですけれども、その総延長90キロに及ぶ吉野川の景観がますますきれ

いになっている。そして、徳島中の人々が参加する人々の心まできれいになっているという報告がなされています。

こういった取り組みを我が町も少し見習ってといたしますか、参考にしながら、地域行政の積極的な支援、指導体制が欠かせないように思うんですが、副町長、この話でどんなふうにお感じになりますでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 久本副町長。

○副町長（久本 修君） アダプトプログラムでございますけれども、私もちょっと調べましたところ、千葉県内でもちょっと時点古いのかもしれませんが、河川、海岸に限っても40ぐらい活動されているところがあるということを知りました。

議員にお叱りを受けるかもしれませんが、栗山川、県管理でございますので、具体的には山武土木事務所のほうで、県でもアダプトプログラムというのを制度化して要綱をつくっているようでございますので、栗山川に限って申しますと、そういったものを活用して、便利に活用ができるように、もし町としてもサポートできることがあればしていくとよろしいのかなと思います。

また、道路、公園等も含めまして、ご質問の趣旨、非常に素晴らしいことだと思っております。できれば何らかの形で実現していけるような形を検討していければと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

副町長が率先してアダプトプログラム・栗山川というようなものを、もしできれば、私も参加させていただきたいと思っておりますので、その節にはよろしくお願ひしたいと思っております。これも宿題ということでひとつ、次回のときに話したいと思っております。よろしくお願ひします。

美化運動で最後に産業振興課長より、さっき若干説明していただいたんですが、草刈り機の管理運用、これはいつから利用できるのか。そして、どこに申し込めばよろしいでしょうか。

できましたら私の意見としては、この草刈り機の管理運用も、先ほど言いました町美化推進班なるものに一括して運用してもらったら、より効率的かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 今、この使える予定なんですけど、10月1日初めからにしよう

と思っています。今、策定の要綱をつくっていますけれども、皆さんが簡単に使えるように、保険関係からいろいろと整えまして、それで10月から開始をしたいと思っています。環境防災課などやっています栗山環境ボランティアもごございますので、それに合わせて使っていたけるよう今準備を進めています。

これの貸し出しについては、産業振興課のほうの商工観光班で、こちらで最初のほうはやりたいと思っていますので、よろしくお願いをしたいと思っています。

またほかでもいろいろと機械等も若干まだありますので、それは栗山川には使えませんが、今後いろいろと使い方についても、何らかしらいろいろと皆さんからご意見等をいただいて、より使いやすい方法に順次直していきたいと思っていますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

では産業振興課のほうで一本化という理解で答弁いいということですね。できましたら、またくどいようですけれども、さっきのさまざまな課を横断的に一本化ということもひとつ課長のほうもお考えいただけますようお願いしたいと思います。

それでは、町内美化につきましては以上で終わらせていただきます。くれぐれも執行部の皆様方、担当各課の皆様方には、千葉県一きれいな横芝光を目指してということで頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

大綱2点目の地域コミュニティの活性化についてであります。先ほど社会文化課長より説明をいただきました。

私の質問趣旨は、地域コミュニティの活性化というものであります。先ほど説明いただきました各種行事を、今後、町の文化化としての見地としてどのようにあるべきか。感想がありましたら、お聞きしたい、感想と言いますか、お考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

そしてもう一つ、そういえばさっき補助金等の説明もありましたが、お祭りに関しては白浜地区のお祭りに補助金を交付している。それと、神楽等についても幾ら幾らの補助金を交付しているということだったんですが、どのような基準で援助、補助金のほうが決まっているのか。その2点お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 初めにお祭りや伝統芸能行事、各イベント等、この辺のお話でございますが、コミュニティとしての部分でありますと、ちょっと私のほうの所管から外れる部分でありますので、ちょっと具体的なところについてはコメントのほうを差し控えさせていただきますと思いますが、ただ住民一体となって、こういったお祭り等をきっかけに一致団結をしていくということについては、非常に個人的には大切なことだなというふうに認識しておりますので、今後、担当する課のほうとでも連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えます。

それから、2点目の補助金の基準ということでございましたが、明らかに、例えば例を申し上げますと、白浜地区のふるさと祭りに対する補助金については、基準というものは特に決めてございません。先ほど壇上の説明でも申し上げましたとおり、旧光地区でふるさと祭りというふうなことで4地区が合同で実施をしていた。その名残で白浜地区だけ今残っておりますので、その辺の名残を受けて補助金の支出については、佐藤町長とも協議をした上で決定しているところでございます。

以上であります。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） よく理解はできませんが。

それでは町長に若干申し上げさせていただきます。

旧光では村、村でお祭りをやっていて、今白浜地区だけが残っている。唯一残っているということの中で大事にしたいという思いで補助金を出しているように私は感じているわけですが、それぞれ盆踊りにしても同じようなことだろうと思いますね。北清水でも納涼会というふうにさっき説明ありましたけれども、もともと神輿もやって盆踊り、かなり大々的にやって、今やはり少子高齢化等々の問題で継続ができなくなってしまうている。

先ほども壇上で私言いましたけれども、そういった中で、地域でのコミュニティ活動、人々のつながりや触れ合いが気薄になって、だんだん地域の活性化がむしろ失われてきている。

そこで、やはり町の発展のためには地域力を向上させるというか、地域の活性化を図っていかなくちゃいけないだろうと思います。

そのためには、もう人口減にはなかなか歯どめが効かないと思いますが、それでもやはり近隣地域の連携、あるいは横芝光も北清水地区もそうですが、栗山地区、鳥喰地区も新住民は結構、宮川地区もそうでしょうけれども、新住民の方々も結構いらっしゃいます。そうい

った人たちの力をもやはり結集して、旧態依然の慣習から新たなチャレンジをしていかなくちゃいけないだろう。前例踏襲という感覚ではいけないでしょうし、やはり時代に合った新しい発想でまちづくりも考えていかなくちゃいけないんじゃないですかということをお願いしたい。

典型的な具体例として、町長これ、町長自身もかかわっていることなんで、よく理解していると思うんですが、ことしも8月に祇園祭が行われました。この祇園祭はもともとは上町、本町、東町、それぞれやっていたと思うんです。ですが、多くのみんなの念願で、もう20年ぐらい前ですかね、3町合同でお神輿渡御もやろうよということで大々的に発展してきただろうと思います。そういうことで今、若干担ぎ手がいなくて、いろんな問題が起きているように思います。

そこで、私は、この祇園祭を3町合同の祇園祭じゃなく、できれば、それこそ旧横芝、旧光の合併を象徴するように、全町的なお祭りにしていけないだろうかというふうに思います。横芝光町役場、横芝駅にまたがる1.5キロほどでしょうかね。そこを中心に、大々的に、それこそ八日市場の祭りに負けないぐらいの祭りにしていけたらなというふうに思っています。

ちなみに、ことしの8月3日、3町合同の前夜祭ですが、東町の祇園祭に、これまでも東町以外の人でも友情参加しておられていたようですが、今回、北清水の若い人たちが中心になって、本当にもう100人以上に及ぶ北清水の人たちが参加して、いつになく盛大に盛り上がり、参加した北清水の人たちもちろんですが、東町の年配の方々も本当に喜んでいました。多くの人がこの祭りを楽しんで、意義のあったような祭りになったような気がします。最後にそれぞれ東町、北清水、来年の再開を確認し合って祭りが終わったわけです。

ぜひこういったことも思いを巡らして、この横芝光町の活性化のために一つのシンボルとして、全町的なお祭りとしていったらと思いますが、町長どうでしょうかね。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） すばらしい発案だと思います。本当に平成18年3月28日に横芝、光が合併して、横芝光町ができたんです。

それで栗山川の流れが育む人、自然、文化が共生する町を、町の将来像として挙げてあるわけでございまして、今残っている文化を守る。また、これから新たな文化を創造していく。そうした部分でも非常に貴重なご意見だと思っております。

当町も来年、再来年には満10周年を迎えることとなります。10周年記念の一つのヒントとして、その事業を10周年事業のヒントとして、ひとつ考案、これから詰めていく中で入れて

いって、詰めてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） お祭りというのは非常に神社等のこともあって、非常に難しい問題ではあると思います。ですが、どこの他市町村でも、今そういうふうな、とらわれないで、イベントということで、だんだんなっているように思います。ですから、全町的に多くの皆様と相談というか、相談かけていただいて、多くの人の合意のもとに前向きに進めばいいなというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと4分ほどになってしまったので、最後にまとめさせていただきたいと思ひます。

いろいろコミュニティビジネス、コミュニティのことで主として今回質問させていただきましたが、最後に先日の8月28日、全員協議会がありました。そのときに、企画財政課長より我が町の財政推計という報告がありました。その推計は、我が町は25年度、今年度ですが、今年度でもマイナス推移予測というふうになっております。そして、このまま推移しますと、推計表を見ますと、毎年何億というマイナス収支を重ねていきますと、数年で極めて厳しい財政状況になるというふうな推計であったように思ひます。

したがいまして、無駄な経費を抑えることは言うまでもありませんが、あわせて大事なことは、町経済の拡大発展を図っていかねばならないと思ひます。

さらに大事なことは、町民の皆様が明るく希望を持って、それぞれの幸せと地域の発展のために積極的に活動していくことだろうと思ひます。行政もそれぞれの豊かさと町の豊かさをイコールとして、さまざまなコミュニティ活動に参画して、物心両面の支援・指導をしていく必要が求められると思ひます。このことが元気で豊かな健全財政の横芝光になっていくのだと思ひます。

そのことを最後にお願ひをして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。残り2分程度あるので、町長もしくは企画財政課長、ご意見があれば承って終わりにさせていただきます。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 2分あるというんであれば、ゆっくり考えながらお話をさせていただきます。確かに財政推計、特に合併算定がえがなくなってしまうのですとか、いろいろの大きな要因があります。そうした中で、今後もある部分、めり張りをつけた行財政運営というものが、これから寛容になってくるのではないかなと思ひます。

また、たしか財政推計の大きな項目の中身の中の部分で、たしか東陽病院の繰り入れが5億3,000万円ほど毎年のように繰り入れをするというような形にもなっております。その辺の部分は今5億数千万円の繰入金を出している東陽病院を、あしたから黒字にしようなんていうことは決して申しませんが、東陽病院一つにとりましても、1億円、2億円というような大きなお金が改善に向かう可能性もございますし、その努力をしていかなければなりませんし、そうした部分を含めながら、一つ一つもう一度チェックし直して、きっちりとり張りのある行財政運営を進めてまいりたいと考えてございます。

ぜひ議員各位皆様方にも、その部分もご了解いただいて、ご理解いただいた中で、ご理解、賜りたいと思います。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、浅野孝男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

（午後 2時01分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 山 崎 貞 一 君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

〔12番議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） それでは、登壇による1回目の一般質問をさせていただきます。

最初に、社会教育、体育施設等の管理業務における民間委託の現状と今後についてであります。

官から民への行政改革を反映し、公の施設のより効果的、効率的な管理を行うため、その管理、民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月に地方自治法の一部改正する法律が公布され、9月施行に伴い、地方公共団体の公の施設を民間事業者が管理できるよう、指定管理者制度が導入されました。

当町においては、平成18年度から集会所、共同利用施設、駅前広場、老人憩いの家、福祉

作業所、公園、社会体育施設が、平成19年度には温水プール、テニスコート、サッカー場等の指定管理者の導入が実施されました。

また、平成20年、4月から光B&G海洋センターと光しおさい公園において、議会の議決を得て、指定管理者制度が導入されました。そして、指定管理者は、今年度で3年の契約期限が終了することとなります。そして、また一方では、横芝光町共同利用施設及び社会体育施設管理業務委託事業者が決定し、10月1日から業務の遂行がされることとなります。このようなことから、今後のことを勘案し次の7点について伺います。

指定管理者制度と管理業務委託のすみ分けの基準はどのようになっているのか。

民間委託等の種類と実施主体はどのようになっているのか。

指定管理者制度における利用者数、個人団体と、経費節減などの運営状況について過去3年の実績はどうか。

社会教育体育施設等の定期的な管理運営の点検についてどのようになされているのか。

社会教育体育施設等の民間委託の住民サービス評価をどのような方法で行っているのか。

指定管理者制度と管理業務委託の今後の課題はどのようなものがあるのか。

今後、新たな管理業務委託導入への検討についてのお考えがどのようなものがあるか。

以上について伺います。

次に、主要施策と健全な財政運営の取り組みについてであります。

8月9日に、財務省は国の借金残高が6月末で1,008兆6,281億円になり、初めて1,000兆円の大台を超えたと発表がありました。これは年間の国民総生産GDPのほぼ2倍に達し、国民一人当たり約800万円の借金を抱えている計算となります。

また、麻生太郎副総理・財務金融相は財政健全化について、2015年度に基礎的財政収支の赤字を反映し、20年度には黒字化する目標であると述べ、国際攻略を重視する姿勢を示しておると言われております。

さて、横芝光町の平成25年度一般会計の債務に占める町税や、繰越金や諸収入などの自主的財源の割合は39.9%、依存財源の割合は60.1%であり、うち、地方交付税が28.6%、町債は11.4%であります。その地方交付税の振り替えとして発行される財対債が1億円減となる見込みのため、財政調整基金から5億円の繰り崩しとなっております。

また、先に発表された財政推計によりますと、平成25年度から繰越金を組んでいない歳入歳出の合計は赤字に転落し続けることとなります。

一方では、合併算定がえが平成32年度に終了する予定です。このような大変厳しい財政状

況下において、町民ニーズに対してどのように取り組んでいくのか、

また、借金を次世代に残さないため、健全な財政運営をどのように取り組んでいくお考えなのか、次のことについて伺います。

公共施設の老朽化に伴う維持、修繕や長寿命化の見通しと財源の裏づけのお考えを伺います。

次に、東陽病院の医療機器整備等やデマンド交通システム導入、また、道の駅構想などの見通しと財源の裏づけについて伺います。

以上、登壇による1回目の質問といたします。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

社会文化課長。

〔社会文化課長 越川誠一君登壇〕

○社会文化課長（越川誠一君） 山崎貞一議員の大綱1点目、社会教育施設等の管理業務における民間委託の現状と今後についてのご質問にお答えいたします。

初めに、指定管理者制度と管理業務委託のすみ分けの基準であります。指定管理者制度は町職員を配置せず、その施設の管理、運営を指定管理者、民間企業等に委託するのに対し、管理業務委託は、職員では対応しきれない施設の維持管理業務等を専門業者に委託するものであります。

次に、民間委託等の種類と実施主体ですが、初めに、光しおさい公園（光B&G海洋センタープール及び附帯施設）については、指定管理者制度を導入しており、株式会社フクシ・エンタープライズが施設の管理運営を行っております。

指定管理者制度の導入時期については、平成20年4月から契約年数3年で締結し、現在2期目の最終年度を迎えております。

また、文化会館、町民会館、光スポーツ公園、坂田池公園、横芝B&G海洋センターの5施設については、平成22年4月から業務委託により管理を行っており、委託先は大新東ヒューマンサービス株式会社であります。

次に、指定管理者制度導入における利用者数と経費節減などの運営状況ですが、初めに、過去3カ年の利用実績を申し上げます。平成22年度、個人が6万497人、団体が9,993人。平成23年度においては、個人6万1,698人、団体、9,331人。平成24年度でございますが、個人5万6,742人、団体1万3,467人で、3カ年の合計は、21万1,728人です。

また、経費節減などの運営状況につきましては、特に、電気料金の値上がりによる経費圧迫に対応するため、特定規模電気事業者、いわゆるPPSと電気供給の契約を締結し、テニスコート夜間照明による電気消費の節電を行っており、電力以外では、運営形態の見直しを行い、人員削減による経費の節減に努めたことの報告を受けております。なお、それによるサービスの低下につながらないよう、このたび指導したところであります。

次に、社会教育施設の定期的な管理運営の点検であります。指定管理者制度による光しおさい公園光B&G海洋センター及び附帯施設については、定期的な施設巡回とともに、毎月、総括責任者と施設運営に係る協議を行っており、必要に応じて修繕箇所の点検や把握に努めております。

また、年度終了後には、事業報告書の提出を受けまして、施設の管理運営全般について精査確認を行っております。

なお、指定管理以外の管理業務委託施設におきましては、担当職員が随時巡回し、委託業者とも連携し、点検等、管理体制に万全を尽くしております。

次に、社会教育施設の民間委託の住民サービス評価であります。指定管理施設については、毎年利用者を対象にアンケート調査を行っており、とりわけスタッフの対応や施設利用に当たってのご意見、ご要望等、細かな情報収集に努めております。

その他施設につきましては、施設利用者を対象としたアンケート調査は行っておりませんが、管理業務委託先の現場担当社員との連携を密にして、利用者ニーズ等、情報収集に努めております。

次に、指定管理者制度と管理業務委託の今後の課題であります。指定管理者による施設はもとより、管理している施設全体の老朽化が進んでおり、今後は大規模な改修や修繕が必須要件となる見込みであることから、改修計画の作成及び優先順位の見直しを図るとともに予算措置についても関係部署と連携、協議しながら進めてまいります。

一方、運営に関しては民間の活力と質の高いサービス提供を目的に指定管理業務委託を行っているものの、慣れから起こる単純なミスや思い込みによる運営面への支障などが懸念されるため、必要に応じアンケート調査を実施するなど、利用者側の不満や要望の把握に努める必要があると認識しております。

最後に、今後新たな管理業務委託導入への検討についてのご質問であります。現状の業務委託の中で、業務内容の変更等は検討も必要と思われませんが、新たな施設における管理業務委託の導入は今のところ、考えておりません。

〔社会文化課長 越川誠一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 山崎貞一議員からご質問がありました、大綱2点目のうち、公共施設の老朽化に伴う維持、修繕や長寿命化の見通しと財源の裏づけについてお答えいたします。

町が管理する公共施設は、道路、橋梁などの施設のほか、役場、学校、病院、社会教育施設など、さまざまなものがありますが、小学校校舎、屋内運動場、町民会館、文化会館など、主要公共施設の耐用年数は近づいており、大規模な修繕を行い、長寿命化を図らなければならない時期が到来いたします。

当町の主要施設であります役場本庁舎は、昭和49年12月の建築であり、本年で38年目を迎えます。これらの公共施設は管理しております担当課等が日常的な点検により、維持、修繕を行っているところであります。

各施設を管理している担当課等からの意見聴取とその対応につきまして、毎年、企画財政課から財政推計の基礎資料となる、投資的事業予定額調査を実施するとともに、サマーレビューや予算要求の機会を捉えて修繕への対応を調査、確認しているところでありますが、限られた予算の中では全ての老朽化施設の修繕を集中して施工することはできないことから、当該施設の使用頻度や重要度を考慮の上、計画的に対応を図っていくこととしております。

議員のご質問にもありましたように、社会資本の老朽化問題は当町のみならず、全国の全ての自治体で懸念される重大な問題であると認識しておりますが、主な公共施設の耐用年数と予想される改修時期や長寿命化策などを町民に理解を求めるための公開については、今後、十分検討してまいりたいと存じます。

また、予算の裏づけについてであります。平成25年度に繰り越された、横芝小学校施設改修工事や町体育館耐震補強工事は、国の予備費や補正予算などといった臨時的な財源措置により対応することができましたが、今後の公共施設の老朽化に伴う維持修繕には、基金、起債、一般財源のみで措置しなければならないことが想定されます。

公債費や扶助費が増加する中であって、今後とも一般財源の一層の確保に取り組むとともに、起債につきましても、できるだけ有利なものを選択し、財政の硬直化を招かないようにしなければならないと考えております。

さらに、今後は、町の主要施設の改築に備え、基金造成も検討する必要があると考えております。

続きまして、2点目の東陽病院の医療機器整備等やデマンド交通システム導入、また、道の駅構想などの見通しと財源の裏づけについてであります。当町においては、平成18年3月の合併以来、町の均衡ある発展と基本構想に掲げた将来像であります。「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち～協働のまちづくり～」を実現するために、さまざまな施策、事業を積極的に展開してまいりました。

事業の実施に当たりましては、長引く不況と町税の増収が期待できない中であっても、合併による財政支援措置により、財源の確保をしてまいりましたが、県支出金のふさのくに合併支援補助金は平成21年度に終了し、国庫支出金であります市町村合併推進体制整備費補助金は平成23年度に終了いたしました。

今後は、合併特例事業債も現段階では平成27年度に、普通交付税の合併算定がえも、先ほどご質問にもありましたとおり、平成28年度から段階的に縮減され、平成32年度には終了する予定でありまして、これにより、合併による財政支援措置は全て終了することになります。

合併支援措置のなくなった後の財政状況につきましては、先に財政推計お示ししましたとおり、非常に厳しくなることが予想されますことから、現在の健全な財政運営を維持するためには真に必要な事業のみを選択するとともに、不要不急の事業について、廃止または縮小することも必要であると認識しております。

また、山崎議員からご指摘のありました事業を初め、今後、計画、検討する新規普通建設事業等の財源については、国・県支出金、成田空港株式会社からの交付金や有利な起債などを適切に組み入れて事業計画を作成し、計画的な財政運営を行う必要があると考えております。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは自席による質問をさせていただきます。

最初に先ほどご答弁いただきました、指定管理者制度導入における運営状況や経費節減の現状については、まさに行財政改革の一環として財政的な成果が上げられたということはおわかりました。

それで、先に先月に行われました横芝光町共同利用施設及び社会体育施設管理業務委託の公募では、9月に契約相手が決定したようです。

そこで、今回の業務委託の契約相手方、委託場所、委託期間、契約金額などを伺います。

○議長（伊藤圀樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） ただいまのご質問ですが、まず、契約の相手方につきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社であります。

委託場所、いわゆる施設ですが、文化会館、町民会館、ふれあい坂田池公園、横芝B&G海洋センター体育館、光スポーツ公園の5カ所でございます。

それから、委託期間でございますけれども、平成25年、本年10月1日から平成29年3月31日までの3年半でございます。

契約額につきましては、8,356万9,500円、税込みでございます。

内訳を申し上げますと、平成25年が1,193万8,500円、以後、26年から28年度までが同額でございます。2,387万7,000円でございます。月額に直しますと約、月200万円という額でございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 今回の業務委託業者との契約ですが、全体で8,000万ですけれども、これは契約案件、条例ですけれども、議会に諮る必要はない。執行部サイドで契約決定できるというようなことだと思いますが、これ、議会の議決事項となる金額の上限というのはあるのでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これに基づき事務処理を行っております。

業務委託契約については、議会の議決を要しないこととなっております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） ただいま、課長のほうからご説明ありましたけれども、これは管理業務委託契約ですけれども、金額に関わらず、全て議会への議決を要しないということですよ。

これは、なんか金額が大きいだけに、不思議なように私は感じます。議会への報告というか、そういうものが必要ではなかろうかと感じましたが、この点はいかがですか。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいま社会文化課長が、条例に基づきます金額についてご説明しましたとおり、町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、予定価格5,000万以上の工事、あるいは製造の請負についてはご承知のとおり、議会の議決を要するものでございます。

ただいまのご質問でございますが、これは、大もとの地方自治法の規定によりまして条例でこういった条例を定めるということによりまして、私ども運用しているわけでございます。

これにつきましては、国の定めた法律、町の条例に基づく契約の前段の行為といたしまして、その例規に基づいてやっておることでございますので、これを私どもの裁量で、どうこうするわけにはまいりません。

ご質問のご趣旨は、そのいわゆる契約の前段の手続としての手続とはまた別に、議会に対する事前の説明、報告という観点からのご質問だと思われまますので、契約に伴う事務的な手続としての議決は、今、申し上げましたように、法律、条例に基づく限りは要するものではございませんが、議会へのご説明につきましては、現在も重要な案件につきましては、定例議会前、議会の全員協議会等の場を使わせていただきましてご報告申し上げておりますとおり、そういう機会を利用いたしまして事前のご説明をする機会を与えていただけなのであれば、今後は検討といいますか、進めていきたいというふうに考えてはおります。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） ただいま課長からご答弁いただきました。ほかの契約に関しては入札結果表というものは、議員の皆さんに配布されているんですね。

ですから、そういう意味では条例でその分は契約についての議会の承認を得なくてもいいということでしょうけれども、結果に関しては、そういうことで議会に報告してもいいんじゃないかというふうに思いますので、その点についていかがですか。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問のとおり、入札に付した案件につきましては、入札終了後、議会に報告しておるとおりでございます。

ただし、今回のご質問のような、特に、この業務委託契約、今回の件につきましては、プロポーザル方式によったものでございますが、契約の種類といいますか、としては、あくまで随意契約ということでございますので、随意契約については議会にご報告は今まではしていなかったということでございます。

今後、そういったものを含めたあり方について、どうしたらいいかということも含めまし

て、検討はさせていただきたいと存じますが、入札については今までも今後もご報告していただき、今後もご報告させていただくということで考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 入札には限らず、何らかの機会に金額が今回大きいものから、これからもそういう報告についての検討をぜひお願いしたいと思います。

次に、業務委託の遂行に関して、議会への執行部からの運営状況の報告について伺いますが、まずは業務委託の現状を議会が把握することは非常に難しいと思います。今、町民からどんな要請がなされ、何が起きているのか、議会に何らかの形で報告する必要があると思いますので、その辺のところをお伺いします。

○議長（伊藤圀樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） ご質問ですが、議会運営全般に関することですので、私からお答えするのはちょっと不適切だというふうに考えます。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 実はですね、町民が、先ほどご説明がありましたけれども、実際に利用者がどういう状態なのかというアンケートをとっておるといって話でしたけれども、ですから、そのことについて、議会が今どういうふうなことで要望が出されているのか、どういう改善をしたほうがいいのかという、そういう方向性を報告していただければ、より議会のほうでもいろいろな提案もできると思いますね。

ですから、そういう意味で、より有効的に活用していただける方策というものを、今後考えていただきたい。私はそういうことを提案したいんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 先ほども申し上げたんですが、議会運営全般に関することですので、所管する部署と今後、検討してまいりたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） このことに関しては、私があえて提案させていただきたいと思いますが、議会の所管の民生文教常任委員会があるのですけれども、そこに報告いただければというふうに思いますので、今後検討していただきたいと思います。

次に、社会体育施設等の定期的な管理運営の点検についてですが、実は、2006年に起きた港区シティハイツ竹芝でのエレベーター事故や、ふじみ野市のプール事故がありました。このようなことを踏まえて、現在、利用者のための安全性の確認や、施設や業務などの改修改善を、先ほど少しありましたけれども、具体的にどのように行っているのか、伺いたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 越川社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） ただいまのご質問ですが、指定管理者における施設、光しおさい公園については、オープン前と業務完了後に毎日、安全点検を行っているところであります。管理者が行っております。

日常点検の中で修繕等が必要なものについては、その後日ですけれども、町担当職員が現地立ち会いをして、確認した上で修繕の検討をしております。

また、指定管理者以外の施設につきましては、定期的な点検を行った上で、危険と思われるもの、例えば、遊具の修繕だとか、つい最近もあったのですが、そういった遊具の点検、老朽化したものにつきましては、修繕を行うこととしております。

状況により、撤去する場合がございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） そういうことで、安全第一、信頼第一、こういうことを、十分に理解をしていただきまして、進めていっていただきたいと思います。

次に、指定管理者制度と業務委託の課題、問題点についてであります。町と指定管理者や業務委託業者との連携を図り、現場を直視した利用者の視点に立ち、課題や問題点は何かを考え、その解決策を見つけ、できるだけ早く解決するのは、町と町民との信頼関係を保持するに必要不可欠であります。

先ほど課長が答弁していただきました。こういうことをまた、いろいろな面でさらに掘り下げて利用者、町民の要望を熟知して改善を図っていただいて、より多くの町民の皆さんが各施設をご利用していただけるような方策をさらに充実していただきたい、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

ここで、私の要望というか、提案をさせていただきたいと思います。

今、いろいろな管理業務委託というのは導入されております。先ほど、管理業務委託のこれからの導入の検討というか、そういうものはないようだというような話でございました。

しかし、私が考えることには、やはり、当然、業務委託というのは行政改革の一環だということとは私が言うまでもありません。

しかしですね、例えば将来、この町の担い手となる子供たちを町民が育てていくといった、例えば、学童保育のような子育て支援を、町指導による社会法人を創設し、業務委託という受け皿をつくるのが肝要ではないかと私は思います。既に、私も何回も協働ということを一一般質問でもさせていただきました。これは、そういった意味合いでは協働のまちづくりの連鎖といったものであり、町の将来の発展にもつながっていくものであり、そういうことで、ぜひこれを検討していただきたい、そのように思っております。

学童保育だけではありません。ほかに拡大的にもっと考えられるものもありますので、今後の検討課題としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、主要施策と財政の裏づけについてですが、公共施設の老朽化に伴う、維持修繕や長寿命化との見通しと財源についてですが、先ほどるご説明いただきました。

その中でもインフラの点検はさまざまなものがありますけれども、その中でも施設の部品に関わるものもありますね。そうしたものについて、その順序立て、どのように流れる的に点検をし、そして長寿命化に持っていきける、そういう考案ですか、そのようなものをどのように考えているのか伺ひます。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 先ほど壇上の答弁でも申し上げました。インフラと一口に申し上げても、先ほど答弁申し上げましたように、学校の校舎からこの役場の庁舎ももちろんそうですし、社会文化施設、社会体育施設、さらには、一般的な社会基盤としてインフラといえば、道路、橋梁等も全て含まれる。そういった中でただいまのご質問でございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、今、総合的にそれを一体化して改修あるいは長寿命化を一体として捉えた計画的なものは、まだ持ちあわせてはおりません。

企画財政課、私どもが把握できる手段といたしまして、毎年、毎年の予算要求時における各課とのヒアリング、あるいは先ほども申し上げましたが、この夏に事務事業評価とあわせまして、サマーレビューという形で今後の事業の検証、そういった中で、大きな問題として出てくるのは、やはりこの施設の老朽化に伴う問題でございます。

そういった機会を捉えて、その順序立て、明確な優先順位を、例えば1から100まで順序をつけるという形ではできませんが、原則といたしまして、その施設の使用頻度ですとか、あるいは重要度、そういったものによって当面の優先順位と申しますか、そういったものを

考慮した上で対処していくと言いますか、対応を図る、そんな方針で現在実施しております。
以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） そういうことで、これからかなりの財源を要するような事態になってくる可能性があります。しっかりとそういうものをご回答いただきましたものを全てを集中して優先順位を決めながら進めていっていただきたいと思います。

そういうことから、当町にはいろいろな公共施設が数多くあります。町民の安全・安心は基本ですが、行政改革の施策として公共施設の老朽化に伴う維持修繕や長寿命化の方針をしっかりと実施していただきたいというふうに思います。

次に、道の駅構想や、デマンド交通システム導入。東陽病院の医療機器整備などの見通しの財源の裏づけについて、まず、順序はちょっと違いますが、道の駅構想について伺います。

この道の駅構想の会議が既に行われておりますけれども、これは、いろいろな意見が出ていると伺っております。今、道の駅構想はご存知のように、大網白里市や東金市、そして山武市も計画されているようです。今後は大変な道の駅間競争というものが発生するのではなかろうかなというふうに予想されます。そういったことが、単にその辺にあるような道の駅構想に捉われることなく、将来を見据えた構想が肝要ではないでしょうか。そのためには複合的な道の駅構想計画による有効的な補助金制度を活用するための調査研究が大変重要ではないかと思いますが、この辺のことについて伺います。

○議長（伊藤圀樹君） 伊橋産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 今、山崎議員がおっしゃったことは重々わかっております。

山武市もあるいは旭市も当然のごとく、この126号界限にはいろいろ出てくるわけですが、当然、有効な補助金の活用をしたいというふうに思っていますし、単なる道の駅、今通常持っていますけれども、今検討が始まったばかりでございますので、その辺、各議員さんからいろいろとご意見等いただいた中で、どの方向に進むのかというのを今後検討していきますので、こういう活用も入れた中でいろいろと検討してまいりたいというふうに思っていますのでよろしく願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 先ほど私が提案させていただきましたが、やはりその辺の市、町で行っておりますような道の駅ではなく、もっとしっかりとした将来設計の中において、きちんとした道の駅構想を構築していただければというふうに考えております。

圏央道も近い将来、開通の見込みですし、通過点ではなくて、みんなで創意工夫をしたような、すばらしい道の駅構想を考えていただきたい。

私は、参考ですけれども、栃木県の壬生町にあります道の駅、あれはすばらしい道の駅だと思いますが、あの辺のところを多少参考にしながら考えていただければいいなというふうに、個人的には考えておりますので、よろしくをお願いします。

次に、デマンド交通システムについてですが、これも地域公共交通会議において、来年度から運行予定であるというふうなことで、導入形態が決まったという報告もございました。

この財源確保なんですけれども、これはどのような見通しになっているんですか。伺います。

○議長（伊藤罔樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） デマンド交通につきましては、町長の政務報告でもご報告いたしましたし、山崎貞一議員からは去る6月議会で一般質問を頂戴いたしまして、その方針についてご説明したところでございます。

ご質問にありましたとおり、本年これ4回目になります。去る6月25日に横芝光町の公共交通会議を開催いたしまして、現在、循環バスとして、4台で運用しております公共交通をより利便性の高いもの、効率的なものに変えるべく、いわゆる乗り合いタクシー方式のデマンド交通を導入することが決定したところでございます。

やはり、議員ご心配いただいたとおり、当然、大きな財源を要する事業でございます。当然私も企画担当課であり、財政担当課であることでありますので、当然、事業の必要性のみならず、その財源的な裏づけについては、特にほかの課に口すっぱく日常言っている関係もございまして、私もは当然それはまず第一に考えております。

実際、例えば国の補助金ですとか交付金という形では制度はございません。これは現在の循環バスについても同様でございます。ただし、ですから、いわゆる財源としてどういうものかといえば、一般財源で当然やるということですが、その一般財源に対しまして、地方交付税の、特別交付税での措置の制度が現在循環バスでございますし、これは乗り合いタクシー方式であるデマンド交通も同様でございます。

一般的に申し上げますと、その基準となる経費に対して80%が地方交付税の特別交付税で交付される、現在も循環バスで交付されておりますので、デマンド交通導入後も同様に特別交付税の対象となるということで、財源の区分としてはどうかと言われれば一般財源ということになります。その一般財源に地方交付税の補填といいますか、措置があるということ

で今後も実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 80%という高い交付率、少し安心をいたしました。そういうことから、今運用されております循環バス、デマンド交通ですか。それを町民の利用しやすいような運行をお願いしたいと思います。

次に、東陽病院の脳外科に対する将来的な投資計画をどのように考えているかについて伺います。

10月から新しい院長が就任します。それに伴い、東陽病院の経営方針が決定すると思います。従来の診療から要望等がふえることが予想されます。そういったことを含め、東陽病院運営に対応するための財政計画の必要性を感じますが、この辺のところについては、まだ不透明なところがあると思いますが、概要でいいんですが、そのところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは東陽病院の財政計画といたしましては、これ平成21年度に東陽病院経営改善計画を策定してございます。

計画期間は3年間、経常収支を黒字化するということを目標として、毎年、見直しを行うこととしています。

本来であれば、平成24年度に新たに3カ年の計画を作成することになっておりましたが、今後の脳神経外科の進め方、これによりまして、投資額や収益見込みが大きく変動いたしますことから、一定の方向性が示された段階で新たな経営改善計画を作成するよう、県と協議をいたしまして、猶予をいただいているのが現状であります。

新院長が10月1日付で着任となる予定ですので、経営改善についての方策について慎重に協議をしながら、新たな計画を作成しまして、当然、東陽病院運営検討委員会においても拝聴しながら新たな計画をつくりたい、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 東陽病院運営検討委員会ではさまざまな意見が出ているようですし、さきの全協では、町長から投資的なことも、まだ決定ではないんですけども、というような構想が示されました。

それで私がちょっとこれから心配なのは、脳外科の将来計画がどの辺まであるのか。恐ら

く、新院長が就任されてからいろいろなことについて協議されると思いますけれども、この委員会の中ではアンギョウの据え置きということが言われておりました。

これは、やはり、もう少し、脳神経外科の医者が2人では足りないというご意見もありましたし、看護師さん等のスタッフが足りないということも言われました。そういったことで、医療スタッフを含めて今後の見通しというか、そういう方向性、これから持っていくということが本当にあるのかどうか。アンギョウの件が主に、当面の大きな財政負担となると思いますので、その辺はちょっと、今の段階で聞きたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 大木東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） アンギョウ等の医療請求、この投資効果ということだと思います。

まず、最初に脳神経外科の将来計画の位置づけでございますけれども、これにつきましてはただいま申し上げましたように、東陽病院の経営改善計画の中でどのように位置づけていくのか、新院長と協議をしながら慎重に進めてまいります。

そして、脳神経外科の医療機器につきましては、さきの議会全員協議会の中で、今後、今年度を含めて4億円の投資が必要だという、そういった経費を見込んでいるということを説明させていただきました。

この投資効果につきましては、具体的にどのくらいの患者数を見込むのか、あるいは見込めるのか、これはなかなか現状では難しいことと考えております。

しかしながら、近隣の病院では脳神経外科の手術環境が整っている病院は少なく、潜在的な患者は多いのかと、そういうような予測を持っております。

このようなことから、方針が決まりましたら、個人医院やあるいは手術環境が整っていない病院等にいろいろ連携を図りながら進めていく必要がある、そのように考えております。

また、医療スタッフにつきましては、当然、容易に確保することは非常に難しいと考えております。いずれにいたしましても、ある程度方針が決まりましたら、できるだけ早い機会に動けるような、そういうような準備を進めたいと考えております。

いずれにいたしましても、脳神経外科の方向については新院長と町長も含めてでございますけれども、しっかり協議をした中で進めていきたい、そういうふうに考えています。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 今後は新院長とともに東陽病院の理念であります、「健康で生きる喜びを患者様と共に分かち合い、地域住民の健康な生活を支える」とともに、「安心して暮

らせる心の支えとなる病院として」、「安全で良好な地域医療を提供します」。こういう理念がうたわれております。この使命のもとに、運営方針を決定して、あわせて財政計画を立て、医療機関関係者の努力により、良好な運営改善がなされるように切望をいたします。

最後になりますが、ただいま多岐にわたる質問をいたしました。また、執行部の皆様にはご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今後は施策を実施していくために施策の優先順位と今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って限られた財源の効果的な運用を図るなど、適切な財政運営が展開されますようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、山崎貞一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 3 時 20 分です。

（午後 3 時 0 7 分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 1 9 分）

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（伊藤罔樹君） 一般質問を続けます。川島富士子議員。

〔9 番議員 川島富士子君登壇〕

○9 番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

現在、国においては経済の安定的な成長戦略と、景気の回復、東日本の復旧・復興、TPP 問題、中国・韓国との国交の改善、消費税と社会保障問題など、どれをとっても最優先に取り組まなくてはならない課題が山積しています。

一方、本町においては、少子高齢化の急速な進展により、社会保障関係経費の増大が避けられません。さらに、町民の多様なニーズに応えるサービスの提供による歳出増大が、強く懸念されます。より一層の行政改革の推進と、財政健全化に向けての取り組みを強く望み、質問に入ります。当局の皆様には、明快なご答弁をお願い申し上げます。

初めに、優しさあふれるまちづくりについて、2 点お伺いいたします。

1 点目として、熱中症防止対策として、小中学校にミストシャワーを設置してはかがか

伺います。

年々、厳しい暑さが増す中、熱中症への万全な対策が欠かせません。ことしは急な気温上昇で、病院に搬送される人が相次いでいます。熱中症は重症化すると死に至ります。何よりも予防が大切です。予防法はいろいろございますが、簡単な最初の対処法として大切なポイントは、水分補給と速やかに熱を逃がすことです。

近年、暑さ対策、熱中症予防の一環として、小中学校にミストシャワーを設置される学校がふえております。気持ちいい、涼しいと児童生徒に好評のようです。

ミストシャワーは、水を霧状にして散布するもので、気化熱で周辺の気温を二、三度下げる効果があり、使用水量は1時間当たり二、三リットルです。水道の蛇口と直結して使用するために電気は不用で、省エネ効果も期待されることから導入を提案いたしますが、当局のご所見を伺います。

2点目として、いじめ防止対策推進法施行に伴う取り組み強化について伺います。

国が、いじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止の法律、いじめ防止対策推進法が本年6月21日に成立し、同28日に公布されました。そして、今月28日に施行することになります。

本法律では、いじめの定義を、対象にされた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、インターネットを通じた攻撃も含むと規定しています。その上で、重大ないじめが発生した場合は、学校が事実関係を調査し、その内容を、いじめを受けた児童生徒とその保護者、地方自治体に報告することを義務づけています。

また、重大な被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに警察に通報することも明記し、必要に応じて加害側の子供に出席停止を命じることを求めています。

同法では自治体に対し、文科省が今後、法に基づき定めるいじめ防止基本方針を参酌し、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求めています。

また、関係機関との連携を強化するために、学校や児童相談所、警察などの担当で構成する連絡協議会を置くことができるとされています。

自治体の基本方針が、地域の学校の基本方針につながることから、自治体としては、より現場の目線に立った基本方針の策定に努め、関係機関との連携強化を図る必要があります。

当局では法施行に当たり、地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくり、協力や情報共有の仕組みづくりを積極的に整える取り組み強化を、どのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、活力と希望のまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目として、婚活イベントの開催について伺います。

昨今の少子化をもたらす主な要因は、結婚しない人の増加を意味する未婚化が浮上しています。国勢調査データによれば、20代後半女性の未婚率は、1980年の24.0%から2010年の60.3%へと2倍も上回り、さらに30代前半女性の未婚率は、1980年の9.1%から2010年の34.5%へと4倍近くへと著しく上昇しました。このため、これらの年代の女性による出生数が大幅に減ったのです。

未婚者を対象とした内閣府の調査結果によれば、未婚化の背景として、適当な相手にめぐり会わない、結婚資金が足りないなどが挙げられます。町が婚活を支援することで、1人でも多くを定住につなげ、人口減少を食い止めることにもなるかと思えます。

ともあれ、結婚が最大の少子化対策であることから、子育て支援以前のこの問題に、町としても全力で支援すべき重大課題であると考えます。

そこで、結婚支援を目的として、男女の出会いの場を提供するイベントの開催について、当局の見解を伺います。

2点目として、健康マイレージの取り組みについて伺います。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用することができる、健康マイレージの取り組みが注目されています。

町民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につなげるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつないでいくことが期待できるユニークな施策です。

自治体の健康マイレージ事業の取り組みは、将来の超高齢化社会を見据えた施策の1つとして、全国で広がりつつあります。全国の自治体の事例を参考に、我が町の特性を踏まえ、取り組みが可能か検討を切望いたしますが、当局のご所見をお聞かせください。

3点目として、「こころの体温計」を町ホームページに開設してはいかがかと伺います。

ストレスや心の健康状態が自己診断できるシステム「こころの体温計」が全国に広がっています。このシステムは、自己診断する本人モードのほか、アルコール依存についてわかるアルコールチェックモードなど、5つの診断方法があります。簡単な入力作業の後、診断結果の表示とともに各種相談窓口が紹介されています。

町民が、ストレス度や落ち込み度を気軽に診断できる仕組みづくりは必須であると考えます。早期発見が重要な鬱病などの心の病を自分でチェックする一助となることから、町ホー

ムページに導入してはいかがでしょうか。当局のご所見をお尋ねいたします。

最後に、安全で安心なまちづくりについて、5点お伺いいたします。

1点目として、ごみステーションのカラス対策として、ネットの色変更及びごみかご設置について伺います。

地域の可燃物集積所におけるカラスの生ごみ荒らしで頭を悩ませている町民がいらっしゃいます。本町では、以前から青色の防鳥ネットを貸与し、カラスなどによるごみの散乱を防ぐ対策に取り組んでいただいているわけですが、今でもカラスによるごみの散乱がひどく、住民から改善を求める声が上がっています。

同様の問題に取り組んできた全国の自治体の改善策として、青色の防鳥ネットから黄色の防鳥ネットに変えて設置したり、ごみ置き場の工夫として折り畳み式集積所ケースなどのごみかごを設置する補助事業に取り組まれておりますが、本町でも導入のお考えがあられるか、ご見解をお聞かせください。

2点目として、横芝駅付近における県道横芝停車場・白浜線の片側側溝ます拡充について伺います。

駅の信号機から役場に向かう約200～300メートルの県道ですが、右側の側溝ますは大きく、グレーチングも数カ所敷かれておりますが、反対、左側の側溝ますは小さく、集中豪雨などの大雨の際、水はけが悪いため、雨水が側溝からあふれ、県道が池のような状態になるばかりか、商店街に流れ込み、ゲリラ豪雨時には床下浸水の被害に頭を悩ませております。

町の玄関口でもある駅前商店街であります。この実情をよくよくご理解いただき、ますを拡充するなど対策を講じるために、ぜひ県へ要望していただきたいと切望いたしますが、当局のご見解、ご決意を伺います。

3点目として、小学通学路交通安全対策としてグリーンカラー舗装と、中学通学路自転車交通安全対策としてブルーカラー舗装の実施導入状況について伺います。

昨年、全国で通学路の緊急点検が行われ、対策が必要な約7万5,000カ所のうち約2万2,000カ所で歩道のカラー舗装などが行われました。カラー舗装は歩道整備ができない場合の有効な対策であります。各課の連携が必要であったり、合同で対応が必要だという判断をしたときに、対策を講じる1つに通学路の交通安全対策がございます。信号機のない交差点にカラー舗装するなど、本町における近年の実施実績と今後の予定をお聞かせ願います。

4点目として、生命を守るライフジャケットの導入について伺います。

震災から生命を守る施策の1つとして、ライフジャケットの着用がございます。

保育園、小学校、消防団、高齢者などの施設に、ライフジャケット、救命胴衣を配布する必要があると考えます。特に、沿岸部の保育園や小学校へ配備することは、喫緊の課題であります。導入について当局のご見解をお聞かせください。

5点目として、地域や学校、家庭における防災力の向上について伺います。

東日本大震災から2年6カ月がたとうとしています。いつ起こるか予測の難しい大規模災害に備えるため、町民の命を守る防災・減災対策の強化に、全力で取り組んでいかねばなりません。そして、あらゆる可能性を想定した対策を、1歩1歩着実に進めていくためには、地域や学校、家庭で、自助・共助の防災力を高める取り組みを推進することが、非常に重要であろうと考えます。地震、津波以外にも台風や豪雨による水害などに見舞われることもあり、地域の状況に応じた災害対策が必要です。

そこで、地域ごとの被害想定を踏まえた防災マニュアルの配布や、さらなる工夫と強化した防災訓練の実施、また災害から自身の身を守る力を養うとともに、子供を通じて家庭に防災意識を広げることが期待される、防災教育の積極的導入に取り組むべきと考えます。

そうした中、内閣府では災害時を想定し、地域の安全の向上に資することを目的とした地域防災力向上支援事業を創設しています。

本町においても、町民の皆様に安心を与えることに鑑み、あらゆる施策の検証のもとに、今後さらなる防災力向上のための取り組みをどのようにお考えかお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 川島富士子議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは、優しさあふれるまちづくりについてのいじめ防止対策推進法施行に伴う取り組み状況についてお答えし、熱中症防止対策としての小中学校にミストシャワーを設置していかかは教育課長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

初めに、今川島議員からもお話ございましたけれども、平成25年6月28日にいじめ防止対策推進法が公布されました。この法律では、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為。インターネットを通じて行われるものを含む」ということ

であって、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」というふうに定義をしております。

つまり、いじめとは、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加えて、相手が深刻な苦痛を感じているものというふうに解釈をすることができるというふうに思います。

いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることから、以前からしない・させない・見逃さない、これを基本理念として指導を進めてまいりました。

同時に、弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。いじめられている子供の立場に立った親身な指導を行うこと。いじめは、家庭の深い愛情や精神的な支えが必要であること。いじめは、教師の児童生徒観や指導のかかわり方が問われる問題であること。家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たして、一体となって真剣に取り組む必要があること等を、教職員、児童生徒はもちろんですが、保護者等に啓蒙・啓発をしてきたところでございます。

その効果からか、横芝光町の小中学校における現在までの児童生徒のいじめの状況についてでございますが、特に社会的に大きな問題となっているほど深刻ないじめは、現在まで報告はされておられません。

今後は、いじめ防止対策推進法に伴って、いじめ予防をさらに進めるために、各学期に必要なに応じて、児童生徒を対象とした実態把握に関するアンケート調査や、教育相談週間の実施のほか、日ごろから児童生徒の人間関係の変化や、児童生徒が発する危険信号を見逃すことのないように留意し、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

さらには、以前から行ってきたわけですが、校長会、教頭会、生徒指導担当者会議等を通じまして、教職員間の報告、連絡、相談をスムーズに行い、学級担任、学年、学校全体で児童生徒のために、よりよい予防策・解決策を考慮した教育活動の実践を進めるよう、指導を強化してまいりたいというふうに考えております。

また、いじめ問題は、ご存じのように、学校だけではなかなか解決していくことが困難であり、家庭や地域社会と協働して解決を図る姿勢が重要であるというふうに考えております。そのため、学校とPTA、地域の関係団体とともにいじめの問題について協議する機会を設け、保護者や地域住民からの情報や意見を聴取し指導に生かすなど、問題解決に向けた体制

づくりを深化させるよう指導していきたいというふうに考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは私から、川島富士子議員の優しさあふれるまちづくりについてのうち、熱中症防止対策として、小中学校にミストシャワーを設置してはいかがかについてお答えをさせていただきます。

近隣小中学校では、空調設備整備された施設が少ない中で、当町内の小中学校施設につきましては、航空機による教育施設等騒音防止対策として、現在の成田国際空港株式会社からの助成金交付によりまして、小学校・中学校の全校舎に空調設備、つまり冷暖房が整備されております。

このようなことから、学校施設では暑さに対応した冷房環境が整っているところでありますので、熱中症防止対策としてご質問のミストシャワーの設置につきましては、現在のところ考えてはおりません。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは私のほうから、川島富士子議員ご質問の大綱2点目、活力と希望のまちづくりについての婚活イベントの開催についてお答えさせていただきます。

町では、農業後継者配偶者対策事業といたしまして、農業振興会が主催をいたします農業婚活を実施しております。町内在住の男性と都会からお越しいただきました女性を対象に、メロン・トウモロコシや梨・トマト・イチゴなど、季節に応じた収穫体験を取り入れながら田舎で婚活を実践するもので、平成22年からの実績で、町内に4組の成婚者が誕生しております。

既に農婚では実績も出ておりますが、兼業農家にも対象を拡大して実施する計画でありますので、本議会に補正予算を計上させていただいたところでございます。

これまでの活動の中で、農家以外と結婚したい女性もおりますし、あるいは農家以外で結婚したい男性もいますことから、今後は対象者を農家に限らず、男性・女性いずれかが町内在住の方など、条件を緩和・拡大して開催の検討を進めてまいりたいというふうに思ってお

りますので、よろしくお願いたします。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 続いて、健康管理課長。

〔健康管理課長 早川典男君登壇〕

○健康管理課長（早川典男君） それでは、川島富士子議員ご質問の大綱2点目、活力と希望のまちづくりについての健康マイレージの取り組みについてと、「こころの体温計」を町ホームページに開設してはいかがかのご質問にお答えいたします。

初めに、健康マイレージとは、市町村において住民の健康づくりを促進する新しい仕組みであり、住民は市町村が決定した健康づくりメニューを一定期間行うことを条件に特典を受けられる制度で、近年実施する自治体が徐々にふえております。

平成19年度から本事業を始めた静岡県袋井市では、豊かな人生と健康長寿の実現のためには、市民一人一人が健康的な生活習慣を身につけることが重要であり、その動機づけ支援と健康的な生活習慣の定着を促すことを目的としています。

また特典として、日々の健康づくりの実践状況をポイント化し、ためたポイントを幼稚園、保育園、小中学校などへの寄附や、公共施設利用券や民間の登録サービス券と交換することにより、人づくりやまちづくりに貢献ができる制度となっております。

しかしながら、健康づくりに取り組む住民に特典を与えるという新たな取り組みであることから、実施する自治体は全国的にも非常に少ない状況にあります。

本町では、これまで健康教育や健康相談事業に重点を置き、実施してまいりました。また、行政がかかわる会議等においては、がん検診や特定健診のPRに努めてきたところでありますが、参加者数の伸び悩みや各種健診の受診率は低い状況で推移しており、動機づけとして健康マイレージ制度は効果があるのではないかと思います。

今後は、実施市町村の事業効果などを調査し、検討してまいりたいと考えております。

次に、「こころの体温計」を町ホームページに開設してはいかがかについてのご質問にお答えします。

「こころの体温計」は、鬱対策、自殺予防対策として、携帯電話やパソコンを利用して簡単な質問に答えることで、ストレス度や落ち込み度がどれくらいかを気軽に知ることができるメンタルヘルスチェックシステムで、現在全国36都道府県、116市町村で導入されていると聞いております。

導入された自治体では、利用者の心の状態が統計的データとして把握でき、対策の企画立

案の基礎データが蓄積できる、画面に表示された相談先に着信しており、市民への1歩踏み込んだ普及啓発となり、市ホームページ及び広報に縁がなかった層、新たな層への有効な啓発手段になる可能性を有すると考えられる。また、PRをしていないとアクセス数がだんだん下がってきてしまうなどといった声があるようです。

精神疾患や心の健康については、早期の相談や受診が望ましいものの、精神疾患や医療に対する知識・情報の欠如などから問題を長期に抱え、病状の重症化を招き、相談や受診に至るケース、あるいは支援を受けるころには問題が複雑困難化し、緊急度も増しているということが多くと言われております。

県内では、保健所や精神保健福祉センター、中核地域生活支援センター、市町村及びその委託を受けた相談支援事業者など相談を受けておりますが、各機関の認知度は十分とは言えない状況から、携帯電話やパソコンの画面に相談先まで表示されるシステムは有効であろうと思います。

また、ホームページへの訪問者がふえる効果も期待できることから、さらに情報を収集し、検討してまいりたいと考えております。

〔健康管理課長 早川典男君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、川島富士子議員の安全で安心なまちづくりについての、ごみステーションのカラス対策としてネットの色変更及びごみかご設置についてお答えいたします。

現在、横芝地域に544カ所、光地域に148カ所のごみ置き場があります。管理につきましては、ごみを排出される皆様の自主管理により、維持をしていただいております。

なお、現在、町ではカラスや猫によるごみの散乱を防止することを目的に、青色のネットの貸与を行っております。

川島議員ご指摘のネットの色の変更についてですが、カラスよけには黄色がよいとよく聞かれますが、これはカラスの生態に詳しい大学の教授とポリ袋メーカーが共同開発した特殊な黄色のごみ袋が、東京都杉並区や大分県臼杵市などで試行したところ、効果があったということで一躍脚光を浴び、このことがマスコミで大きく取り上げられ、カラスと黄色という関係が話題となりました。

この黄色のごみ袋については、紫外線をカットする特殊な顔料が入っております。カラス

がこのごみ袋を通して中身を見ると、ふだん見ている色情報とは異なり、中身が食べ物かわからなくなってしまうということだそうでございます。この紫外線をカットする特殊な顔料が一番効果を発揮したのが黄色だったということだと聞いております。

また、ごみかご設置についてですが、現在、町内の可燃ごみ置き場の多くが道路脇や歩道の一部を利用していることから、ごみかごの大きさや形状にもよりますが、安全面でも課題があるものと考えられます。

いずれにいたしましても、ごみ置き場を常に清潔に保つことは、町並みや景観を保全する上でとても大切なことですので、カラスや猫などによるごみ散乱については、対策を研究してまいりたいと考えております。

次に、命を守るライフジャケットの導入についてお答えいたします。

町では、平成24年度においてライフジャケット339着を購入し、水害や津波被害の際に避難誘導を実施する消防団員に対して配布いたしました。防災対策に従事する関係者への配備を優先させていただいたところでございます。

よりまして、現時点ではほかの配備計画は持っておりません。

最後になりますが、地域や学校、家庭における防災力の向上についてお答えいたします。

東日本大震災の教訓から、防災対策において、ハード面での防災対策には一定の限界が指摘され、自然災害の被害を防ぐことの限界が露呈いたしました。

災害による被害を完全に防ぐことは難しいが、被害を減らすことは可能であるとの視点に立ち、みずからの命はみずからが守ることを徹底し、地域においてともに助け合う体制づくりが求められております。

災害に対する正しい知識を持ち、みずから考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取り組みを強化するため、町を初めとするさまざまな防災機関が、あらゆる広報媒体を通じて防災広報の充実に努めるとともに、防災訓練や防災講演会などを通じて、防災対策に関する知識の習得を図れる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 次に、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは私のほうからは、川島議員ご質問の大綱3点目、安全で安心なまちづくりについてのうち、横芝駅付近における県道横芝停車場・白浜線の片側側溝ます拡充についてと、小学通学路交通安全対策としてグリーンカラー舗装と、中学通

学路自転車交通安全対策としてブルーカラー舗装の実施導入状況についてお答えをいたします。

初めに、横芝駅付近における県道横芝停車場・白浜線の片側側溝ます拡充についてであります。県道横芝停車場・白浜線の道路排水施設について、ご指摘の箇所付近では、道路両側に排水側溝、幅40センチメートル、深さ約30センチメートルが整備されております。これまでも、大雨の際には隣接した住宅の床下浸水、店舗内浸水に見舞われているような状況にあるため、旧横芝町時代から道路管理者であります山武土木事務所に対し、このような状況を改善すべく、必要な対策を講じるよう要望してまいりました。その後、栗山川の拡幅改修工事の中で、流末先の排水施設を整備することで改善することにつながるのではないかとし、現在に至っているところであります。

このため、町といたしましても、山武土木事務所とともに、当該箇所の排水状況を注視しながら、栗山川の拡幅改修工事の促進とあわせて、流末先の排水施設が早期完成するよう、引き続き要望してまいります。

次に、小学通学路交通安全対策としてグリーンカラー舗装と、中学通学路自転車交通安全対策としてブルーカラー舗装の実施導入状況についてであります。まずグリーンカラー舗装はこれまでに1カ所実施しております。

昨年度、第二松丘園の交差点から東陽小学校体育館までの延長100メートルの道路改良工事で1.5メートル幅の歩行者通行帯を整備しましたが、そのうちの1メートル幅でグリーンカラー舗装を実施したところであります。ブルーカラー舗装につきましては、これまで実施した箇所はありません。

なお、現在のところ、いずれのカラー舗装も行う予定はありませんが、今後通学路の安全対策として、整備等の条件が整えば、実施してまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、再質問をさせていただきます。

優しさあふれるまちづくりということで、ミストシャワーでございますけれども、教育課長のご答弁いただきました。

優しさあふれるまちづくり、あえて優しさあふれると申し上げた心の気宇をわかっていただきたいというふうに思った次第でありますけれども、教育は学校の中だけではないわけです。

外で子供たち、部活動もありますし、野外訓練いろいろあろうかと思えます。そうした中で、初期費用、ランニングコストが余りかからないという低コストの上に、気分転換が図れ、体感温度が下がるなどの冷却効果が大きいということで、今全国に広がっているものと思っております。学校の形状も違いますことから、状況をしっかり踏まえた上で設置していかなくてはいけないと思えますが、ぜひですね、始められるところから試験的に、本当は9月もまだまだ暑いですし、運動会等ありますので、試験的に9月やってみていただきたいという思い、やまやまですが、ぜひ来年に向けて調査、研究、試験的に導入というお考えはお持ちに、この優しさあふれる気持ちがおありにならないかお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） まず、試験的にということなのですが、公費をもって試験的にというわけにはいかなかったもので、私は実際に自分でやってみましたが、確かにそのミストシャワーの下は涼しいんですけども、それが広範囲に広がるものではないということで、風が吹いているとその涼しさというのはやはりどこかへ逃げてしまうような設備のものでございました。

ただ、そういう雰囲気だけでも優しさあふれるというところをお酌み取りいただきたいということなので、それを酌み取っていないわけではないんですが、やはり公的施設に対する設備投資ということになりますと、どうしても効果とかそういうものを狙って、私どもは実施していくべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 私も、単にいいと思って、簡単な気持ちで取り上げたわけではないんですね。全国あちらこちらの小中学校で取り入れているところあります。近隣では大網白里市が取り入れておりますし、そういうところを、ランニングコストもかからない、低コストということでありますので、電気代もかからないという、そういうところをぜひ、もうちょっと勉強、子供たち、よその学校の反応とか研究していただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 私も事前にちょっと調べてはみたんですが、エアコンが整備されていない学校で、主に設置をしているのが見えました。後、ランニングコストがかからないということなんですけれども、ランニングは確かに水道代だけということで、それは理解は

するんですが、どうしても設備投資、これも高くはないです、決して。しかしながら、これはやはり更新をしなければいけないというものにもなりますので、調査はしてみますが、一応長い目を見てどうなのかというところまでは、教育委員会としては検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） これだけで、やりとりというのもあれなんですけれども、とにかく猛暑日が続いた中で、子供たちに少しでも優しい気持ちを与えてあげられる施策がないかという思いで考えたことでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

次に、教育長からご答弁いただきましたいじめ対策でありますけれども、教育長のご答弁で非常に力強いまちづくりは子供たちへの教育を感じたところであります。

引き続きですね、いじめアンケート調査、私もこのところ申し上げようと思っておりましたけれども、個人面談、いじめアンケート調査、続けてやっていただきたいと思ひますし、万が一いじめが発生したときには、第14条でいじめ問題対策連絡協議会設置という、こういった文言もございましたので、ぜひそういうときは速やかにご検討、また設置をお願いしたいと思ひます。

最後に、このいじめの最後に教育長に総じて基本方針の策定公表はもとより、いじめ防止対策の強化を図る観点から条例を制定すべきと私自身考えますが、この辺の教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先ほども申し上げましたけれども、いじめはやはりその予防が大事なわけですけれども、しない・させない・見逃さないということを横芝光町としては基本方針として、各学校に指導を進めてまいりました。

先ほども一部また申し上げますけれども、人間として絶対に許してはいけない、許されないという状況でございます。横芝光町教育委員会としましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、この法律制定の以前から教育委員会、学校、保護者、地域関係機関が、実効性のある指導体制並びに適切な教育指導をやってきたわけでございます。もちろん、その中で家庭や地域と一体となってということは付随するわけですけれども、対応してきました。

先ほども申し上げましたけれども、現状は問題が起こってから対応するというものではありませんけれども、現状は今までのものからしますと、大きな社会的な問題になるようなことは起こっていないという現状はあります。

したがって、いじめ防止対策の推進法にかかわる条例の制定並びにその総則等にも出てきておりますけれども、基本方針ですね、そういうものについては、3分の1で広域市町村の教育委員会等もありますし、それから近隣の単独の市町村もあります、教育委員会もありますので、そこら辺のところを、その動向を注視しつつ、横芝光町としてどの方向がいいのか検討した上で、基本方針等を定めてまいりたいと思いますし、条例も考えていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 教育長、ぜひ優しさあふれるまちづくりに全力で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、婚活イベントでありますけれども、以前は結婚したくないという、そういう、結婚しないという選択をしていた方が多かったようでございますが、昨今では結婚したくてもできない若者がふえているということで、これやがて深刻な事態に陥る、財政にも大きく影響する、将来にかかわる問題だと思っておりますので、力強いご答弁をいただきました。産業振興課長、ぜひ農婚だけでなく幅広く、横芝光町将来のためにご尽力をいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

続いて、健康マイレージの取り組み、そして「こころの体温計」、健康管理課長からご答弁いただきました。我が町は6つの宣言を出されておりますね、町長。

その中の1つにスポーツ健康都市宣言がございます。今現在、健康管理課長から本当に詳細なご答弁をいただいたんですけれども、健康マイレージの取り組みにしっかり、また「こころの体温計」にしっかり、幅広く全国で36都道府県とか、多く幅広い自治体で取り組んでいるにもかかわらず、千葉県内でやっている自治体はないわけです、どちらも。福祉、1番の好きな佐藤町長、ぜひ千葉県で1番に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） まだ、詳細についてちょっと勉強不足で大変申しわけありませんが、早速調査・研究をさせていただいて、検討するというところでございますので、検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それとですね、マイレージに関しては、すみません、「こころの体

温計」は千葉県でやっていないんですけれども、マイレージは千葉市で7月から、実はなんか、もどきのような、ポイント制度みたいなものを始めたようでございます。言葉が悪くて申しわけありません。

ですが、千葉市のすばらしいなと思ったところは、市民にそういった制度を導入、市民に与える前に、市の職員全員がやはり健康でなくてはいけないというところに着目して、職員でラジオ体操を週1回、毎週月曜日に行っているそうです。

同じことをしたほうがいいというわけではありませんが、私も町長も職員あつての町行政だというふうに思いますので、職員の皆さんの健康の増進のために、やはりこういった千葉市の例を倣って考えることも、すごく必要ではないかなと思いますので、参考のためにお伝えさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

また、9月10日から16日、自殺予防週間ということで、本当に悲しい死、未然に防ごうということで、国としても大きく取り組んでおります。この「こころの体温計」に取り組むことによって、当局においても、年齢層などの集計データをもとに傾向を分析して、今後の対策に大きく役立てられると確信いたしますので、どうか早期導入を提案させていただきます。

続いて、ごみステーションであります。ごみステーションも、今は白い透明の袋でありますけれども、以前は半透明の黄色い袋のときがございました。山武環境衛生、町長ご存じでしょうか。これは、値段の関係でかわったものやらというふうに、単純に主婦感覚で思っているんですけれども、ごみ袋を黄色く戻したり、また課長から前向きな研究というご答弁いただいたので言うまでもありませんが、山武市ではこのごみ集積場の施設整備事業ということで、補助事業もしております。また、品川区では折り畳み式集積場ケース、背面をガードレールなどに固定して、1台に15から20世帯分のごみが入り、使って終わると折り畳んで奥行き80センチの集積場ケースが27センチになるという、そういったものもやっているそうです。並行してネットの貸し出しもやって8割防げる。またネットの網目をより細かくしたことによって、またおもりを入れることによって、うちの町もおもりが入っていたと思いますけれども、9割以上の散乱防止の効果がということがありますので、幅広く研究していただいて、安価で効果の大きい、そういうものを取り入れていただければというふうに思います。

提案ばかりで申しわけありませんが、駅前片側側溝ますの拡充であります。課長の答弁でよくわかりました。ただ、ますを大きくしないで変わるのかなと素人なりにちょっと思ったんですけれども、反対側のハヤカワ商行さんのほうの前のほうも、いまだにやはり水があ

ふれることもあるみたいですので、その辺もぜひ詳しく調査して、有効な対策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤囀樹君） 五木田都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） ハヤカワ商行の前につきましては、県道横芝・上塚線になっております。一番最初にご質問いただいた横芝停車場・白浜線とはちょっと路線的には違いますけれども、そこの箇所につきましては、確かに県のほうで一部側溝等の改善をいたしました。ただ、非常にきのうのかなり大雨で、地域の皆さんからいろいろと苦情の電話をいただいて、現地を見させていただいたわけですが、その解消につきましても、やはりかなりちょっとした大雨ですと冠水してしまうというような状況にあるわけでございます。

ただ、非常に私のほうでも現場のほうをいろいろと見させていただいたわけですが、踏切の横断があそこのところでちょうど、もとの引揚ストアのところですか、あそこのところの踏切のところでは1カ所になってしまう。非常にそこがボトルネックになってしまっているというような状況にあります。

ですから、そこを改善しないとなかなか難しいのではないかとこのように思っております。ですから、そこら辺のほうの改善についても、機会があるたびに県のほうには一応改善のほうはお願いしておりますし、またそこら辺の負の状況についても、県のほうでは十分そこら辺の改善をしなければならないというふうには認識していると思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育長、すみません、もう一度ご質問させていただきたいと思っております。いじめで終わりだと思っていたんですが、以前にも自転車のことで伺ったことがありましたけれども、自転車が道路交通法上で軽車両ということで左側走行。また、改正道路交通法の成立を受けて、悪質な自転車の罰則強化と講習義務化が追加されたということで、右側走行を注意2回受けると講習を受けなくてはならないというふうに伺ったんですが、ご存じでしょうか。

○議長（伊藤囀樹君） 齋藤教育長。

○教育長（齋藤 明君） 申しわけありません。勉強不足ですので、この後勉強させていただきます。

○議長（伊藤囀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 警察で講習を、子供たちが受けなくてはならないように、

ぜひこのところもしっかり徹底をして、左側走行という徹底をしていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

ライフジャケットでございますけれども、これは沿岸部の地域の方から随分ご相談、また要望を受けることであります。

非常に財政厳しい中、あれもこれもと申し上げるのも非常に辛いところではあります、命を守るということで、ぜひせめて子供たち、そして消防団、地域住民、補助事業になっても、避難タワーもできることでありますし、外階段もできることでありますし、積極的な避難の意欲向上のためにも、ぜひライフジャケットの導入、またお考えいただければというふうに思います。

その際に、防災教育の専門家などからアドバイスを受けて、具体的に検討していただければというふうに思います。

地域や学校、家庭における防災力の向上についてでありますけれども、以前6月13日に千葉日報に出ました九十九里で地域防災教育講演会、これが6月22日に九十九里小学校体育館で行われました。当時、非常に勉強高い教育課長が参加をさせていただきました、私も一緒に参加させていただきました、以前から防災教育の強化ということでたくさんの署名を町長のほうにお届けしたことがございましたけれども、群馬大学の片田教授の講演、すばらしかったです。ぜひ、うちの町にも片田教授を呼んで、子供たちに片田教授の授業を受けさせてあげたいという思いをお願いしていたところではありますが、全国に飛んでいてお忙しかったと思いますけれども、大分時間もずれてきておりますので、ぜひうちの町としてもそういう機会があったら片田教授を呼んでいただきたいというふうに思います。

教育課長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 機会がありましたら、検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ、よろしくお願いします。

先日、防災訓練がございました。私は、放送を聞いて横芝敬愛高校が近かったものですから、いつも西の集会所に行っておりましたけれども、あえて敬愛高校に避難をさせていただきましたが、本当に片手来たのかなというくらいでありました。

そのときに、やはり防災訓練の今現状は、本当に公的取り組みが先導しているというイメージでありますので、ぜひ教育長、この防災訓練、町を挙げてやるにはどうしても、やはり

それこそ先ほど浅野議員がごみの問題ありましたけれども、この防災訓練、命にかかわることですので、ぜひ子供たち、また保護者、地域、この公的支援よりも地域とか家庭、子供、保護者、小・中学校、この自助・共助を優先して取り組むべきというふうに、私はこういうふうに変えていくべきだというふうに思うんです。そのとき初めて、本当の意味で町が一つになるのではないかなというふうに思いますので、今は町が義務的に、と言ったら失礼ですけども、本当に仕事として一生懸命やってくれているのに、何かいろいろな社会情勢の中で、夜勤やっていた人もいればいろんな状況あるかと思えます。

また、夏休み最後だったということもありまして、子供たち宿題やっているのかなと思ったり、ぜひそういうときは時期も考えていただいたり、ぜひ自助・共助が先行するような取り組みをこれから考えていっていただきたいと思いますが、防災課長いかがでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 堀越防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 議員おっしゃるとおりで、実際に防災訓練、ことし我々といたしましても、例年よりも参加者をふやしたいという意向がございまして、実は教育課、学校を通じてPTAの方々にメールを送っていただきまして、防災訓練に子供の方と参加いただけるようお願いしたところでございます。

ただ、実際もう夏休みに入っておりましたので、そういうメールという形をお願いしたところですが、父兄の方の、子供の意思ではなくて、父兄の防災に対する意識の問題がございまして、なかなか子供まで伝わらないで参加されないという部分もあると思われまますので、来年度の実施に向けましては、子供たちに対する防災意識の高揚も含めて、計画を立てていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひよろしく願いいたします。来年の防災訓練を楽しみに今からしていきたいと思えますし、私も健康で颯爽と飛び出していきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

町長にお伺いしたいと思えますけれども、夷隅市とかは防災の日を市単独で決めているわけなんですけれども、過去の惨事に学び、高まったはずの防災意識も時間の経過とともに風化していってしまう。防災訓練もそうですけれども、自分は大丈夫ではなく、災害に対する謙虚な姿勢を持ち続けるために、町で防災の日を設定してはいかがでしょうか。例えば毎月11日とか。そして、点検ブックを配布することによって、家族で防災会議を開いたり、その点検ブックをチェックして、持って逃げるものとか防災グッズとか、あと、備蓄品が期限が

切れていないだろうかとか、今度敬愛高校が広域避難所としてふえたから、うちは下に行くよりもあっちのほうが上だからあそこに変えようと言って、みんなで意思疎通の共通意識を図るとか。

そういった何か啓発機会というのを町が、町長の思い一つでリーダーシップでやっていただけならと思ひまして、そこをぜひひとつ伺って、聞きたいことまだいっぱいあったんですけども、終わりにしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤晴彦君） 防災の、町独自の防災の日ということでございますけれども、確かに防災、また減災に対して意識を高めれば高めるほど、万が一有事の際にはですね、絶対にその被害は最小限に、より少なく抑えられると思っております。その辺も含めて少し検討させていただいて、今防災訓練は、今の段階では9月の第1日曜ですね。そのような形で進めさせてもらっていますし、これからも皆様のご意見を聞きながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたしました。

ここで休憩いたします。

次の案件は1つだけありますので、次の再開は午後4時25分とさせていただきます。

（午後 4時18分）

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時24分）

◎議案第18号の上程、説明

○議長（伊藤罔樹君） 日程第3、議案第18号について、町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 大変お疲れさまでございます。

冒頭、議長の諸般の理由でもご報告があったとおり、本日、追加議案を提出させていただきましたので、提案理由をご説明申し上げます。お手元の平成25年9月横芝光町議会定例会

追加提案理由説明書をごらんいただきたいと存じます。

議案第18号 横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についてでございますが、本案は、横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては企画財政課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただきご了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第18号につきまして、補足説明を申し上げます。

ウグイス色の追加議案つづりをお開き願います。

議案第18号 横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について。

横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的は、横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事でございます。契約の方法は一般競争入札で、去る8月27日に2者の参加による受注希望型競争入札を行いましたところ、株式会社畔蒜工務店が入札書比較予定価格1億2,492万円に対しまして、入札金額1億2,400万円を落札候補者となり、8月29日に町の入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定いたしましたことから、入札額に消費税を加えた額、1億3,020万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役畔蒜毅を契約の相手方として、請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、受注希望型競争入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で実施したところであります。

以上、議案第18号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（伊藤圀樹君） 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

9月9日から9月17日まで議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、9月9日から9月17日まで休会と決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月18日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時30分)

9 月 定 例 会

(第 3 号)

平成25年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年9月18日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第2号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 5 議案第5号審議(質疑・討論・採決)
平成25年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 6 議案第6号審議(質疑・討論・採決)
平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 7 議案第7号審議(質疑・討論・採決)
平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 8 議案第8号審議(質疑・討論・採決)
平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第9号審議(質疑・討論・採決)
平成25年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第10号審議(質疑・討論・採決)
平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第11号審議(質疑・討論・採決)
平成24年度横芝光町一般会計決算の認定について
- 日程第12 議案第12号審議(質疑・討論・採決)
平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第13 議案第13号審議（質疑・討論・採決）
平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第14 議案第14号審議（質疑・討論・採決）
平成24年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第15号審議（質疑・討論・採決）
平成24年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第16号審議（質疑・討論・採決）
平成24年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第17号審議（質疑・討論・採決）
平成24年度横芝光町病院事業会計決算の認定について
- 日程第18 議案第18号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君		

欠席議員（1名）

18番 越川輝男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
総務課長	田鍋悦央君	企画財政課長	若梅操君
環境防災課長	堀越健一君	税務課長	鈴木健夫君
住民課長	早川裕明君	産業振興課長	伊橋秀和君
都市建設課長	五木田桂一君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	早川典男君	食肉センター長	加瀬盛久君
東陽病院事務長	大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	越川誠一君	監査委員	高橋俊夫君

職務のため出席した者の職氏名

局長	高蝶政道	書記	椎名圭子
----	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（伊藤囀樹君） これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（伊藤囀樹君） 日程に入るに先立ち、報告をします。

本日、産業建設常任委員会委員長から陳情第1号について、民生文教常任委員会委員長から陳情第2号について、お手元に配付のとおり審査結果報告書の提出がありましたので、報告をいたします。

次に、越川輝男議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したので、報告いたします。

これより日程に入ります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） これより議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 原案賛成の声がございます。

これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤囀樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第2、議案第2号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤囀樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第3、議案第3号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤囀樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囿樹君） 日程第4、議案第4号 横芝光町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 新たに横芝光町子ども・子育て会議条例というものを制定することになっておりますが、予定しているメンバー、どのような委員構成か、決定はしていないでしょうけれども、予定している部分でお答え願います。

○議長（伊藤囿樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 森川議員から子ども・子育て条例の、会議のメンバーはどうかということのご質問でございます。

議案の、条例案でございますが、第3条の組織ということで、規定をされております。学識経験者、関係団体に属する者、教育関係者、保育関係者。それとあと、子供の保護者ということで、条例には規定しております。

具体的に、この条例が通りました後、また、町長等とよく協議をして、制定してまいりたいというように考えております。

○議長（伊藤囿樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 非常に画期的な取り組み、本来は、もっと早くやっていただきたかった、取り組みに着手いただきたかったところでありましてけれども、子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みというのが極めて重要だということで、一般質問に取り上げさせていただいたことがございました。

それで、町として、国の消費税の8%、10%に鑑みてこの事業が進んでいくというのもあるかと思えますし、また、放課後児童クラブ、学童保育、6年生の引き上げもこの事業に関連してくるのではなかろうかと私は、思っているんですが、そののところをまず、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（伊藤囿樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） ただいま、議員ご指摘のとおりでございますが、この消費税の引き上げも含めまして、子ども・子育て新ステップの関連3法というものが制定されているということでございます。そういう認識で私もいます。

ですので、ただいま子育て関係のことをご質問されましたが、いずれにしても国の方針に沿いまして、うちのほうも漏れなく進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 当時、任意義務ということであって、まだまだ会議の予算を上げていない自治体もあろうかというところで、今議会に、このように提案していただいたことはよかったかというふうに思っています。

それです、今、課長がおっしゃったように国の動向を見ながらということもありますが、会議、早速、これ、予算が通ったら進めていくと思うんですけども、私がうれしいのは、子育てニーズを持っている保護者が入れるということが非常にうれしく思っていますので、ここのところの構成がどのくらいに占めるのかというのが、ほかの有識者等の関係機関の関係もありますので、そんなに大勢は入れないと思いますけれども、全体15人の中の何名かだと思いますけれども、ぜひ、ざっくばらんに貴重な意見を吸い上げていただけるようによろしく願いしたいと思います。

そこで、もし、この制度の本格実施が平成27年までのスケジュールになろうかと思えますけれども、例えば、実態調査を、子育てに関する実態調査をする考えがあるとか、何か、わかっているところがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 計画があるかということでございます。

条例案の第2条第3号に横芝光町子ども・子育て支援計画に関する審議ということで載せさせていただきます。

この支援計画につきましては、平成26年度中に作成の必要がございます。これ、決まっていることでございます。その準備といたしまして、今年度からニーズ調査等を行いまして、この策定が円滑にできるような形で、早速、この条例案、そしてまた補正予算案を通していただいた後に、それに早速取りかかってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第5、議案第5号 平成25年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 今回の補正は、主に、財調の繰り入れと、あるいは、避難タワーですか、これが大きな金額を占める、そのように考えております。

財調繰り入れにつきましても、24年度の剰余金、これを1億9,000万ですか、ということで、適切な対応であろうと、このように思います。

財政状況も先般の推計、説明の中でも、厳しい状況にある、そのような説明もありまして、将来負担を幾らかでも軽くしたとき、適切な対応をしていくということで、非常にいい対応だろうと評価をいたします。

それと、避難タワーですけれども、今回の予算は、町債を発行して建設をすると、このような計画になっておるようでございます。東日本大震災から被害を受けて、今、国は復興交付金というもので対応しようということで、今ある第6次申請くらいは終わったというように見ております。周辺市町の状況を見ても、九十九里沿岸被災をした市、町はそれぞれの計画を組みながら申請をしておると、そのような状況にあります。

そういう中で、横芝光町は、その復興交付金の申請をいまだしていない。そういう中で、町単独で町債を発行しながら建設をする。私はなぜ、復興交付金を申請しなかったのか、その点、非常に疑問に思っております。今まで、いろいろな機会に、やはり、こういう国、県の資金は有効に活用して事業を展開していくんだと、多分、そういうスタンスで進んできたと思うんですけれども、何か、今の横芝光町の消防防災にかける意欲というものが、なんか

低調だと、私はそのように考えております。

課長、どうして、この復興交付金の申請をしなかったのか、お聞きをします。

○議長（伊藤囀樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 今回の津波避難タワーにつきましては、復興交付金ではなく緊急防災・減災事業債という非常に有利な起債を投入して、町の持ち出しはないということで、この起債を利用して計画しております。

○議長（伊藤囀樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 全額、これ、どこから出る資金ですか。

○議長（伊藤囀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 財政の関係がございますので、私のほうから答弁させていただきます。

この緊急防災・減災事業債という起債でございます。起債でございますので、大もとの資金と申しますか、出所は国でございます。で、環境防災課長が申し上げましたように非常に、これは、防災関係の起債でございますので、通常の起債に比べまして、相当有利な起債となっております。

事業の充当については100%この事業に充てられるということで、まず事業の実施に当たりましては、一般会計からの、いわゆる支出、持ち出しはございません。それと、交付税の措置の関係でございますけれども、今年度、起債償還、元利償還の70%が交付税の基準財政需要額に算入されるということでございます。

そういったことから、起債の中でも特にその性質、時期等を勘案いたしましてこの緊急防災・減災事業債を財源として事業を実施するというので、今回、補正に計上させていただいたという経緯でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 今、利用しようとしている資金、これは、多分、周辺の市町はこういう資金は利用していないと思うんですけれども、新しい資金なのか。その復興交付金とどちらが早い、早い・遅いの関係をお尋ねをします。

○議長（伊藤囀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問の復興交付金のほうでございますけれども、これは、財源の区分から申しますと国庫支出金、国からの交付金、性質といたしましては、今回の東日本大震災に充てるべき事業に対する国からの、これも非常に有利な交付金でございます。

近隣で申し上げますと、例えば、旭市の防災タワーですとか、匝瑳市も利用されたと聞いております。ただ、震災から2年半近く経過、年度で言いますと3年目を迎えるに当たって、新聞報道でも議員ご承知かと思いますが、防災に関する交付金が、本来の使途でないような方向性に、全国的に見た場合に、流用というか、拡大解釈されているというようなケースが多いことから、国の復興庁の方針と言いますか、事前にいろいろ当たって見たわけなんです、復興交付金を本来、順序とすれば使うということで、実際、近隣の市町村も早く手を挙げたところはやっておるんですが、そういうことで、当町の場合は、地域防災計画との整合性ですとか、そういった観点の整理をしていた関係で、直ちに復興交付金の交付申請ができなかったということで、復興庁の、今年度に入りまして、相当厳しくというか、本当に実際に津波で被害、それも人的な、あるいは物的な、相当な被害のあるところでない、地域で言うとむしろこの関東周辺、千葉県よりも、まさに東北の実際の被害のあったところにシフトと申しますか、ということを知っております。

近隣で言うと、山武市も利用したということでございますけれども、そういったことから、この復興交付金の申請を仮にしても、相当厳しいという感触を県の防災担当を通じて得たことから、そのほかにどういったものがあるかということを考えて検討したときに、今申し上げましたこの起債による事業を実施という、これが現在考え得る可能性を含めまして、採択の可能性を含めまして、実際、十分に事業採択になるという感触を得たことから、今回、この事業化に向けての予算措置をすべく歳入及び歳出の補正を計上した、そういう経緯でございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 町長にご意見を伺いたいと思います。

16ページの老人福祉総務事務費の中に、光楽園の外階段、補助金の中に、光楽園の外階段を全協のときに説明していただいておりますけれども、このたびの避難訓練の中で、横芝敬愛高校が広域避難所になったということで、私も伺いました。

そのときに、今回、台風18号によって河川の氾濫とか、京都とかございましたけれども、万万が一、当町で起きないとは限りませんし、この異常気象の関係で、いつ、また災害がやってくるかわからない中で、敬愛高校には外階段がないように思われましたし、行っただけで何の訓練もなかったわけなんです。ペーパー2枚もらって帰ってきた。そういう中で、外階段を光楽園につけてさしあげるように、万が一ない場合に、事実は確認しておりませんけ

れども、外階段をつけるお考えがあられるかとか、栗山川のすぐそばでありますので、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回、上塚小学校、そして、白浜小学校、そして、光楽園の老人ホーム、この3カ所に外階段をつける1つの大きな理由としては、例の、3.11の大きな津波を想定してのことをごさいますして、集中豪雨で大きな被害を受けた京都ですとか、そういうところの話もごさいますますが、あくまでも今回の補正に出ささせていただいたのは、大きな津波に対する一時避難的な要素としてこれをやらさせていただきました。

今後、大きな集中豪雨ですとか、そういうものに対する災害の確率というのは、うっかりしたら大津波より大きなものなのかなというふうにも思っておりますし、その敬愛高校に外階段をつけるのみだけではなくて、抜本的に、この当町にとって、その集中豪雨に対してどのような防災、減災対策が必要なのか、十分に、まずこれから練らせていただいて、それから決めていきたいなと感じております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございせんか。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 21ページの用地費、地域排水管理事業の内訳、752万9,000円。

○議長（伊藤圀樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） この地域排水の工事の関係でありまして、これは、坂田池の上部になります。こちらに取立排水路というのが、町の関係であります、そのU字溝を伏せる工事1本でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございせんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第6、議案第6号 平成25年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第7、議案第7号 平成25年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第8、議案第8号 平成25年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 資料の償還金のところですが、過誤納返還金とありますけれども、3,119万8,000円ですか、これの内容をちょっと教えていただけますか。

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 歳出の償還金ですね、7款1項2目23節です。

内訳につきましては、これは、24年度の国庫補助金、支払基金交付金、県補助金、それらを精算した結果、本年度返還するものでございます。

内訳といたしましては、国へ1,110万円、県に対しまして1,627万円、支払基金へ382万8,000円、それぞれ返還するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） その説明は受けているんですけども、なぜ、そういうものが発生するかについて、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 補助金の算定につきましては、4月から3月が会計年度ですが、国とか支払い基金は、計算するに当りまして、1月ぐらいで締めを行います。そうしますと、それまでは実績でいくんですが、あとは見込みの交付になります。ですから、1月、2月、3月、その3カ月間で見込みよりも少なければ追加交付、見込みよりも医療費、介護の需要が少なければ追加交付になります。

今回は、たまたま24年度の見込みよりも少なかったことによりまして、多く24年度でそのお金が入っていた、それを精算いたしまして本年度に返すということで、補正予算として計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） そうしますと、介護保険特別会計のほうで好転するというふうに見たほうがいいんでしょうか。それとも、予定よりは少なくなったということですから、そういうことでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） あくまでも、その年度の、締めるまでのベースで計算しますので、好転というよりも、そのベースで計算して、たまたまこういう結果になったということでございますので、介護の介護費用につきましては、年々、自然増で約1億円ずつくらい会計としてはふえておりますので、好転とは言えないのが私の感想でございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第9、議案第9号 平成25年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） ちょっとわからなくて恥ずかしいようなんだけど、この歳入の補正額、繰越金で755万9,000円で、一般会計の繰り入れで13万円、この説明をお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） 今のご質問なのですが、この繰り越し755万9,000円ございます。それで、6款1項1目に繰入金13万円追加ということがあります。これは、児童手当が国の補助で児童手当が変わりますので、それによって町のほうからその分だけ歳入になっています。だから、センターの分ではない。その児童手当が変わったので入ってきているということです。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） ございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第10、議案第10号 平成25年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第11、議案第11号 平成24年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次、発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、何点かございますので、文章を読み上げさせていただきます。なお、議長にお願いですが、私の担当の総務常任委員会以外のという申し合わせですが、関連がございますので、一部、税務課長、出納室長に答弁を求めますがよろしいでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） はい、結構ですよ。

○5番（森川 忠君） よろしくお願ひします。

それでは、決算書の厚いほうのページでいきます。

まず105ページ、商業施設内証明書等発行事業は、住民課の範囲の諸証明の発行の件数が、大半ということにさせていただきますが、住民課の関係諸証明発行が9,952件です。本来、税務課または出納室の範疇である公金収納の件数、2万5,400件、金額で言いますと3億7,125万2,952円ですか、このように大金を扱われているにもかかわらず、この決算自体は賃料という解釈で少ないとは思いますが、住民課のみの担当になっている現状、これはどのような理由なのか、税務課長、出納室長にもあわせてお尋ねいたします。

続いて119ページ、社会福祉協議会運営費補助事業、5,023万4,000円、以前、福祉課長の説明ですと、人件費が主という説明をいただきました。具体的に社会福祉協議会の人数、雇用形態、採用基準等を詳細にお尋ねいたします。

25年度の予算書を見ますと、4,154万2,000円になっていますが、かなりの減額であります。この理由。そして、社会福祉協議会の事業はどのようなものか。説明願います。

123ページ、シルバー人材センター活動支援事業500万。これについては補助金ということで、直接は携わっていないのは、重々存じ上げております。しかしながら、補助金という性格上、できれば、代表監査にもお尋ねしたいと思っておりますが、比較的高額の補助金をやっている、その監査。監査は、今、法人の形式が変わりまして、情報公開という範疇の中で、各シルバーのほうはもちろん、さまざまな財団法人、社会福祉法人は、情報公開をして、決算か

ら予算から全てを貸借対照とか、細かくやってある団体もございますが、監査の目からこのような団体の補助金について、使い道をどの程度把握されているのか。ただ、500万を継続的にやっておられますね、その前は、たしか750万程度だったかと思います。同額が県から交付されるということで、運営資金かどうかはあれですが、約倍が使えるという、非常に高額な補助金ですね。

例えば、私もある団体を預かっている身ですが、やはり、その収支はきちんと公開しております。もちろん、例えば役員報酬は費用弁償等でやっております。私が調べさせて資料ももらって見たところ、役員報酬が数百万になっているその理由がわかれば、それだけ教えていただければ。

続いて、123ページ、鍼灸マッサージ等利用施設助成事業、これは、助成の形態、利用者数、対象利用施設の数をお願いします。

同じく123ページ、介護予防生きがい活動事業のデイサービス事業実利用者9名、ホームヘルパー派遣14名となっておりますが、こちらを説明願いたいと思います。123ページは介護予防生きがいとありますね。そこのデイサービス事業利用者の9名とホームヘルパー派遣14名の内容といいまじょうか。

続いて、125ページ、緊急通報体制等整備事業、464万1,000円、こちらを福祉課長、お願いしたいと思います。

199ページ、交通安全施設整備事業、これは、過去には環境防災が担当していましたね、今、建設課でよろしいですか。こちらの対象の件数ですか、それと費用を具体的にできればお願いします。

同じく道路、199ページ、道路維持事業、町道の草刈り、側溝の汚泥処理の委託が1,149万9,000円、対象の件数、例えば、どのようなものが、案件が利用できるかお願いできるか。この辺は、各町内会でいろいろ、例えば、本町区などでは、一生懸命、ごみ出しの日に、どぶ上げと言うか、それをやっておりますが、どのようなものが対象でお願いできるかということをお願いしたいと思います。

227ページ、山武郡市広域行政組合負担金及び日本スポーツ振興センター負担金事業、それと学校施設等整備基金積立金というものの説明を願いたいと思います。

続いて、231ページ、学習指導等講師派遣事業1,650万1,000円、これは、適用といいまじょうか、対象になる基準ですね、教育課のほうでお願いしたいと思います。人数、そして、対象の学校、それをお願いしたいと思います。

それと、245ページ、東陽小学校の体育館がすばらしくできましたが、安全対策、同じく追加工事、法面等保護工事となっていますが、これ、当初、当然、体育館ですから、安全につくらなければいけないというふうに思いますが、どうして、このようなつくって間もなく追加工事になったのか、その理由をお願いします。

245ページ、同じく小学校情報教育授業、以前から問題にはしておりますコンピューターの賃借料、1,320万4,000円、こちらの合計の台数、リースの状況、例えば、いつ始めていつリースアップするのか、再リースはというところを教育課長、お願いします。

同じく245ページ、中学校施設維持管理事業、消火器の購入。これになっていますが、消火器は、町内公共施設にはたくさんあると思いますけれども。251ページです、すみません。消火器購入という欄です。私の認識ですと、消火器は、リースで、中の液剤を交換する関係上、リースでやっているのかなと思ったんですが、購入した理由、また、何台あれしたのか、お願いいたします。

255ページも、やはり、中学校の情報教育でコンピューターですが、小学校同様に台数とリースの状況をお願いします。

263ページ、視聴覚事業山武郡市行政組合負担金、視聴覚教育費、320万、これは、社文課長ですか、よろしいですか。これについて、どのようなものなのか、ご説明願います。

続いて273ページ、文化の森公園用地賃借料、1,592万6,000円、土地購入費1,476万円について、詳細に説明を求めます。

賃借においては、契約相手数、契約単価、契約年数、購入においては、契約相手の数、坪数と言いましょうか、広さ、平米数、それと単価。

最後に275ページ、図書資料購入事業、1,899万6,000円。かなりの数の図書購入費を、例年1,900万ということですが、これに当たっての採択の基準とか、総数、どのようなジャンルであるかを説明願います。

以上です

○議長（伊藤圀樹君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） それでは、森川議員からの最初のご質問でございます商業施設内証明書等発行事業、いわゆる、町民サービスセンターにかかるご質問につきまして、担当しております住民課、私のほうからまず、ご説明、ご回答をさせていただきます。

町民サービスセンターにつきましては、合併後2年目となります平成19年4月1日からショッピングセンター・サビアにおきまして、住民票や戸籍、印鑑証明、税の証明など、各種

の諸証明とともに税金や保育料、給食費などの公金収納を扱う窓口といたしまして、サビアの開店時間にあわせまして、土曜、日曜、祝日も含めまして、午前10時から午後8時まで開設をしているところでございます。

ただいま、森川議員からのお話がありましたように、昨年度、平成24年度につきましては、各証明書の発行件数が9,952件、公金収納は2万5,400件で、3億7,125万2,952円の収納がございました。これにつきましては、決算資料、この決算にかかる主要な施策の成果及び実績報告書の8ページの最終下段、7行目に記載してございます。かなり多くの件数と金額も収納されているところであります。

これらの取り扱い件数や収納額につきましては、年々ふえてきているのが現状でございます。本庁舎まで来庁することができない町民の皆さん、特に、旧横芝町の皆さんには大変大きな評価をいただいているところであります。

執務に当たっております住民課職員につきましては、住民サービスに大きく貢献しているということで気概を持って対応しているところでございます。

担当しているのは、なぜ住民課だけなのかというようなご質問もございましたけれども、職員体制につきましては、開設当初は横芝行政センターというものが合併後ありまして、その職員が担当をしておりました。合併後3年目になりますと、その行政センターを閉鎖をいたしましたことから、本庁舎、本庁の住民課、一番最初は住民課と税務課、次に、住民課と臨時職員、いろいろな体制をとってやってきたわけでございますが、平成24年の4月からは現在の体制の住民課の職員、今は住民課は住民班と国保年金班があるわけでございますが、住民班、国保年金班の1名ずつが毎日交代でその執務に当たっているところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、この町民サービスセンターにつきましては、取り扱い件数や収納額も年々ふえてきておりまして、町民の皆さんからも大変なご好評をいただいているところであります。

担当課といたしましては、気概を持って執務に当たっているところでございますけれども、派遣体制やセキュリティー等々につきまして、若干、問題点があるものと私のほうも感じております。

それらのことがございまして、ことしの4月当初に総務課、税務課を含めまして協議を行いまして、収納の非常に多くなる5月の下旬だとか6月上旬につきまして、税務課の職員も1名お願いをいたしまして、約10日間ほど3名体制で執務を行ったところでございます。

いずれにしましても、近隣自治体には、余り例のない非常に住民サービスの向上につなが

る窓口というふうに捉えておりまして、我々もこれらにつきましては、一層、充実していかなければならないというふうに考えております。

ただ、職員配置等の組織につきましては、総務課のほうが管轄になりまして、私のほうも総務課等と協議をしております、現状等を詳細に、総務課に報告をいたしまして、また関係各課と協議を行いながら、行政サービスの向上につながるような、よりよい体制づくりを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 平成24年度の町民サービスセンターでの税務課関係での収納につきましては、町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税と、件数で言いますと1万8,900件ほど、金額にしますと3億400万ほどでございます。それを収納してございます。1日平均しますと約50件、金額で85万円ほど。特に多いのが5月の固定資産税、6月の町・県民税、7月の国民健康保険税、いずれも第1期の納期であります。

そこで、先ほど住民課長がお答えしましたように、5月固定資産税の1期の納期のときに、税務課で1名応援をしたということであります。

経緯については、住民課長がお話したとおりでございます。ご質問の大金を扱っているのに住民課のみで対応したのはどういう理由か。これについては、人事にかかわる件でございますので、私からの回答は控えさせていただきたいと思っております。

しかし、町民サービスセンターでの収納金額の約80%が町税でございます。町の貴重な自主財源でございますので、税務課に、あるいは、全職員でという任命権者からの辞令が発令されましたら、職員としては、当然、それに従うものでございます。

以上であります。

○議長（伊藤圀樹君） 会計管理者、出納長。

○会計管理者（福島美代子君） では、私のほうから森川議員の質問にお答えさせていただきます。

町民サービスセンターの勤務につきましては、ローテーションというか、事務分掌につきましては、総務課長の権限があると思いますが、私どものほうでも人数が非常に少なく配置されております。1名が歳出専門で、毎月五・十日の支払いを対応しております。1名につきましては、毎月、毎日入ってきます歳入についての処理をしております。1名ローテーションでサビアのほうに、サビア勤務を命ぜられますと、その業務がストップしてしまうとい

うような恐れもございます。その観点から、今までもローテーションには、出納室は入って
いなかったものだと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私のほうから、ただいまの人事の関係等のご意見もあり
ましたので、お答えさせていただきます。

今までの経緯については、先ほど、住民課長、税務課長からの説明のとおりでございます
が、ただ、こういったご意見、今年度あります。そういったことで、これを改善しようと、
25年度に入りまして、住民課と税務課での打ち合わせを行っております。さらにまた、来週、
もう一度、その打ち合わせを行うつもりでおりますが、ご指摘のように、当然、税務課の業
務もかなりある。また、町民サービスセンターにおいて、税に関する質問も非常に多いとい
うことも伺っております。その場合、やはり、そういった担当する者の知識もやはり必要で
あろうということから、今、協議・調整している最中でございますが、いずれにいたしまし
ても、それに関係する職員、力を合わせていけるような体制を整備していきたいというふう
には考えております。

出納室のご意見ありましたが、確かに、出納ということでお金を扱うということござい
ますが、先ほど、会計管理者からありましたように、出納室においては、職員数が少ないと
いうこともありますので、その辺も配慮した中で検討していく必要がある、そういうように
今、考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議の途中でありますけれども、ここで休憩をいたします。

再開は、午前11時15分といたします。

(午前10時59分)

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時14分)

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議を続けます。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） すみません、答弁の途中なんですけど、時間も当然ございますので、た

だいまから申し上げますところ、各担当課から文書でお答え願えればと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（伊藤囀樹君） 担当からの文書でということですか。

○5番（森川 忠君） もしできたらいただきたいということで、ちょっと時間も、数多くて。それを議長に許可を。

○議長（伊藤囀樹君） 担当課からの文書でということによろしいということ。

○5番（森川 忠君） ただいま申し上げます。まず、鍼灸マッサージの件ですね。それは文書で願います。続いて介護予防生きがいというところも文書で。あと、交通安全設備の件数費用、これ、建設課長、文書で。あと、学習指導と講師の派遣事業、この人数適用基準、対象の学校、こちらも文書で。あとコンピューター関係のリースと、これも数字的なものですから、小学校、中学校、それぞれのコンピューターの賃借、それも文書で願います。それと、最後に図書資料の購入費用もこれも文書で、詳細にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤囀樹君） 森川議員、文書というのは、個人的でしょうか。議会全体でしょうか。

○5番（森川 忠君） できれば全体でお願いしたいと思います。

〔「議長、休憩」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 休憩の声が入りました。許可いたしまして、これより5分間の休憩といたします。

（午前11時16分）

○議長（伊藤囀樹君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午前11時19分）

○議長（伊藤囀樹君） 森川忠議員に伝えます。今般のこの質疑応答でございますので、持ち時間の中での答弁ということでご理解を願いたいと思いますが、よろしいですか。

○5番（森川 忠君） はい。了解しました。

○議長（伊藤囀樹君） それでは、議案審議を続けます。

福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、森川議員から多岐にわたる質疑をいただいております。福祉関係につきまして、ご答弁をさせていただきます。

まず、119ページでございます。社会福祉協議会運営費補助事業でございます。5,023万4,000円、これの、ことし、常任委員会で、人件費が主だにご回答をさせていただきました。それではその関係につきまして、申し上げます。

平成24年度の補助金にかかる人数でございますが、職員が6名でございます。社会福祉協議会の正職員が5名、それと町派遣職員が1名であります。そして、社会福祉協議会の職員の採用基準でございますが、これは特に定めていないということでございます。

それから、平成25年度の予算と比較しましての25年度が減った減額理由でございますが、派遣職員の給与、扶養手当、住居手当及び期末手当を補助金で支出せず、町が直接支出することにしたことでございます。それと、事務費の一部を自主財源により支出したことによる減額でございます。

それから、社会福祉協議会の主な事業でございますが、地域福祉活動の推進、これは、地区社教活動、ボランティア活動等でございます。

それから、福祉サービス利用支援、これは、地域福祉権利擁護事業でございます。

それから、高齢者及び障害者日常生活支援事業、福寿会、紙おむつの支給、配食サービス等でございます。

それから、団体活動の支援、老人クラブ、共同募金等でございます。

それから、介護保険事業、これは、公益事業と申しまして、介護認定調査を実施しているものでございます。

それから、続きまして123ページ、シルバー人材センターの活動支援事業でございます。500万円ほど支出しております。議員、その中で役員報酬について特にとということでございますので、その関係について、ご説明いたします。

役員報酬につきましては、会長が月6万円、副会長が月額で4万円、常務理事、月15万円、それから、理事会の理事としまして、日額報酬で1日当たり2,000円を支給しているということでございます。なお、会長、副会長につきましては、非常勤、常務理事につきましては、常勤でございます。

それで、この報酬の支払いの方式でございますが、これ確認いたしましたところ、各シルバー人材センターの取り扱いというのはさまざまということでございます。決まった方式はないということでございます。ただ、公益社団法人は日当、報酬を支払うことができる。そしてまた、社会福祉法人につきましては支払うことができないという、そういう規定があるようでございます。それにのっかって運用しているということですので回答をいただいております。

す。

続きまして、123ページ、鍼灸マッサージ等、施設利用者助成事業でございます。助成の形態はということでございますが、一月当たり2枚、年間最大24枚の利用券を交付しております。利用1回につきまして1,000円を助成しております、それを超えるものにつきまして、1,000円を超えるものについて自己負担となるような形となっております。

利用者数につきましては、平成24年度交付者数で318名、延べ利用者は1,082名でございます。

利用対象施設につきましては、平成25年3月31日現在の登録施設で39施設であります。これは、町内はもとより、隣の匝瑳市、山武管内、成田のほうまで施設はございます。

続きまして、123ページ、介護予防生きがい活動事業についてでございます。

初めにデイサービス関係であります。

介護予防を図るため、65歳以上の要援護高齢者に日常活動機能チェック、入浴、食事等のサービスを提供するものでございます。65歳以上ということでありまして、介護保険に該当する方は、これには該当いたします。

平成24年度の利用者につきましては、9名、延べ263回でございます。利用料につきましては、1割負担でございます。委託先につきましては、坂田苑、第二松丘園、吉祥苑の3園でございます。

委託料は、1回当たり、基本事業が4,820円、入浴介護が440円、送迎につきましては、片道470円で行っております。

次に、ホームヘルパーの派遣でございますが、生活支援の必要な65歳以上の高齢者の世帯に対しホームヘルパーを派遣し、日常生活の援助、これは、掃除や買い物等でございますが、それを行っております。

平成24年度の利用者が14名、延べ612時間でございます。これにつきましても利用料は1割負担でございます。委託先につきましては、楽天堂でございます。1時間2,350円の料金でお願いをしております。

最後になりますが、125ページ、緊急通報体制等整備事業でございます。

これにつきましては、65歳以上の高齢者のみの世帯、または、1、2級の障害者のみで構成されている世帯で、かつ被保護世帯、または、所得税非課税者で構成する世帯を対象に、自宅の電話に緊急通報装置を設置し、発作等でダイヤルできないときに、緊急ボタンを押すことにより、24時間対応の専門業者につながり、消防署や協力者へ連絡し、迅速な対応を図

るものでございます。

また、緊急連絡がない場合も、定期的な連絡をして安否確認を行うものでございます。平成24年度の利用者は109名、委託料は、1台3,000円、設置費は1万4,490円でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、2点ほど質問をいただいておりますので、お答えをしたいと思います。

まず、交通安全施設等整備事業でございますけれども、まず、工事費のほうの115万9,000円でございますけれども、これは、カーブミラーのほうの新設及び修繕工事でございます。

新規でございますけれども、栗山緑台、北清水関場、これは2カ所でございます。あと木戸台、木戸の白磯の計4地区5カ所を新設で実施しております。これが19万5,500円でございます。

また、管内のほうのカーブミラーのほうの修繕でございますけれども、これは建てかえも含んでおります。これが18基、96万3,700円でございます。

あと、原材料費でございますけれども、これにつきましては、カーブミラーの購入、これは大きさが600のほうは12枚、800のほうは2枚の購入となっております。

続きまして、道路維持事業の町道の草刈り、側溝で処理委託、1,149万9,000円でございますけれども、まず、管内の町道の一、二級を主として、町道延べ75路線、延べ延長10万9,244メートルの町道の路肩の草刈りをシルバーに年間管理で委託しております。これが327万7,000円でございます。

また、その他、俗にスポットと言いますか、苦情というか、要望等があった箇所の町道の草刈り、維持作業を、シルバーのほうにお願いしているわけでございますけれども、これが22件、143万6,000円でございます。合計いたしますとシルバーのほうには471万3,000円となっております。

また、シルバー人材センターのほうで維持作業が非常に困難な場合につきましては、建設業者のほうにお願いをしておりますけれども、これが9件、179万9,000円でございます。あと、ことし1月から2月に雪が降ったわけでございますけれども、この際に塩カル撒きと除雪を町の建設業災害対策協議会のほうに依頼いたしました。その分が78万2,000円でございます。

したがって、維持関係につきましては、合計で729万4,000円となります。

あと、側溝汚泥関係でございます。

これは、1日清掃時に、各地区で清掃した分、持ち込まれた分での処分でございますけれども、これが6月と12月、実施しているわけでございますけれども、これが35立米持ち込まれました。また、町内の12カ所の側溝清掃でございますけれども、これが延べ延長1,252.8メートルを実施いたしました。汚泥のほうとしては、57.5立米の処理を実施したところでございます。

なお、この処分と清掃につきましては、専門業者のほうに委託をいたしました。これが420万5,000円でございます。なお、側溝清掃につきましては、暗渠部分、また、横断箇所、側溝の深い部分、また、排水断面が非常に大きくて個人では対応できないような箇所を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは、教育課から8項目ほど回答させていただきたいと思えます。

まず初めに、山武郡市の広域行政組合、教育組合の関係ですが、この組合につきましては、大きく分けまして、視聴覚教材センターと教育相談センター業務というのがありまして、教育課で担当します教育センターの業務についてご説明をさせていただきたいと思えます。

教育相談センターにつきましては、相談事業と不登校対策の適用教室というものを実施をしております。

まず、相談業務のほうでございますが、幼児、児童、生徒の不登校や学校不適應に対する相談に対応しているもので、交代制で3名の非常勤カウンセラーを配置をしております。これは、成東に設置してあるものでございます。横芝光からは、24年度中、月別の実延べ人数になりますが、107件の相談があったそうでございます。

続きまして、適応指導教室でございますが、これは、管内4カ所設置をしております、横芝光の町民会館にも1教室開設をさせていただいております。横芝光の児童・生徒を中心に8名、24年度中は在籍しておりました。中には、高校進学や学校への復帰を果たした生徒もおりまして、適応指導教室の効果は十分にあるものというふうに考えております。

なお、指導に当たる先生は、教員のOBなど、横芝光の教室にあっては3名の先生が交代で勤務をされております。

続きまして、日本スポーツ振興センター負担金についてご説明をいたしますが、この負担

金につきましては、学校管理下における負傷、疾病等に対する保険制度のようなものでございまして、保護者と学校設置者、要は町でございまして、ともに掛金を負担するというところで、一人当たり基本は945円という額で、保護者の負担を原則460円、頂戴をして負担をしているものでございます。負担金のご質問でございますので、支給に関する説明は、省略をさせていただきます。

続いて、学校施設整備基金の積立金でございますが、学校施設整備基金につきましては、学校施設などの整備に資するための基金事業でございます。この積立金は、27万8,000円でございますが、基金条例の規定によりまして24年度中に発生いたしました利息を原資に積み立てをしたものでございます。

続きまして、学習指導等配置事業でございます。

これにつきましては、介助員のところをまず説明いたしますが、児童・生徒のうちで特別な教育的介助、または、教育的支援を要する児童・生徒のために配置をするものでございまして、24年度中の配置実績は、横芝小3名、上堺小2名、大総小1名、東陽小2名、日吉小1名、光中1名の計10名でございます。

あわせて学習支援補助講師のことでございますが、これにつきましては、複式学級の解消、それと、少人数指導、ティームティーチングのための補助講師を配置するものでありまして、24年度の配置実績は、日吉小1名、光中1名、計2名でございました。

続いて、東陽小の運動場の関係の追加工事に対するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、安全対策工事につきましては、体育館の完成後にいろいろな方面の方からのご意見によりまして、体育館内の体育活動中の児童の安全対策といたしまして、ホームパット19枚、コーナerpット2本を設置したものでございます。

そのほか、安全対策の追加工事、法面保護工事等がございますが、これにつきましては、東陽小、ご存じのように段差もあるところでございますので、法面保護等の安全対策をするということでございます。

新設後の追加工事とはいかがなものかということでございますが、私も新設後の追加工事につきましては、確かに余りよいものではないという認識ではおりますが、いろいろな方面からのご意見もいただきまして、児童の安全を最優先に考え、追加の工事を実施したものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続いて、小学校の情報教育の賃借料についてお答えをさせていただきます。

小学校全体で320台の端末、パソコンを設置をさせていただきました。そのうちの79台は、21

年度事業で購入をしたものでございます。それ以外がこの賃借料にかかわるものでございまして、うち223台が24年10月末、18台が25年1月31日満期にしたリース契約でございまして、その後につきましては、再リース、または再々リースによりまして、いずれもリース期間のエンドポイントを一緒にしたいというスケールメリットを狙って一括更新をしたいということで、再リース、再々リースの契約を使いまして、25年度中の更新に備えたものでございます。25年度夏休み中には更新事業を実施しておりました。

続いて、251ページの中学校の施設維持管理事業の消火器の購入ですが、これにつきましては、安価なリースと購入、安価なということをあえて言いますが、60万円台の契約でございましたので、購入のほうを選択をさせていただきまして、光中学校、更新時期を迎えました37本を更新購入をしたものでございます。

続いて、255ページになります。

中学校の情報教育賃借料でございますが、考え方は小学校と同じでございまして、中学校全体で140台のパソコンを24年度中に設置をしておりました。うち、11台が21年度購入の備品でございます。残り129台がリース契約、要は賃借料の関係となります。さらにそのうちの横芝中学校の57台につきましては、横芝中21年度完成のときにパソコンを更新してございますので、まだリース期間中ということで、これは、26年2月28日まで、期間が残っております。

今回、同じく小学校にあわせまして更新をいたしますのは、光中学校、24年度中に満期を迎えたものは再リース、再々リースによりまして本年7月まで引き延ばしをし、小学校の更新時期にあわせて、光中学校分を更新しようとしてリースを使ってきたものでございます。

いずれにしても小学校、中学校ともに再リース、再々リース契約を使いまして、なるべく、リース期間の満了時期を合わせ、スケールメリットを狙っていきたくております。将来的には、光中、横芝中、あわせて更新という時期も迎えられるというふうに調整をしていきたくて思います。

なお、小学校、中学校ともに更新時期を迎えました際には、リースまたは購入というところも財政状況も加味いたしまして、検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） それでは、私のほうからは決算書の263ページ、中段から若干下の19節、視聴覚事業でありますけれども、まず、山武郡市行政組合については、組合の

中で、視聴覚ライブラリー事業というものを実施してございます。この内容については、学校教育や公民館、それから、家庭教育学級等の、主に社会教育事業に関する視聴覚教材、視聴覚教材というのは、DVDやCD、それから、16ミリのフィルムなどでございますが、それらを教育現場の必要に応じて貸し出しを実施しているものであります。それに対する負担金でございます。

それから、次に、決算書の273ページの最上段になります。文化の森公園用地賃借料のご質問でございましたが、まず、賃借の相手方の総数でございますが、全部で10名でございます。それから、契約の単価でございますが、500円でございます。それから、年数、契約年数でございますけれども、これは30年です。満期については、平成33年の3月31日で契約満了となります。

それから、次に、この下の17節の公有財産購入費、土地購入費でございますけれども、契約の相手方については1名でございます。それから、坪数ということでございますけれども、平米数で1,500平米になります。それから、単価ということでございましたが、平米当たり9,840円でございます。これ、当然、建物の底地部分の用地でございます。現在、公園用地でございますので、宅地並みということで課税させていただきます。不動産鑑定をかけた上で9,840円での購入になってございます。

それから、決算書の275ページ、中段から若干下でございますけれども、図書資料の購入事業でございますが、まず、採択の選定基準ということでございましたが、これについては、町単独で資料の収集方針ということで、方針を定めて実施をしてございます。

それから、総数とジャンルということでありましたが、総数については、全部で1万1,092点でございます。内訳については、一般資料が7,663冊、児童資料が2,929冊、その他図書が277冊、視聴覚資料ということで223点でございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 監査委員。

○監査委員（高橋俊夫君） 森川議員のご質問にお答えいたします。

財政の、非常に厳しい環境下にありますもので、補助金、助成金等については、常々、効率、効果等を考慮され、慢性的にならないよう対応されるよう指摘しているところでございます。

シルバー人材センターについてもその一環であります。

この先については、高齢者の生きがい対策として、現状では大変重要な施策であると思っ

ているところです。

それから、この監査につきましては、地方自治法199条の第7項に基づきまして財政援助団体にかかわる監査ということで、監査を実施しておるところでございます。このシルバー人材センターについても18年11月、19年11月、20年12月、21年11月と実施して、それぞれ報告をしてございます。

なお、人員構成、あるいは役員の報酬等については、担当課長より先ほどご報告がありましたので省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしゅうございましょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 本当にありがとうございました。

まず、最初にお尋ねしましたサビア内のサービスセンターは、町民からすると、町長にぜひお考えいただきたいことは、横芝地区の人は、あのサービスセンターの位置づけというのは、ただ、諸証明、公金を納めるというものだけではないんですね。あえて言わせていただきますと町民サービスセンター、役場の出張所的な意味合いで行く方が多いんですよ。多分、住民課長もそうですが、さまざまな質問とか、お尋ねとかお願いとかが多分、あろうかと思えますね。

そのときに、例えば、税金は、これは何ですかと聞かれた場合に、住民課では、というときもあろうかと思えます。ぜひ、人員の配置、3億7,100万という大金を扱って、確かに、警備が、サビアにいらっしゃる、そして、大きな金庫があるとも聞きました。金庫は、金曜日ですと、金、土、日、私は場所を知っていますから、万が一のことがあるとあれですけど、本当に大変なことになりますので、その辺のことも重々意識された人員の配置、出納も人がいなければ、どこかうまく振り分けるとか、そういう工夫を総務課長ともどもよろしく願いしたいと思えます。

続いて、社会福祉協議会の運営補助事業ですが、確かに人件費がかなり、私もいろいろ調べた中でも類似団体から比べて非常に多いというのがわかります。それは一般的な半官半民と言いましょうか、公務員に属するというような企業体系なんですね。

ちなみにいろいろなところがありまして、NPO法人にお任せする部分、または、臨時職員にとか、いろいろな形態がありますけれども、当町はしっかりと職員5名体制プラス出向、出向か転籍かわかりませんが、役場の課長職が行っているということで、その辺も補助金という、先ほど、監査がお答えいただきましたけれども、補助金ていうと、なかなか、一括で

差し上げて中身を精査できなくはないんですけども、今は、法人の形態もかわりまして、情報公開というのがありまして、必ずホームページで書かなければいけないということで、私もとりましたけれども、そういう意味で、社福もそう、シルバー人材もそうですが、適正な運営を願えればありがたいなと思っております。

本当に高齢者とか福祉というのは、ありがたいことなんですけど、ある意味、そこに踏み込めないというのも事実があります。

町長初め執行部の皆様方には、開かれたまちづくりのためには、一步踏み込んで、しっかりと精査、検討していただきたい、このように思っています。

鍼灸は、その辺は数字的なものをお聞きしました。

それと、教育関係になりますけれども、教育課長お答えいただいた、やっぱり、新設後の追加工事というのは、どうもイメージ的に、やはり、その事前に設計とかの段階で、先生方、保護者、その辺も一緒になりまして、よく、本当にいい体育館をつくりたいということであれば、使う側、その意見をよく聞いて、設計だけではなくて、実際に使う人たちの身になって設計もかかわっていただきたい、そのようにお願いをいたします。

コンピューターのリースに関しましては、確かに以前から他の議員からも指摘がありましたように、このような高額を経年的にという問題がありましたので、一旦締めて、コンピューターの場合は、特にいろいろなOSが変わったりすることがありますので、難しい問題もあろうかと思いますが、リースというものの意味合いをよくお考えいただいて、今後も採用すべきは採用すべき、購入は購入というような、きちっとすみ分けをお願いしたいと思えます。

消火器購入は、光中は37本、今度はお買いになったということですが、あとは、AEDも私は言いたいんですけど、あれもリース、確かにリースというのは楽なんですよね。業者に全部任せればいい。ただ、管理をしながらチェックをするというのも、役場の仕事でもあろうかと思えますので、その辺は、余りほかに委託とかリースとかということではなくて、このように中学校に消火器を買ったというのは、非常に評価させていただきます。よろしく願いします。

あと、社文課長、先ほど、山武行政組合の視聴覚事業ですね、これは、ライブラリー、学校教育、あとでわかれば何本か、数を教えてください。320万で自治体が幾つですか。

実は、私、この会議、一度、参画という、出席したことがありまして、非常に貴重なビデオを見させていただいて、その採択について参加させていただきましたけれども、ちょっと

この金額が、各自治体、山武郡市が負担してますと、うん千万ですよ。これがどうかというのも、ちょっと頭のすみに、教育長も含めてですね、この視聴覚はちょっとどうなのかなというような、私個人的には思っています。

続いて、文化の森公園、30年契約で、平米500円で契約して光文化の森公園、もともと全部、というか大半が賃借だったと聞いておりますが、土地購入に当たっては、ある意味、こちらからのお願いではなくて、地主さんからのあれかと思いますが、その辺も町長、やっぱり、そのタイミングを見て、できれば購入に向けて願えればと思います。

平成33年までは賃借契約があるということで、このままで進むしかないということかと思えます。

最後に図書資料の購入事業、先ほど、課長、採択に当たって町の方針、それでは、そのメンバーの内容、1万1千何百冊という、かなりの数ですが、これには、町民の希望とかそういうのは入らず、どのような形態でやっているのか。

2回目の質問ですと、お答え願いたいのは、まず、教育長に視聴覚についての感想、それと社文の課長に図書購入のメンバーとか町民の意志が入っているか。町長に、最後にサビア内の形態、あり方について、今後、どのような感想かお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 山武郡市の行政組合の負担金についての視聴覚事業についてということで、教育長の見解をということなんですが、確かに、320万があるわけですけども、それにつきましては、職員が3名ほどおります。その中に人件費等が含まれておりますので、実質は、今、資料が手元になくて申しわけないんですけども、半額以下になるだろうというふうに思います。ですので、その半額程度の中で山武郡市、全ての市町村の学校教育、社会教育含んで諸事業をやっているというところがございます。

森川議員がその会議に出たことがあるという話なんですけれども、いろいろな意味で改善を加えて現在進んでいるということについては、ご理解いただければありがたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 初めに、先ほどの視聴覚事業の実績がわかればということでしたので、私のほうからその24年度の実績を申し上げます。

まず、学校教育の関係では、貸し出しの本数が42本でございました。それから、総上映回数ですが、50回、それから、総視聴者数でございますけれども、1,216名がビデオ、DVD

の実績でございます。

なお、16ミリフィルムのほうについての貸し出し実績はございませんでした。

それから、図書館の資料収集方針の中の住民等が加わっているのかというご質問だったと思いますが、収集方針については、図書館法の第3条に基づきまして、町独自で内容を検討して作成したものでございます。平成6年の11月に策定をしまして現在に至っておるわけですが、特に、作成に当たっては、住民等の意見を反映したものではございません。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 森川議員のサビアの町民サービスセンターの件でございますが、開設当初、最初、税務課と住民課と一緒にやっていたわけでありませけれども、諸般の事情というか、流れの中で、住民課が主幹になっておりました。

ただ、それがここに来て、いろいろと住民課単独での運用といいましようか、業務が非常に、人的、マンパワー的にも厳しくなっている状況もございませ。

そうした中ではございませが、4月1日当時の人事異動の中で、住民課に町民サービスセンターを任せるといふ人事配置の中で進ませて、4月1日当初、進ませていただいた関係で、今すぐ税務課から、やっぱり理想的には税務課から1名、また、住民課から1名というのが理想的ではあるかと考えております。今後、次の人事も含めて、慎重にそれを勘案しながらの人事構成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は、午後1時ちょうどといたします。

（午前11時57分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時59分）

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議を続けます。

齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ちょっと質問させていただきます。

平成24年度の決算資料の6ページ、行で8と9、防犯灯関係、電気代は何基分なのか、ち

よっと教えていただきたい。あと9行、設置工事の台数等、教えていただければと思います。

それで、飛びます、23ページの6行、町営住宅事務費、長寿命計画委託料、何とか委託料という形の詳細を教えていただければと思います。

あと、飛んで申しわけないですけども、7ページの7、8行の民家防音工事の維持管理の助成の部分と、8行目の防音工事の件数の詳細と、あと条件等、わかれば教えていただければと思います。

前後して、24ページ、防火水槽設置事業、説明に設置事業で防火水槽撤去工事、この詳細を説明していただければ。設置事業と撤去工事、この理由を説明していただきたいと思います。

あと、最後に1点、決算書の163ページ、4款1項6目、水質検査委託料、これはどういう形で何の水質を調べて、どういう形の事業内容を教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤園樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、先ほどご質問ありました防犯灯の電気料の台数ということでご質問があったと思いますが、すみません、ちょっと今、台数を確認しますので。とりあえず設置工事のほうは、LEDの8ワットのが39基、それから17ワットのが1基でございます。

それと、あと防火水槽の設置事業という事業名で防火水槽の撤去工事ということでございますが、これ、この事業科目のところが設置事業となっておりますが、24年度は、設置はございませんで、撤去が2カ所ございました。母子で1カ所、横芝地区で1カ所という2カ所の撤去、これは地元からのご要望がありまして、民地に建ってございましたので、その撤去を行っております。

それと、あと決算書のほうの163ページの水質検査の委託料、こちらにつきましては、昔、旧横芝のときに中台に要は処分場を町が持っておりましたが、そこは閉鎖はしたんですが、継続的にその近辺の井戸水の汚染がないかどうかの調査を行っております。それが1点と、もう一つが、県からの委託事業で中台地区での硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の検査を行っております。この2つの契約がここに掲載してございます。

戻らせていただきまして、決算資料のほうの防犯灯の電気料金、何台かということでございますが、これにつきましては、町が管理しております防犯灯の分ということになりますので、1,757台ということになると思います。

以上でございます。

〔「電気代」と言う人あり〕

○環境防災課長（堀越健一君） 電気料金ですか、電気料金はここにございます1,092万8,000円。

〔「何基分か」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） それが今言ったばかりです。

○環境防災課長（堀越健一君） 1,757台分で。

〔「いや、防犯の電気代だよ、工事設置台数は1,757台……」

と言う人あり〕

○環境防災課長（堀越健一君） いや、工事の設置は最初にご回答しましたLEDで8ワットが39基と17ワットが1基でございます。

〔「そうか、そうか。失礼、はい、わかりました。40基ね」

と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、私のほうからご質問の民家防音工事の空調施設維持管理補助事業の件につきましてご回答申し上げます。

7ページの決算附属資料、行数でいうと7行目になりますか、決算額2,283万円でございますが、説明欄に記載してありますように、件数としては24年度、472件ございました。

この内容につきましては、Aランに関係する第1種騒音区域、中台、遠山、姥山、牛熊等ございますが、第1種騒音区域及び谷間区域、隣接区域の中から既に実施いたしました空調機の電気代相当分、これは世帯の数等に応じまして設置台数も異なっているわけでございますが、年額といたしまして、少ないもので1万5,000円、最大年間8万円を上限にいたしまして、空調機の電気代相当分の経費の補助を行っているわけでございます。

ちなみに、平成23年度、1年前は、件数といたしましては473件ございましたので、件数的にはほとんど変わらないということでございます。

その下の8行目の空調機の更新、再更新につきましては、これは区域といたしましては、準谷間区域という区域になりますが、ここに記載いたしましたように9件の内訳といたしましては、牛熊が3件、木戸台が3件、取立が3件でございます。9件の実績がございました。これにつきましては、同じように意味合いといたしましては区域が異なるだけで、空調機の更新、あるいは再更新に係る費用の助成を補助率95%、本人負担5%で行っているという、そういう内容になります。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは私のほうから、1点ご質問いただいておりますので、お答えをいたします。

23ページの6行目のほうの町営住宅事務費でございますけれども、これは現在、栗山の49戸、小田部に45戸、古川に1戸、計95戸の町営住宅があるわけでございますけれども、この分の予防保全的な維持管理を計画的に実施するために、今回この計画を行ったものでございます。

この計画を行いませんと、今後、町営住宅を修繕等行う場合、国の交付金が受けられないということで実施したものでございます。

以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） よくわかりました。前後してあれですね。

防音工事の関係で詳細説明していただいたんですけれども、民家防音の条件として、第1種谷間地域というふうに限られているんですけれども、もう7と8を考えますと、それと空調の更新事業は牛熊、木戸台、取立、鳥喰なんかはどうなんですか。鳥喰下、あれも谷間地域なんですけれども、その辺もちょっともう一度、ご説明お願いします。

あと、今、町営住宅事務費ということで163万8,000円で95カ所、これ、もう大分老朽化していますので、これだけコストをかける、49ページにもこの都市建設課所管の町営住宅使用料とかと載ってますけれども、民間に払い下げたり、あるいは戸建ての場合は旧古川との形のように民間に払い下げたり、あるいは長屋的、1戸建てになって集合住宅になっているのはそうはいかないと思うんですけれども、そういったコストの面でこれからもう少し研究される余地があるんじゃないでしょうかねと思うんですけれども、その辺をもう一回、再考、確認させていただきます。

あと、24ページの防火水槽の設置、設置って、防火水槽を設置するのは町のインフラで一朝有事の初期消火で一番大切なことなんですけれども、この項目にわかるような、わからないような、もちろん壊すことも老朽化すればあるんでしょうけれども、壊す基準というのはどんなものなんでしょうか。せっかく町でお金をかけて防火槽をつくって40トン、私の庭にもつくらせてもらいましたけれども、個人のあれですから必要なければ撤去してくださいとか、すぐ町は撤去してもらえますんですが、その点、ちょっとお伺いします。

あと、決算書の水質調査、硝酸と亜硝酸、この辺がちょっとよくわからないんですけども、毎回中台の井戸、特別にスポットを当てて何か水質調査を委託されているんですけども、どういう理由で何で、何で中台の部分だけ硝酸、亜硝酸というのを調べなければならないのかという根拠をちょっと教えていただきたいと思います。

大変さっきは失礼しました。防犯での基って、電気が1基、2基の基って、私は聞き間違えて、前期、後期の分だと勘違いして大変失礼しました。LEDの39灯、ワット数で違うやつが1つ、わかりました。設置本数は1,757台、理解できました。

じゃ、もう一回、その部分を担当のほうからお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 齋藤議員ご質問の民家防音家屋空調施設維持管理補助事業でございます。先ほど472件、その前年と件数的にはほぼ変わりございませんが、この詳細について、再度ご説明させていただきます。

対象となるエリアでございますが、第1種区域、これは先ほど申し上げました中台、遠山、姥山初めとするA滑走路の第1種騒音区域に指定されている区域でございます。それと、準谷間区域といいまして、本来、この準谷間という言い方なんですけど、当町はご承知のようにA滑走路にのみに係る第1種騒音区域がございます。成田ですとか芝山ですとかB滑走路に係る同じく第1種騒音区域もございます。その第1種騒音区域に挟まれた区域のことを通常谷間区域というふうに呼んでおります。

当町においては、Bランに係る第1種区域がございませんので、成田、芝山等の位置関係からその谷間区域に準ずる地区ということで、当横芝光町においては、準谷間地区と呼んでいます。具体的には牛熊の一部ですとか長倉、取立等入ります。それと、隣接地区というのは、鳥喰の沼が入ります。

こういった地区がそれぞれ空調・防音工事を施工するに当たり、当然、空調機の整備も行っているわけですが、第1種区域、準谷間区域、隣接地区、それぞれその防音工事の補助元がNAAであったり、あるいは空港の共生財団であったり町であったりの違いはございますが、その設置した空調機の維持管理、具体的には電気代に相当する分でございますが、先ほど1万5,000円から8万円という全体をひっくるめて申し上げましたが、詳細に申し上げますと、第1種区域あるいは谷間区域、隣接地区、それぞれ同じ設置台数であっても、地区の騒音の度合いの違いによりまして額が違ってまいります。

例えば第1種区域で申し上げますと、1台しか設置してないお宅であっても、年額は5万

円補助いたします。2台が7万円、3台以上が、先ほど申しあげました最高の額である8万円でございます。同じ3台以上ありましても、第1種区域は今申しあげましたように8万円ですが、準谷間区域になりますと、それが3万5,000円に、隣接地域になると2万円にということで、地域の騒音の度合いによって、同じ台数でも空調の補助額が違ってくるといふ差はございますが、こういったものを合計いたしまして472件、決算額といたしまして昨年度2,283万円の事業を行ったという、そういうことでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、町営住宅の件でございますけれども、先ほど説明したように、全部で95戸あるわけでございますけれども、そのうちの小田部45戸と栗山のほうの30戸、全部で74戸は5棟続きの長屋式でございます。そのようなことで、払い下げはかなり難しいだろうというふうに思っております。

そうしますと、あと残りのほうの栗山のほうの19戸、それと古川のほうの1戸、これは戸建て住宅でございますので、ただ、かなり今言われたように40年以上も経過しているということでございますので、そういう点では、確かにいろいろと今後、そういう払い下げ等も当然考えなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私のほうからは防火水槽の撤去の基準ということで、撤去するための基準というのは実際にはございません。昨年も、ことしも1カ所ご要望がございまして、今現在、撤去の工事を行っております。

そのときにどういう判断をするかと申し上げますと、基本的には、その近隣の中に防火水槽あるいは消火栓があるかどうかということで、火災のときの対応が可能かどうかという基準でさせていただいております。それを壊した場合に何もかわるものがないという場合には、地区のほうにお願いしながら、かわる施設をつくりながらということになると思っております。

もう一点、中台だけをどうして抽出して調査するのかという、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素なんです、実は町内では、中台だけではなくて、宝米ですとか昔から山の上で農業を営まれているところでは使われている化学肥料、あるいは堆肥、そういったもので窒素が多く含まれておりますので、それが地下水に浸透していったら、硝酸性の窒素を含む水ですとか、そ

ういったものがどうしても出てしまいます。それがある程度濃度を超しますと、体の中に入って硝酸性窒素が亜硝酸性窒素に分解される、そうしますと健康被害が出るというようなことで、水道事業法の中でも濃度が規定されておりまして、それに基づいて県が、そういう町内で何カ所かあるんですが、その中で中台を抽出して2カ年継続で今調査をしているという状況でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そうですか、じゃ、もう一回、よく理解できてきましたので、少しちょっとあれなんですけれども、今初めて見識を新たにしたんですけれども、AランとBランの間が谷間というふうに私思ってたんですけれども、横芝もBランはその数ではないというような話で、私もびっくりしたんですけれども、芝山等のBランの部分と対象してAラン、Bランという形で、そうすると必然的に鳥喰の一部、新鳥喰下地先もですけれども、沼、あるいは中台とか、特別な地域になってしまいますね。

できれば、Aラン、Bランの横芝のほうも実際には、先ほども同僚議員と話したんですけれども、台風があけて空港があれしたときに初めて見たんですけれども、海のほうには7機も8機も飛んでいるから、うちのほうも初めて5機、空で目視で確認して、いつもは最大マックス3機なのに、そんな状態で30万機の部分で芝山等のAラン、Bランじゃなくて、横芝等の形でぜひ、エリアをもう一回、考え直していただければなというふうに思いました。

あと、町営住宅、なるほど74戸の今、都市建設課長ですか、長屋では物理的になかなか無理ですよ、どうですかという形に個人、個人にあれするのは。

それにしましても、古川1カ所と栗山の19カ所については、もうそろそろ、私どもが随分若いときに建てたように記憶しておりますので、もうそろそろ払い下げる時期に来て、維持管理してこの49ページの収入を見る限りでは、そのほうが費用対効果の面では十分、当町としても、あるいは今お住まいになっている方も、両方ともメリットがあるんじゃないかなというような、この決算書からお伺いすることができました。

あと、もう一つ、防火水槽、これ、先人のほうも含めていろいろな形で、今、防火水槽と今、設置基準、設置は地域の要望でという形ですけれども、壊すのは40トンのやつをつくって二、三年で状況が変わったからいいという形で、明確な廃棄するとかあれする形は、ほとんど私有財産の中に建ってますので、ないという形ですけれども、ぜひこの前の、2年前に質問もしているんですけれども、今、防火水槽は公的な土地に建たなくて、個人の土地に建って、町としては、お金は借地代として部に払っているんでしょうけれども、貸借関係を結

んでおりませんので、そのあれをもう一回、できれば見直してもらって、ただ単に必要なのあったものを建てて、今度、お金をかけてまた壊すんじゃ、せっかく防火水槽をつくった意味がありませんので、できればそういうものを町がきちんと管理して、その地主さんと貸借関係を結んでいただいて、固定資産評価がえのときにまたそれを見直すとかという形の契約を最低でもして、安心・安全なまちづくりの基本に、もう一回返って取り組んでいただければなという形で理解しました。

あと、そうですか、中台の水質検査は、中台に限らずそういう形で硝酸、亜硝酸という部分で健康を大切にす意味合いで調査されているということですね。今後ともひとつ、そういう形で、飲料水は健康の基本だというふうに考えてますので、ぜひ、力を入れていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（伊藤園樹君） ほかにございませんか。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） まず最初に、実績報告書のほうから質問させていただきます。

20ページのサケの稚魚放流事業、毎年このような形で事業を実施しているんですがございますけれども、この事業の内容と成果とといいますか、栗山川がサケの遡上の南限だということで、町も力を入れて、合併前も当然ですけども、この放流事業をやっております。観光資源としても十分生かせるものであろうと、このようにも考えております。この事業の内容と成果についてお尋ねをいたします。

それから、消費生活相談窓口事業、大分決算額のほうも前年対比で大きくなってきております。このようなご時世ですので、相談内容も大分ふえてきていると思います。事業の増加に対してどのようなことなのか、この辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、22ページの直営舗装事業、地元直営工事の部分もありますけれども、大分事業費が昨年と比べてみると大分少なくなっています。これは、財政的なものなのかどうか、要望に対しての採択の割合、これがどのぐらいになっているのか。

また、この事業は、事業をやっていく、要望して、もし採択をされた場合に、地元のほうで残土処分だとかこのような条件が伴うものである、こういうものも何か障害になってきているんじゃないかなというふうにも考えられますので、その辺の再検討も必要ではないかと、このように思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、28ページのB&G海洋センターの監視業務委託料です。大分委託料が7月、8月

と2カ月に限られてはいるんですけれども、大分委託料が高くなっております。この委託料がどのように決定されておるのか、その辺の経緯の説明をお願いいたします。

今度は、決算書の173ページ、農業振興費、大分不用額が多くなってきております。積算等の関係もあったかと思えますけれども、町の農業振興策にとって影響はないのかどうなのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、199ページからの道路新設改良費、非常に不用額が多くなっておりますし、繰越明許費のほうも大分大きいということで、道路事業は計画段階でいろいろと効果というものを見越した中で計画を組んでおると思えます。計画がおくれてきますと、ある面、町の発展のためにも産業振興だとかいろいろな面にも影響が出てくる、計画どおりに進んでいかない、このようなことがあろうかと思えます。また、長期化すると、建設費用等にも大きな影響が出てくる。これから特にそういうような形で影響が出てくるんじゃないかと、そういう心配もされるわけでございます。計画に対しておくられている事情、そのような説明を求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 若梅議員からの、まずサケの稚魚の放流事業でございますけれども、ご案内のようにこれにつきましては、合併前から横芝町、光町が合同でやっていたものでありますが、当初は水産資源にならないかということから始まったのかなと思えますが、現在のところ平成24年では、この224万3,000円あるわけなんです、この大部分につきましては、稚魚を育てていただくことで栗山漁協のほうに委託をお願いしている分でございます。

これは、町内の小中学校、あるいは高校はもとより香取から芝山、多古、この辺で協議会を結んでおりますので、各小学生の皆さん等にも地域で放流事業をしていただいておりますので、サケの南限ということのほか、この栗山川のPRには大変事業効果があると思っています。

しかしながら、18万匹を全て放流いたしますけれども、年々この回帰率は少なくなってきて、今では昨年ベースで、ちょっと300台のサケが帰ってきたということになっておりますが、非常に貴重なものでございますので、これらについては、今後、また事業もさらにいろいろ見直しをしながら、地域の子供、あるいはお年寄りの皆さんにも喜んでいただけるような放流事業を展開したいというふう考えています。

それから、消費者生活相談でありますがおかげさまをもちまして、かなり相談者も多くなっております。その中で金額がふえた理由につきましては、県のほうからの補助もかなり認めていただいた部分がありまして、一時、なくなったようなものも復活をしたということで、この事業についてはかなり予算がつかしました。そういった関係で、多いのは印刷製本費ということで、これは啓発のチラシの関係等を平成24年は重点的に行ったことから、かなり金額が多くなっているものでございます。

利用者の皆様には、大変細かな点までいろいろと消費生活に携わること全て、いろいろと来ていただいておりますので、大変これについては、町民の皆さんに喜んでいただいているということでございます。

ちなみに、じゃ、どのくらい来たかといいますと、いろいろと調べますと、相談員による件数は年間で154件、それから司法書士による土曜日にやっております相談につきましては34人ほど来ておりますので、それを報告させていただきます。

それから、決算書のほうの173ページの農業振興費の不用でございませけれども、これは負担金等が減ったり、事業的なものを縮小したわけではございませんので、確定によるものが減ったという中から不用が入っておりますけれども、これについては、心配はしているところではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤罔樹君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、若梅喜作議員よりご質問の、まず直営舗装事業についてお答えをいたします。

まず、昨年度実施した状況でございませけれども、コンクリート舗装では木戸台、中台、小田部、この3地区で338メートル実施しております。アスファルト舗装につきましては、二又、小川台、芝崎、西高野の4地区で約870メートル実施したところでございます。

この直営舗装につきましては、前年度から各地区から要望をいただいて、それでこちらのほうでいろいろと現場等見ながら対応しているわけでございますけれども、これ、若梅喜作議員のほうから、当初予算のときにもたしかご質問いただいたと思うんですけれども、いわゆる25年度予算も大分減らしたわけでございますけれども、24年度も結果的には23年度と比べると、かなり減っていると思います。ただ、現場のほうの状況を見ますと、1つには、これはやはりやらなくてもいいんじゃないかというような場所もございませし、あと、基本的には、要望が上がっても、一応隔年でお願ひしている状況でございませ。

それとあと、現場のほうを見て、いざやろうとしましても、例えばいろんな用地の問題、

また地区のほうで引き継ぎがなくて、やろうとしたら、いや、ここはやらなくてもいいよとか、そういういろいろな問題もございました。

また、比較的地区の偏りといいますか、出してくるところは毎年、結構数多く出してくるところがあります。ただ、出してこない地区はほとんど終わったのかどうかわかりませんが、そういう出さない地区もございます。

そのようなことで、やはりこれまで見ますと、地区的な偏り、またそういう余り必要じゃないといったら変な言い方ですけども、そういうところがありまして、それとある程度、同類事業にどうしても振り向きたいというふうなそういう状況もございまして、ある程度、直営舗装のほうは、今年度もそうですけれども、絞らせていただいたという状況でございます。

結果的には、平成24年度はこのような形になってしまったところでございます。

それと、あと、残土のほうの関係でございましてけれども、残土のほうの問題につきましては、私も長年、直営舗装のほうの関係を見てみますと、残土の問題については私も栗山でございましてけれども、栗山ぐらいで、あとの地区は残土の問題はほとんど生じてなかったような記憶をしております。

そういう残土の問題が出た場合は、その都度、いろいろと地元の方や関係者と十分協議しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それと、あともう一点、非常に不用額が多くて事業のほうのおくれというような、そういうご質問でございましてけれども、確かに我々もいろいろと事業を進めていく中で、一番大きなネックは用地交渉というか、用地の取得でございまして。

やはり用地の取得ができませんと、特に今現在、町のほうで進めております幹線町道の改良事業についてはできないような状況でございまして。また、特に長塚、北清水のほうのルートの方につきましては、バイパスになるということで、用地のほうは現在7割ぐらい進んでいるわけですが、ただ、実際には用地のほうの取得が飛び飛びでございまして。そのようなところで工事もできないという状況でございまして。

それとあと、用地のほうもなるべくいろいろと通ってお願いしているわけですが、やはり地権者の方、いろいろと要求はさまざまでございまして。当然町のほうでのめるものとのめないものがいろいろあるわけですが、そういう調整等も非常に時間がかかるような状況でございまして。

また、そういうことでやはり用地の取得ができないと工事もできない、いろんなそういう

委託作業とか、そういう作業も関連してできないというようなことであるわけでございますけれども、現在の予定では、当初、今年度終了を予定しております縦のほうのⅡ-12号線、これは栗山のほうの中央道路といいますけれどもその路線と、あともう一つ、Ⅰ-12号線、これは栗山のほうの住吉沢の県道に出る路線でございますけれども、こちらのほうは一応25年度で用地のほうの取得もほぼめどがついてきまして、何とか終わるだろうというふうに思います。

ただ、縦の線のⅡ-10号線、一部ちょっと残っておるんですけども、そちらのほうは用地のほうのめどは、現在のところちょっと立ってないような状況だと思います。

いずれにしても、確かに不用額、本当にゼロになればいいわけですが、いろいろとそういうことがございまして、なかなか削減というのはいまいち厳しいような状況でございますけれども、今後ともなるべくなくすような努力をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 若梅議員からのご質問の決算資料のほうの28ページの下段になります、B&G海洋センター運営事業の監視業務委託料、これについてのご質問ですが、まず、当町についてはプールが、光しおさい公園と横芝B&Gの2カ所ございまして、ここで言っているのは横芝B&G海洋センター、季節型のプールでございます。委託先につきましては、光しおさい公園B&Gプールのほうで今やっていますフクシ・エンタープライズが委託業者でございます。

その業務内容でございますが、まず、開始前の水質検査、あるいはプールサイドの清掃、これに始まりまして、主なものについては遊泳時間中の監視業務が主でございます。

ふえた要因としては、より利用者の安全を図るという意味で、1名増員を24年度はしてございます。それに伴う金額の増加でございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 説明をいただきまして、ありがとうございました。

道路関係、いろいろ質問させていただきましたけれども、難しい問題、確かにあろうかと思えます。しかし、この建設費、あるいはこれが完成したときの効果、こういうもの考えたときに、やはりなるべく早く完成をさせる。多分経費も大分違ってくるんじゃないか、こ

ういうことも考えられます。

ぜひ、ひとつ、大変な問題もあろうかと思しますので、積極的に取り組んでいただきたい、このようなことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 9日、10日、11日と議会の決算調査に参加し、また傍聴したわけですが、ございますけれども、そこで大体回答というのは伺っているわけですが、改めて1つ、当局の考えを伺いたいと思います。

5ページの広報よこしばひかり、これ、金額的なものは43万2,000円とそんなに大きい金額ではありませんけれども、一般的には回覧で各行政区のほうで回していることがコミュニティにもつながり、また安否にもつながり、いろんな意味で有効的な事業だというふうに私もふだんから思っているところでありまして、やはり年々、窓口から直接郵送していただく人がふえているということで、いかななものかなというふうに危惧しているところがございますので、当局のご見解を改めて伺いたいと思います。

同じく5ページの、これは申し上げるのをどうしようかすごく悩んだんですけども、5ページの6行の町ホームページ、実は、町ホームページをグーグルで開きますと、本当に故齊藤隆前町長のことが出てくるわけなんです。

やはり忘れてはいけない、本当に頑張られた町長であります。しかし、町の顔でもありません表紙ですので、ここのところは、やはりそういうことは心の中にとどめて、出ちゃうということがどうしてなんだか、執行部のほうでわかれば教えていただきたいと思います。

それと、先ほどから質問が出てます6ページ、一番下のほうの防犯灯なんですけれども、LEDの町の設置目標と、現在の設置率、決算の段階で結構ですので教えてください。

それと、7ページ、11行目、空港シャトルバス、これ、ぜひご意見等、また要望等をしていただきたいという私の要望なんですけれども、空港シャトルバス、本当に委員会があって改善されておりますけれども、松尾駅のそばに停留所が1つふえました。今後、第1ターミナル、第2ターミナル、両方に停留所ができるように町としても要望していただけないかどうかお伺いしたいと思います。

それと、すみません、資料でした。9ページ、6行目、衆議院議員選挙、昨年12月の衆議院議員選挙から近隣市町村に先駆けて、入場券の裏に宣誓書の印刷が始まったわけですが、幾らかでも期日前の投票率が上がっているかどうか、上がったかどうかの評

価を伺いたいと思います。

それと、24ページ、10行目、緊急速報メール、ジェイ・アラートの件でありますけれども、問題等発生していなかったか、順調だったかというところを確認したいと思います。

私のほうから以上です。

○議長（伊藤罔樹君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私のほうから、3点ほどご質問いただいたと思いますので、お答えさせていただきます。

まず、広報の関係ですが、これは行政総務員を通じて基本的には各家庭にお配りをしていくところですが、直接配布をする方もいらっしゃる。なるべくであれば直接、やはり区に加入してもらって、行政総務員を通じてということが理想だというふうに考えております。

ただ、どうしてもいろんな事情がおありなのか、区のつき合い、そういったものをさけない方がいらっしゃるようです。そういった方々には、ぜひ当然、区に入っているいろんなコミュニティ活動、こういったものも一緒にやっていただくことが理想的と思います。

しかしながら、そういったことがどうしても事情があって入れない方に対しても、町としてはいろんな情報をお伝えしなければならないという必要がありますので、現在のところやむを得ない状況で、このように個別にお届けさせていただいているということで、その部分は少しご理解をいただきたいところでございます。

それから、もう一つ、町のホームページに前町長の記事が検索した場合に出てくるということですが、ちょっと私の認識の中で、今のホームページに前町長の情報が載っていることは、直接ないかと思えます。

ただ、検索をした場合ということですが、ちょっとまた後ほど確認させていただかなければいけない部分もあるかと思えますが、恐らく、もしかすると他のサイトに載っている情報、そういったものが見えることがあるのか、その辺はまた確認をさせていただきたいと思っています。

それから、衆議院議員選挙の投票率ということですが、これは、宣誓書を期日前投票のとき投票所で直接書かなくても、事前に書いてこられるような仕組みに改めたということをごささせていただきました。

それによって、じゃ、投票率が上がったかといいますと、実際、それによってそのために上がったかどうかは確実にやはり把握できない部分はございます。しかしながら、入場券の裏側の宣誓書を記載して投票される方が非常に多くいらっしゃるということは確かでございます。

ます。

ちょっと答えになってない部分があるかもしれませんが、今お答えできるところで、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私のほうから防犯等のLED化の率ということで、これにつきましては、25年3月末現在で約4%でございます。これは、町管理、それから地元管理を含めてのパーセントということになります。

将来の目標はということですが、今、我々も検討しておりまして、町管理のものについては、道路照明等の大型のものを除いて、極力LED化を早期にしたいということで、今、その方策等について検討しております。

もう一点、緊急速報メール、県内でも何カ所かうまく流れなかったというところがございますが、うちにつきましては、保守管理の委託をしております業者にも当日立ち会わせておりまして、何かあったらすぐ対処するようにしておりますが、無事何もなく流れました。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私のほうからは、空港シャトルバスについてのご質問にお答えさせていただきたいと存じます。

議員ご承知のとおり、空港シャトルバスにつきましては、横芝光町、お隣の山武市、そして芝山町、3市町で共同運行をしているところでございます。空港シャトルバス運行に係る事務局といたしましては芝山町にあるところでございますが、その協議会、議会からもその委員になっていただいているところでございますが、よりよい運行のために定期的な会合で、1つでも改善できるようにということで、今まで、現在まで、そういった会議も重ねてまいったところでございます。

そのご指摘の停留所の件につきましても、当然、より利便性が高まる方向で要望が多ければ、当然それはその事務局を通じ、空港会社ですとか協議の中で改善を図っていければというふうに考えております。

ちなみに、町長もその委員に入っておるわけですが、先だっの会議におきまして、今JRの横芝駅がご承知のように駅前広場の改修事業が着手したところでございます。これが完成いたしますと、現在ご承知のように、大型バスはなかなか狭い中入ってこられない駅前広

場が大型バスも、観光バスも入ってこられるような形状に変わるという方向で整備しているところでございますが、その整備がなった暁には、そのシャトルバス、現在それぞれ12便運行しているところでございますが、そのうちの何便かでも空港道路から、あるいは直接、スタート地点である旧こどもの国、その辺のルートはともかくといたしましても、JR横芝駅にも入ってくるような、そういったルートの変更も、今の段階から検討課題として検討していただけるように提案したところでもございますので、そういったものも含めて停留所の第1ターミナル、第2ターミナルの連携の件もあわせまして、ご要望の一つということで、今後とも実現の方向になるように、検討を加えていくよう要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ、要望が結構耳にありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっとしつこいようですけれども、総務課長、広報よこしばひかり、いろいろご事情はあろうかと思ひます。町内にいない方にも送っているということでもありますし、そういうふうに調査委員会でも伺っておりますので、いろいろあろうかとは思ひますけれども、何か将来的に自主防災組織とか、いろんな意味で町一つになるための夢のようなきれいごとかもしれませんが、全てそういうふうに横芝光しかり、また自主防災組織しかり、1つになれるような前向きな希望ある研究というか、ご検討を続けていただきたいと思ひますが、ご決意のほど、よろしくお願ひします。

○議長（伊藤圀樹君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 町民の皆さんが全て自治会といいますか、各区に加入していただくということは、いろんな意味でやはり重要だというふうに考えております。もちろんこれは総務課のみならず、いろいろな部署で関連してくることもあろうと思ひます。我々もそれはできるように、機会あるたびにそういった説明は行政総務員連絡会を通じましても、あるいはいろんな形で努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 最後に1つ漏れました。

資料の18ページの14行、産業まつり補助金でありますけれども、本年、毎年非常に盛況な横芝光町の産業まつりでありますけれども、すみません、直接決算とちょっと離れますが、

もしご許可いただけるようでしたら、本年の産業まつりの体育館の工事もありますし、どのように成功させるか、ご決意を伺って終わりたいと思います、詳細と。

○議長（伊藤罔樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 産業まつりではありますが、今川島富士子議員から言われたように、ことしは体育館が使えません。この関係で、大幅な見直しを今、しているところであります。

一番何が大変かと言いますと、今までの店舗数がかなり詰めなくちゃいけないと同時に、体育館で催していたものが全部できませんので、一部、町民会館のほうに振り分けをしたり、あるいは町民会館の前の駐車場、いろんなふうに今計画をしているところであります。今後、飯場等ができて工事が再開になりますので、車は入れないかもわかりませんが、通路確保もいろいろと協議をさせていただいております。

また、ブースの位置等についても、今、全部、それらの図面を探りながら図っておりますので、まずは安全な、皆さん、歩行者から全て来場されるお客様に、これは安心・安全ということの中でも安全を期したいということから、いろいろと今精査をしているところでございます。

いずれにいたしましても、初めてこういう体育館を使えない産業まつりではありますが、もう皆様の関係団体ともいろいろと協議をさせていただきまして、皆さんに大変なるご協力をいただきながら、この平成25年度の産業まつりも大いに盛会のうちに開催をしたいと思っています。

昨年は1万9,500人でございますので、ことしはそれ以上を目指しながら、友好姉妹都市全部含めながら、町民挙げての産業まつりの実施に向けて頑張っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後2時15分とします。

(午後 1時59分)

○議長（伊藤罔樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時14分)

○議長（伊藤罔樹君） 議案審議を続けます。

浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それでは、決算書20ページの町民税、固定資産税について、これは企画財政課長に2点ほど質問させていただきたいと思っています。

1つは、町民税分で個人、法人もそうですが、業種ごと、あるいは産業区分というんでしょうか、あるいは1次産業、2次産業、3次産業という区分にするんでしょうか、何らかの分類、要するに町民税の収入の分類というのができているのかな。もし、そういう分類ができてないということであれば、分類をするということは可能なのかなということが1点であります。

もう一点は、24年度分の町税総額収入は23億9,400万というふうになっております。25年度からも、この前企画財政のほうから出していただきました財政推計によれば、10年間ぐらひは23億台の町税収入は見込めるという推計を出していただいています。

私としては、かなり厳しい推計かなと思っているんですが、10年間、23億台の町税収入が得られるという根拠はどこにあるのかなというのが1点。

もう一つは、一方、本来ほぼ比例すると思うんですが、地方交付税、あるいは国・県支出金、こちらのほうは両方で50億とか60億、5、60億あると思うんですが、それは10年後には10億程度減収になるという推計が出ております。

私の感覚で行きますと、町税収入と交付金は、ある意味リンクしているのかなというふうに思っているんですが、町税は23億9,000と23億台を保っていく推計なのに、地方交付税、あるいは県支出金はかなり大幅に減っていくというような見込みの根拠はどのようになっているんだろうという、その2点です。

もう一点、病院会計のことでちょっと質問させていただきます。

病院会計が決算書でいきますと損益計算が出てますが、24年度で……

〔何事か言う人あり〕

○3番（浅野孝男君） ごめんなさい、決算書で違うの。失礼しました。

じゃ、企画財政課長、その2点、ひとつお願いします。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） まず、ご質問の町税に関する部分でございますが、詳細につきましては町税でございますので、税務課が担当となりますので、私のほうから答える資料等は詳細なものについては持ち合わせてございません。詳細答弁については税務課長に譲りたいと思いますが、ただ、財政推計上の町税収入とその他ご質問の関連ということで、町税

収入に触れさせていただきたいと思います。

町税、財政推計につきましては、過日の全員協議会におきまして説明を申し上げたところでございます。その際に、町税については、今浅野議員からご指摘がありましたように、全国的な人口減少にもかかわらず、このような推計になったことにつきまして、簡単ではございますが、説明させていただいたところでございます。私のほうからは、税務課から聞いております概略的なことを申し上げます。

この町税については、先だってお配りしました財政推計表においては、本当にペラ1枚と申しますか、こういう推計表をお示したところでございますが、この根拠となる部分につきましては、相当積み上げて、当然のことながら推計数値は出しております。

その中で、町税につきましては、個人町民税、法人町民税を初め、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等々、いろいろ町税として把握する部分の合計でございますが、その中で今申し上げました人口減によりまして、当然のことながら町民税の均等割、つまり納税義務者一人一人に定額がかかる分については、当然人口減に伴いまして減の予測でございます。

一方で、町民税につきましては、所得割部分がございます。所得割については、現在の景気と今後の景気の予測、国の全体の財政推計等々加味いたしまして、税務課のほうで町税の推計の数値を持ってございます。その数値を私どもは財政推計の歳入の中の町税の数字の根拠といたしているところでございます。

人口減に伴う均等割の減の一方、景気、現在アベノミクスがどうなるかというところもありますけれども、全体に例えば日本銀行の短観ですとか、財務省のその時々々の財政の見通しですとか、そういったものを加味したときに、所得割の部分については、右肩上がりとまでは申しませんが、上昇基調であろう。そういったものを加味いたしまして、町民税についてはトータルで、細かい数字といたしましては、これで見ると微増のような形になります。

この町税の中には今申し上げましたように、個人町民税だけでなく、法人の町民税もございますし、固定資産税、軽自動車税、あるいはたばこ税もございますので、それらを合計いたしますと、ここにお示し、ご指摘いただいたような町税、10年後においてもトータルとして23億の大台を保つというような、税務当局と申しますか、税務部署の税務課の推計数値、これらを加味いたしまして、私ども財政推計をしたところでございます。

一方で、その地方交付税、あるいはご指摘の国・県支出金、これらが特に国・県支出金については、10億単位ぐらいで、10億とは申しませんが、5億、6億の10年後、現在の数値からすると減になるということ、その辺が町税のリンクとしてどう説明するのか、つくのかと

いうご指摘でございました。

この財政推計については、先ほども申し上げましたが、全員協議会でご説明させていただいた際に、いわゆる事業が例えば国・県支出金との絡みで申し上げますと、国の補助、いわゆる国の支出金事業、県の支出金事業、そういったものは現在大きなものでいえば、合併特例事業も含めて大きなものを進行しているものがございます。あるいは、事業が決定しておりますけれども、まだ着手がこれからというのもございます。

この財政推計に当たりましては、特にそういう補助事業等については、事業が確定したもの、あるいは事業が明確になっているもの、そういったものをまず事業との支出、当然それに伴う収入、国・県の支出金等にカウントしてございます。

地方交付税につきましては、現在の交付税制度がそのまま続くものであり、なおかつ合併の特例措置、これが何度も申し上げておりますように、平成33年度からは全くなくなってしまふ、そういった制度そのものがはっきりしているもの、それと、交付税の根拠となる主要な事業、それも今申し上げました執行、あるいはその事業の決定が明確なもの、そういったものを積算、積み上げても、なおかつこういう厳しい数字になるというような観点から財政推計を説明したところでございます。

したがって、国・県支出金につきましては、いわゆる計画的な、あるいは構想的なものを含めてございませぬので、当然それは、毎年度、毎年度ローリングしまして向う10年、10年と推計を継続していった中で、その時点で、今時点では事業はまだ形になっていないけれども、それが明確な形をとった段階で当然推計の中に入ってきますでしょうし、そういう形での推計の数値でございます。

ですから、今現在、10年後を見越して、10年後に確実にこの国の補助事業、県の補助事業の実施が明確に見通せるというものでない限り、この中に言ってみれば、逆に言えば含んでないというようなことから、額が今のレベルに比べると随分落ちているというふうに印象を持たれるのは、そういった点がまず大きいかと思います。

それでもなおかつ、このような厳しい数値が現在あるというような、そういうような観点からこの財政推計等、また見ていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 比較の範疇じゃないという部分もあるみたいですが、私が指摘したかったのは、町税収入の部分は見込み、確実じゃないけれども、23億数千万、23億台の推測を

しながら、交付金の県から、国からという部分については確定してないから載せない、結果、収支が大幅にマイナス収支になるということでは、単なる不安をあおるだけで、ちょっと余り芳しくないのかな、最高7億近くもマイナス収支になるという33年度なんかは、そういう推計も出ているんですが。

そもそもが収入、町税の収入部分でも23億のうち、ほとんどが90%以上が町税、町民税ですね、個人、法人、それと固定資産税、固定資産税と町民税というのは大体半々ぐらいのかなというふうに思うんですが、あえて税務課じゃなくて企画財政ということに関したときに、企画財政というのは財政出動、支出と収入を考えていくところだろうというふうに私は解釈してまして、収入をふやす方策、これは税務課じゃないと思うんですね。企画財政課の企画のほうの管轄なのかなという意味で、あえて新任の若梅企画財政課長に期待を込めて私、質問しているんですが、本当に10年、23億台の収入、相当これ、アベノミクスは間もなくというか、いつまでも続くとは思わないので、ただインフレになれば、額面上は名目はふえるでしょうけれども、実態は支出のほうがかんたんふえているわけですから、そうじゃなくて、実質収入という意味でいうと、やはりいろいろ財政、先ほどからもさまざまな議員さんが支出の面での指摘がいろいろあったと思うんですが、収入の部分の観点も、やはりもっと同等に持って方策を得る、つくっていくことが必要じゃないかなと。

その意味で、さっき最初に言った収入の分類、1次産業、2次産業、3次産業、あるいは農業、水産業というのか、商業、サービス業というのか、工業従事者というのか、その辺の分類をある程度、町と独自に策定して、何らかの励みになるような施策を講じるべきだろうというふうに私は思うわけです。

そういう意味で、企画財政課の企画にはその辺を期待したい。本当にこのままやっていたら23億保てるということじゃないと思うんです、実質的に。インフレによる23億はできるかもしれないけれども、インフレを除いた分、除いた分で今の実質収入を維持していくためには、並々ならぬ努力が必要じゃないかと思うんですが、その辺、いかがですか、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） まず、町税の推計につきましては、浅野議員がおっしゃったより政策誘導的な部分、当然これが一番、今後の、ましてや10年後というような中期的なスパンで見たときにどうなるかじゃなくて、それをどう持っていくかということが大事だというご指摘、非常にわかるところでございます。

繰り返しになりますが、この財政推計での町税収入につきましては、現在の町税の構成、それと町税一つ一つの項目について、景気等の動向ももちろんありますが、これがいわゆる政策誘導的なものが、言ってみれば入っていない推計になっております。

これは推計上の問題でございますので、一方で、おっしゃった企画財政、町全体の財政を言ってみれば管理する、一方で町の総合計画的な町の将来発展の方向性を誘導する、そういう2つの仕事を同時に課せられている課といたしましては、おっしゃったような収入をふやす方策、これは本当に考えるべきところでございます。

この財政推計を説明した際にも、ただ単に出を抑えるという面での言ってみれば消極的といえますか、守りの方策だけでなく、一方で歳入をふやす努力も同時にしていかなければならないということは申し上げましたが、ただ、具体的に踏み込んだご説明をそのときはできませんでした。

当然、これは、すぐここでぱっと正解が出るものではもちろんありませんが、おっしゃるような政策誘導といえますか、町の歳入をふやすために積極的な努力をする、努力をするというのは、ただ単にかけ声だけではなくて細かい、おっしゃったようなデータを分析し、積み上げ、その足りないところについてはどうしたらいいか、どういう方策があるか、そういったものも含めての財政計画といえますか、町の発展計画といえますか、そういったものは、この財政推計とは別に、別ではないですね、財政推計をもとに厳しい状況であるので、そういう方策といえますか、それを考えなければならないという意識は、認識は十分に持っております。

ただ、実際に今この回答で、こうしたらいいと思いますというところがお示しできない点ではございますが、十分認識はしておりますので、その方向に向かって、今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤圀樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 企画財政課長にはひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、くどいようですけれども、23億台というのは、これから多分2%、3%毎年毎年、多分物価が上がっていくという計画で進んでいるわけですから、10年後、例えば30%ぐらい上がっていくという、そういう意味でいえば、30億近い町税収入があってもおかしくないんですが、実質という意味で考えていっていただきたい。

今の23億台が保てればいいということじゃなくて、増税によらず、インフレによらず、実質的な23億台の町税収入を得られるようなことを考えていってほしい。

もちろん企画財政の努力だけでは到底無理でしょうから、さっき言いましたように、1次産業、2次産業、3次産業等々のある意味分類をしながら、関係各課とやはり連携をとりながらその収入増に努力してほしい。

とりわけ固定資産税というのは、極めて一番安定的な税収と言われているわけですね。その固定資産税をふやすためには、土地が決まっているから幾らじゃなくて、例えば産業を活発にしていけば、例えば倉庫が建つ、何かの工場が建つ、工場が建てば当然そこに固定資産税が発生する、そういった施策をどんどん進めていくことが、別に大企業が来てくれなくても、3人、5人の工場が建つとか、そういったことだって十分できると思いますので、そういったことも含めて、ひとつ企画財政課長、精一杯お答えいただいたと思うんで、できれば担当、産業振興課長なんではないでしょうか、これ一番大きな課は。それと、町長のそういった意味でお考えを、決算報告で23億という税収をやはり実質23億を上げるんだという意味での回答を、ひとつ考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊藤園樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回の提出させていただいた財政推計には、この収入の部分のインフレ、または増税については考慮に入れていないんです。それは、なぜ根拠にかということになりますと、やはり今の、多分で申しわけない答弁になっちゃうんですが、先ほどの1次産業、2次産業、3次産業での割合ということになると、圧倒的に3次産業が多い状況にあると思っています、実際そうだと思います。

そうした中で、勤め人の方の毎月の給料の部分からの収入が、実は一番多いという部分の中で、人口推計を中心にこのような推計を出したかと思っています。

これから、またこの財政推計については、私の意見というのはびた一文入ってございません。ある一定のルールに従ってつくってあるわけございまして、それも極めて厳しい目から見た財政推計になっておりまして、私も6年間、この職をやらせてもらっている中で、毎年財政推計については目を通してはいるわけでありまして、考えてみれば、平成19年に財政推計を出したときの推計では、当時の基金残高は3年、4年でなくなってしまうという状況にありました。が、現在の中では、確実に毎年、今の段階までふえております。

しかしながら、先ほど企画財政課長からの答弁にありましてとおり、合併の算定替の徐々になくなっていて33年には全てなくなってしまう、そのような部分ですとか、一部、まともって償還をしてしまったほうがいい大きな事業が、たしか7億とか8億とかという金額で1つございましたので、その辺の部分も一括返済というものも、この財政推計の中には入っ

ております。

また、先ほど浅野議員がおっしゃいました、例えば地方交付税ですとか国・県の支出金につきましても、私どもの自治体がどういう事業に積極的に向かっていくか、それを実行しようとするというか、実行していくかによって、やはりこの部分というのも大きく変わってきたりします。

その投資に対する費用対効果を含めながら、今後、しっかりと中長期的な財政推計を鑑みながら、財政をしっかりと守る上でも、そのような考え方で今後も進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 産業振興課のほうにつきましては、もうこれは産業につきましては、今言われたとおりいろんな部分で農政あるいは商工業、あるいは観光面においても全て産業という分野に入ってきますので、皆さんには笑顔で税金を納めていただけるようないろんな展開をしながら、またもうかる産業を構築するためにいろいろと基盤整備も行っております。

いずれにいたしましても、明るく元気よいまちづくりと同時に産業づくりを推進をしていきたいと思っておりますので、今後、研究、検討をいろいろ重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませぬか。

ございませぬでしょうか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第12、議案第12号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

ご発言はございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第13、議案第13号 平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） すみません、ちょっとおくれて申しわけない。

後期高齢者の保険料の徴収ですが、特別徴収は100、普通徴収は97.8ですが、これ、普通

徴収を改善するということはできないんですか。

○議長（伊藤圀樹君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいま森川議員から後期高齢の徴収の件につきましてご質問いただきましたけれども、基本的には年金からの天引きというものが、これが特別徴収で100%になっておりまして、75歳になると、そのときだけ、ちょっと今まで年金徴収であったものも制度上、普通徴収になるというようなことが1年間ございます。そのときに普通徴収、納付書で納めていただいたり、口座振替で納めていただくというような形になっているんですけれども、それについて、若干、100%に行っていないというような状況でございまして、その辺につきまして住民課、国保の職員が督促だとか回って徴収をしておるわけでございますが、それについても本当であれば特別徴収になるのが一番よろしいんですけれども、なかなか制度上、そういうふうにならないというような状況がございまして、職員一同、なるべく100%に近づくように努力しておるところでございます。

なお、一緒に回って見ると、本当に何回も督促だとか、そういうものもやったり、あとちょっと実際にわからなくなっているというようなものもございまして、そのようなものにつきまして、ちょっと調査を進めているというような状況でございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて2度目の質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第14、議案第14号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

発言はございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第15、議案第15号 平成24年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第16、議案第16号 平成24年度横芝光町町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤罔樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第17、議案第17号 平成24年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 先ほどは間違ってしまった失礼しました。

ということで、最初に質問させていただきます。

素朴な質問なんです。472ページの損益計算の中で医業収益、トータル5億7,900万、医業費用のうちの給与費7億2,700万、単純な質問なんです。総医業収益より給与費のほうが上回るというのは、やはり極めて不自然な数字になっているというふうに思います。

そういった意味で、これからいろいろ積極的に、特に脳外科のほうの機材も改めて前向きに病院経営をやっていこうということだと思っております。またまた多分、先生方の給与も当然考えていかなきゃいけない。もちろん見込みとしては、その経費増に上回る収入増を

この事務長もそんな考えでいられるという説明だったとは思いますが、現実問題、23年、24年を比べると極めて悲惨な実態になっている。

特に、これは金額的には先生方の給与と比べると桁が違うんですが、事務員、24年度はこの前の報告では、新しく8名ということの報告があったと思うんですけども、多分8名のうちプラス派遣か何かであと数名いるのかなという気がしているんですが、私、ちょくちょく行って窓口にいつも七、八人ぐらいは事務員さんがいて、カルテを持っていったり写真を持っていったり、多分最低でも2人ぐらいは伝書鳩みたいな仕事をやっている。非常に醜いとかばたばたして、近代的な脳外科治療をやるのに何で鳩を使っているのかなみたいな、ちょっと表現は悪いですけども、今、どの病院だって、全て電子カルテで一目瞭然で全てがわかる、もちろん診療時間、会計時間も迅速にできるという。

だから、余計患者さんにとってデメリットとか印象も悪いということの中で、具体的には特に私の目につくところでは、やはり電子化とか、パソコンをもっともっと活用して、それは多分、2階、3階の部分でもそのほうが、当然いろんな意味で業務の効率化に役立つんだろうなというふうに思ってまして、今回、二千数百万の物品とか機材購入より多分安くて、もっともっと病院の合理化が図れるんじゃないかなと思っているんですが、1点だけ、事務長になるのか町長になるのか、お二方の意見も聞きたいですが、この医業収益を上回る給与費、とりわけ中の事務的な部分で、極めて不合理な伝達事務をやっているということの指摘をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） ただいまご質問いただきました2点について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、給与費につきましては、おっしゃるとおり病院24年度の決算をごらんいただいたとおり、医業収益で人件費が賄えてございません。これについては、24年度中間の中で、やはりこの辺のところは危惧しておりました。

というのは、23年度、やはり医業収益が落ち込んできた時期でございます。この時期で、手元の資料では、要は職員給与費に占める割合は99.3%でございました。そういった意味で、23年度決算、医業収益は下回るということで、これについては、事務方内部はもちろんですけども、病院の将来の運営について非常に危機感を持っておりました。

そういった意味で、町長初め、必死になってドクターの確保ということで奔走したわけでございますけれども、何とか今後については改善できるんじゃないかなとか、そういう

期待感を持って望んでまいります。それがまず1点。

そして、人件費のことで、先ほどいろいろ事務員の話がございました。議員おっしゃる伝書鳩というような表現がございましたけれども、レセプトを各診療科から回収するメッセージという役割の職員でございます。これについては、町の臨時職員ということではなくて、維持業務、これは全部委託しております。

したがって、委託費の中でそういった職員、メッセージを含めたトータルでの委託費の中でやっておりまして、これについては、その辺の削減ができれば、当然委託費にはね返ってくるんじゃないかということ、予算編成時に業者のほうと交渉はしておったんですけれども、やはり紙ベースの処理だということ、なかなか改善ができない状況でございます。

最後に、当然、電子化については、きのうも実はドクターとそういうような話し合いを持ちました。これは10年前からそういう電子化については議論があったそうです。

ただ、電子カルテに移行するということになりますと、今病院経営がこういう状況ですから、なかなかすぐということとはできないとは考えておりますけれども、現段階では、電子カルテの移行に伴いましてカルテの電子化、あるいは画像データの電子化ということで、トータル2億円くらいの経費もかかってしまうというようなことが試算の中であらわれておりますので、その辺を整理しながら、ちょっと考えていかなければならない、そういうふうには考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） じゃ、私のほうから、電子カルテの関係についてお話をさせていただきますと、今事務長からお話がありましたとおり、数年来、ずっとこれについては協議をしております。その中で、今、約2億というお話が出ましたが、それは画像処理のデータ化も含めて2億ということで、多分、電子カルテの導入だと1億ちょっとぐらいかなというふうに思っております。

そうすることによって、今、ニチイ学館というところに事務委託を受付の部分も含めてやっておりますが、レセプトの最後の点検ですとか、その煩雑な仕事も電子カルテをやることによって削減できたりということで、非常に1億円とか1億5,000万円とかという高額な金額ではございますが、それによる経済的なメリットというのも全くないわけではございません。そうした部分を慎重に鑑みながら、今、やや前向きにこの電子カルテに進みたいなとい

うふうに思っております。

今、事務長からお話がありましたとおり、皆さんも既にご承知のとおり、やはり病院経営の本当の真の部分というのは、やはりドクターがいて看護師がいてということでございまして、そのバランスがなかなかうまくいってなかった状況がございますし、最近、幾らか医師の確保がなされてきますと、逆に今度は、看護師の数が実数、足りなくなりつつある、その辺の部分を100床の病院を持っている一つの大きな経営という中で、今後しっかりと踏まえて確実な営業努力、利益確保のために赤字をなるべく少なくする、一般会計の繰り入れが先ほどの話とちょっとぶつかりますけれども、現実、10年の財政推計の中では、東陽病院の繰入補填を5億3,100万円だったと思います、毎年。

それを毎年少なくとも1億ですとか2億ですとかという規模で、必ず改善をしていく不転の決意で今後とも病院経営に前向きに進めてまいりますので、皆様方のさらなるご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、一気に1億数千万ということじゃなくて、数千万でも、多分初期の導入はまず最低限可能だろうと、パソコン自体はそんな高いものじゃありませんから、ソフトの部分だけでしょうから、そんなの市販というかいろいろ類似のやつもあると思うんで、安く効率よくという、それがお客様というか患者さんのため、町民のためという観点で、ぜひ積極的に進めていただきたい。

それから、やはり経営というのはハードとソフトということがあって、町長は今、看護師の問題に触れましたけれども、看護師も婦長さんがこの前もいつか、2人もやめてとかという話を言いましたけれども、1つには、これは事務長が頭痛いのかもしれませんが、病院の中のムードといいますか雰囲気、やりがい、特に医療にかかわっている人というのは、非常に聖職に近い考えでやっていかないとなかなかできない、それで病院の中の雰囲気が悪ければ、やってられないよという話になりかねない。

ですから、中でもそう、外に向けてもそうなんですけどハードもちゃんとする、それに伴って、やはり中での風通しといいますか、コミュニケーションといいますか、そういったことも事務長、町長は社長ですから、ちょくちょく行って、皆さんにご苦労さまと笑顔で挨拶して、みんなも一緒に明るく元気にやろうよという、お客様、患者さんにもやはり、つい先々週も私はちょっと憤慨してたんですが、怒るわけにいかなくて我慢してたんですが、窓口で

ずっと立っているのに、しらばっくれて何も対応してくれないという事態もあったりして、やはり病院全体が患者さんにもっともつとこんにちは、どうしたのとか、もっともつとムードを上げるような、みんな弱気で病院に行くわけですから、徹底的にそういった意味の教育を内外ともにやってほしいな、すばらしい病院をつくってほしいというように思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） ご発言はございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤圀樹君） 日程第18、議案第18号 横芝光町体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 詳細にわたって、5つほど質問したいと思います。

本件は、合法的な適切な入札執行といえども、落札率99.3%での落札は、本当に町民の理解の得られる入札金額と執行部は心得てるのでしょうか。

2つ目、資格要件を満たす業者は、今回の案件で何件あったのでしょうか。

3、設計委託業者への委託時期と入札執行と時期とはどのくらいのタイムラグがあったのでしょうか。

4、アウトソーシングした積算額をその後、執行部は検証されて入札に臨んだのでしょうか。

か。

5、今後も本件同様に公的な適切な入札がなされているというふうに解釈をして、今後も改善をされないで、同じような入札を繰り返すのでありましょうか。

その5つをちょっとお伺いいたします。

○議長（伊藤罔樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 齋藤議員からの5点の質問のうち、私ども入札を執行する部署といたしまして、4番目の積算額の検証を除いた1点目から5点目まで、順に回答させていただきます。

まず、落札率のご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、あるいは議案を説明申し上げましたときにご説明申し上げましたとおり、今回の工事の落札率は、入札予定金額の税抜きで1億2,492万に対して、落札金額が1億2,400万ということで、落札率は99.3%でございました。

この99.3%、議員ご指摘のとおり、近年の工事に関する工事の契約案件の落札率の平均がおおよそ92%ないし93%で推移していた経緯からいたしますと、確かに99.3%は高い落札率ではございますが、入札の経緯、あるいはその執行に関しては、議員ご指摘のとおり、合法かつ適正な入札執行の結果でございます。

高いという結果はございますが、入札の執行に関しては、適正に執行しております。

続きまして、入札に関する資格要件を満たす業者数が何件であったかということでございますが、今回の入札に関しましては、入札参加者の資格要件といたしまして、山武土木事務所管内に本店を有する業者ということで、それと総合評定値が750点、いわゆるAランク業者というような要件を設定して公告をしたところでございます。

その要件を満たす業者数は10件でございました。

続きまして、設計委託業者への委託時期と入札執行等の期間、それについてのご質問でございますが、今回の町体育館の設計業務につきましては、設計委託契約日が本年、平成25年4月2日でございました。設計の委託期間といたしましては、4月3日から8月6日まででございましたが、今回、議案18号としてこの9月議会に提出する時間の関係から、委託期間内でございます7月31日に委託業者からの設計業務が完了いたしまして、その翌日、8月1日に入札参加業者選定審査委員会を開催いたしまして、先ほど申し上げました資格要件等を確認、設定したところでございます。

その後、いろいろな事務手続きを経まして、8月6日にその資格、今回の入札に関する公

告を行いまして、日付で申し上げますと、その同じく8月6日から12日まで入札申し込み期間、翌8月13日から26日まで、間に土日が入る関係でございますが、見積り期間を設定いたしまして、8月27日に入札を執行いたしました。入札、落札、候補者が決定したわけでございます。8月29日に再度、先ほども申し上げましたが、入札参加業者選定審査委員会を開きまして、資格の確認を行いまして、9月2日に仮契約を行ったところでございます。

入札の執行等に関する期間的なものは以上でございます。

それと、入札制度の今後の改善の必要性というご質問でございますが、入札制度はご承知のとおり、合併以来、幾つかの試行も含めまして現在に至っているわけでございますが、入札制度の原則といたしまして、公明正大に執行する、そして入札の透明性を確保するという観点から、現在、平成24年度からでございますが、予定価格及び最低制限価格は事前公表といたしまして、委託業務建設工事については、受注希望型の競争入札を原則として行っておりでございます。

現状といたしまして、事前公表の一般的に言われる弊害の一つの中で懸念される、最低制限価格での抽選の多発という事態はございません。抽選そのものはございますが、多発しているということはございません。参加業者が適正に積算しました入札金額により応札されている現状でございます。

ただ、この現在の入札制度が完璧なものということではもちろんございませんので、まず、適正かつ入札の透明性の確保という大原則を確保した上で、入札制度の執行に努めてまいりますし、よりよい改善の方策があれば、それらも含めまして、よりよい方策を検討していく努力を重ねるということ言うまでもございません。

以上です。

○議長（伊藤園樹君） 社会文化課長。

○社会文化課長（越川誠一君） 齋藤議員のご質問の4点目になろうかと思えます。

アウトソーシングした積算額を執行部の検証はどのようにしたのかというご質問でありますけれども、アウトソーシング、外部発注ということだと思っておりますけれども、積算、実施設計につきましては、社会文化課のほうで業務委託のほうを実施してございます。

内容につきましては、公共事業単価により積算、設計のほうを実施していただいております。

検証についてはどのようにということだと思えますけれども、一応、担当のほうでその設計書の金額、単価のほうについてはチェックをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（伊藤罔樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） まだ1カ所、ちょっと回答漏れがあったんですけども、その回答漏れは、じゃ、一番合法的な適正入札というのは私も認めて申し上げてはいますが、その次に、この数で本当に99.3%で、本当に町民の理解が得られますかという、どういうお考えですかという回答はいただいておりますので、いただきたいと思えます。

入札につきましては、浅野孝男議員と私ども1期生の部分で、公平・公正な入札という形で徹底的に議場でも追求してまいりましたところですが、執行部、あるいは業者のどちらにつくんじゃないかと、誰が見ても公平感があるんだという形で、ですからこの99.3%というものは、町民の皆さんが見てどうなんですかという形を聞いているわけですし、実は、この追加議案をいただいたときに、私も前に土木関係の会社を経営していた関係で、山武市内にも同業者の会社経営をされる方、あるいは私の大学の友人で経営コンサルタントというような形の、現状を千葉に1回来て調査をしていった、現地調査をして聞き取り調査をしてまいりましたところ、調査した結果、設計コンサルタントが申すには、内訳書まで県内の類似した部分の内訳書とか現状をよく見せていただいて伺ったんですけども、実際、積算、積み上げた内訳の額は、要するに、110%から112%というのが現状のようです。

ということは、本来、このアベノミクス以降、円安という形になって、近年にない原材料費の高騰で、旧精算価格、千葉県の算出かどうかはわかりせんけれども、その積算資料に基づいて積算した感では、とてもとてもこの額ではおさまりがつかないというようなのが、私の推測できるところでございます。

そして、2番目の必要条件を満たす業者は何件あったのかという回答に、今、10件という回答をいただきましたけれども、その10件は、裏を返せばどういうことかという、応札業者は2者ということで、たった2件の応札業者で、1件では競争になりませんが、指名競争入札ですので競争はされているんですけども、なぜそういう形かというと、やはり私の調査によりますと、積算額がもう古くて、積み上げ額が大体110%以上の積算額になって、とてもとても合わないよ、だから辞退させてもらおうという形で、実は、そういうこの業者のしきたりというのを聞きましたところ、元施工というのは、前やった業者さんというのは、やはり自分の仕事、あるいは郷土愛というのがありまして、多少の赤字覚悟でも前施工の業者さんは落札せざるを得ないんだよという業界の暗黙のうちのルールがあるというようなことも聞きまして、ですから、そういった形で、10件もあるのに2件しかないというこ

とは何か創意工夫で、執行の何か競争原理が働いてなくて、明らかに発注する側の創意工夫が、もう一手間も二手間も足りないじゃないかというような解釈をしました。

ですから、5番目の質問の中で、今後の、そういったちょっとずれた回答をいただきまして、私は、今後改善の余地があつて、このままで議員も町民も皆さん納得する99.3%で納得すればいいんですけども、そういう現状をよく調査して入札執行をされたらいかがですかというお話をしたいだけであつて、4番目の社会文化課長の部分について、例えば積算額を執行部の検証はというのはどういうことかということ、県の古いデータで、いや、うちのほうは検証したわけじゃありませんよ、設計は積算会社に任せて内容が来たんですがと、それは、あくまでも外注に出して、責任をとるのは横芝光町役場、あるいは佐藤晴彦町長であつて担当部署でありますので、そういう現状から余りにもかけ離れた入札をして、法的に間違いがありませんと言っても、それは間違いのないでしょう、誰からも、もちろん談合もされていないでしょう。

ただし、この99.26%ですか、四捨五入して3%、その数字は、明らかに発注する側の技術的な未熟さがこういう結果を招いたと思うんですけども、その点について、1番目の本当の町民の理解が得られる数字ですか。あと5番目は、改善の必要があるのかの答弁漏れを踏まえて、ひとつお願い申します。

○議長（伊藤罔樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来、企画財政課長のほうから、契約の担当課として答弁させていただきましたが、あくまでも私どものほうとしては、公平・公正なルールに基づいての入札の結果でございます、これがたとえ99.9%であろうが、100%という……、ほか全部辞退して、100%ということもあり得るかもしれません。

その中で、今、齋藤議員もある意味、詳しく詳細な部分を教えていただきましたが、その結果としての99.3%であるとすれば、これはあくまでも、私どもの提示した範疇に入っているわけでございますので、それについて私どもが、町民が納得しているとかしていないとかというところの部分では、町民に納得をしていただきたい、また、本議会においてもご理解をいただきたいというところでございますし、また、今暗黙のルールというような業界でのお話でしたが、私どもの中では、その暗黙のルールの云々だということについては、一切取り入れることなく、粛々と事務を進めているわけでございます、県の単価が古いか新しいかについては、おっしゃるとおり、この急激な経済の変動があつたのも現実に事実でございますので、そこの渦の中でのこの一回の入札がたまたまこういうような、いわゆる高

い落札率を物語ってしまったのかなという気はしますが、それによって、今後、この部分について入札のルールを、よりいいものがあれば、それはそれで検討させていただきたいと思えますし、今回のこの入札に関する一切について、これでよしと考えて、私どもはこの議会に上程をさせていただいているわけですので、ひとつご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁にかえます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ちょっと、少し食い違って、ですから、適正な入札でしていると申し上げているじゃないですか。だけれども、町長だって、町民に選ばれた代表じゃないですか。町民がこのままで納得できないんですよ。もう、業界あたり、2割、3割当たり前というイメージが常にあって、こういう現状では、1億の仕事で800万から1,200万損してやっているんですよ。

そういう形でやって、地場産業育成の見地からもこういう形で、地域の囲い込みをしたかもしれませんけれども、町長だって町民から選ばれているんですから、こういう町民の負託を得た町長であるにもかかわらず、うちのほうは執行してますよといったって、町民はこの99.3というのは、昔のイメージですから納得しませんよ。

ですから、もう少し積算についてもそれについても、外注に出して、そのままやってそれでいいんだと、私のところは法的の範囲の中ですよという話は、それは誰でもできる話で、改善の余地はありませんかという話を申し上げているんですよ。

そういうわけですので、今後、公平・公正な、私どもは業者を擁護するわけではありませんけれども、町民が見ても納得する、業者がお仕事をいただいて、1,000万も1,200万も損するような発注の仕方はおかしいと申し上げているんです。

以上です。終わりにします。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この工事で落札した契約相手の業者が、今、齋藤議員がおっしゃるとおり1,000万円の赤字を出してしまうというようなことがあること自体、今初めて知りましたが、それが事実かどうか今後ちょっと検証をさせていただいた中で、ある部分、配慮が足りないのであれば、その部分については、きちんと今後検討課題の一つとして考えさせていただきたいと思えますので、よろしくご理解賜りますよう、お願いします。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） ほかに発言はございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤圀樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議の途中ではありますが、ここで休憩をいたします。

再開は午後3時35分です。

（午後 3時26分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時34分）

◎議員派遣の件

○議長（伊藤圀樹君） 議案審議を続けます。

日程第19、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎陳情の件

○議長（伊藤圀樹君） 日程第20、陳情の件を議題とします。

ここで常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員会委員長鈴木唯夫君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（鈴木唯夫君） 産業建設常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託された陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、9月4日午後3時10分から委員6名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の過程で、各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号 TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情についてであります。TPP交渉参加により、米、麦、牛肉、豚肉などの重要5品目が聖域として確保されるか明確でなく、当町においては小規模農家が多く、町の基幹産業である農家が負担するという意見や、TPP交渉参加に参加しても、農業をやっていけるよう生き残るための努力をすべきであるなどの意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で採択することに決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたします。

〔産業建設常任委員会委員長鈴木唯夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、民生文教常任委員会委員長。

委員長。

〔民生文教常任委員会委員長川島富士子君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（川島富士子君） 民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において民生文教常任委員会に付託された陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、9月4日午後3時10分から委員6名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で、各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第2号 生活保護法を「改悪」しないよう意見書の提出を求める陳情書についてであ

りますが、生活保護に関しては、どのように自立できるか等の観点のものと改正であって、著しく生存権を侵害するということにはつながらず、改正前であるため実証できない。また、書類の提出の義務づけ化は当然のことであって、陳情の内容には当てはまらない。生活保護者の不適正な受給防止の観点からすると、法のもとにおいて厳しく対応していただく必要があり、陳情書の内容を精査すると、今のところ無理があるため反対であるなどの意見があり、採決の結果、全員一致で不採択とすることに決定しました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長川島富士子君降壇〕

○議長（伊藤囀樹君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま産業建設常任委員会委員長及び民生文教常任委員会委員長から報告のありました陳情2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議なしと認め、これより陳情第1号及び陳情第2号について採決いたします。

採決は分割して行います。

初めに、陳情第1号 TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択するものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤囀樹君） 挙手少数。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 生活保護法を「改悪」しないように意見書の提出を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤囀樹君） 挙手少数。

よって、陳情第2号は不採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、今期定例会に付議された案件の全てを議了しました。

これにて平成25年9月横芝光町議会定例会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 圀 樹

議員 野村 和好

議員 川島 仁